

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度　自　平成22年4月1日  
(第12期)　至　平成23年3月31日

イー・アクセス株式会社

(E04482)

第12期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

イー・アクセス株式会社

目 次

頁

第12期 有価証券報告書

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【沿革】 .....	5
3 【事業の内容】 .....	6
4 【関係会社の状況】 .....	8
5 【従業員の状況】 .....	8
第2 【事業の状況】 .....	9
1 【業績等の概要】 .....	9
2 【生産、受注及び販売の状況】 .....	12
3 【対処すべき課題】 .....	13
4 【事業等のリスク】 .....	14
5 【経営上の重要な契約等】 .....	16
6 【研究開発活動】 .....	16
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	17
第3 【設備の状況】 .....	19
1 【設備投資等の概要】 .....	19
2 【主要な設備の状況】 .....	19
3 【設備の新設、除却等の計画】 .....	19
第4 【提出会社の状況】 .....	20
1 【株式等の状況】 .....	20
2 【自己株式の取得等の状況】 .....	59
3 【配当政策】 .....	60
4 【株価の推移】 .....	61
5 【役員の状況】 .....	62
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 .....	66
第5 【経理の状況】 .....	73
1 【連結財務諸表等】 .....	75
(1) 【連結財務諸表】 .....	75
(2) 【その他】 .....	123
2 【財務諸表等】 .....	124
(1) 【財務諸表】 .....	124
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	192
(3) 【その他】 .....	195
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	198
第7 【提出会社の参考情報】 .....	200
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	200
2 【その他の参考情報】 .....	200
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	201

監査報告書

内部統制報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月27日
【事業年度】	第12期(自 平成22年4月1日至 平成23年3月31日)
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 健生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【電話番号】	03-3588-7200
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画本部経理部長 廣野 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	56,250	67,564	94,467	83,067	181,541
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	△1,564	△8,365	△2,590	10,828	5,088
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	909	△6,351	△9,849	4,148	14,565
包括利益 (百万円)	—	—	—	—	—
純資産額 (百万円)	108,222	19,433	12,702	13,155	—
総資産額 (百万円)	237,837	121,590	129,052	86,864	—
1株当たり純資産額 (円)	21,386.61	13,291.57	4,976.80	6,981.37	—
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	631.82	△4,396.36	△6,977.21	2,762.06	4,765.51
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	306.25	—	—	2,170.49	4,568.24
自己資本比率 (%)	13.1	15.5	7.4	14.6	—
自己資本利益率 (%)	2.8	—	—	37.3	—
株価収益率 (倍)	123.9	—	—	24.7	9.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,404	△4,872	19,107	14,872	52,002
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△20,335	△97,361	△12,934	△3,999	△45,848
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,010	△11,074	14,732	△53,303	△23,651
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	160,926	47,619	68,541	26,110	43,397
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	660 (1,043)	347 (63)	462 (119)	404 (45)	— (—)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社を完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、当社を完全親会社、イー・モバイル株式会社を完全子会社とするものであります。「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイル株式会社が当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイル株式会社を吸収合併いたしました。そのため、第12期の連結損益計算書は、イー・モバイル株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績を連結した金額となっております。
- 3 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、当連結会計年度末において連結子会社が存在せず、当連結会計年度末の連結貸借対照表を作成しておりません。したがって、第12期の「包括利益」、「純資産額」、「総資産額」、「1株当たり純資産額」、「自己資本比率」及び「自己資本利益率」を記載しておりません。
- 4 第9期及び第10期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、「自己資本利益率」及び「株価収益率」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

- 5 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は（ ）外数で記載しております。なお、臨時雇用者数には第8期まで業務委託先従業員数を含んでおりましたが、第9期からは除いております。
- 6 第9期の従業員数及び臨時従業員数が第8期に比して、313名、980名それぞれ減少したのは、注5に記載した内容に加え、平成19年5月31日にイー・モバイル株式会社が連結子会社から持分法適用関連会社へ異動したためであります。
- 7 第10期の従業員数及び臨時従業員数が第9期に比して、115名、56名それぞれ増加したのは、主に平成20年9月1日より株式会社アッカ・ネットワークスを連結子会社に含めたためであります。
- 8 第11期の従業員数及び臨時従業員数が第10期に比して、58名、74名それぞれ減少したのは、主に株式会社アッカ・ネットワークスとの合併による経営効率化及び持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社への出向による人員シフトによるものであります。
- 9 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイル株式会社を吸収合併したため、当連結会計年度末において連結子会社が存在せず、第12期の従業員数及び臨時従業員数は記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
売上高 (百万円)	55,984	67,257	78,623	77,029	70,906
経常利益 (百万円)	11,378	10,587	12,909	15,027	15,807
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	6,628	8,454	7,034	10,015	△18,228
資本金 (百万円)	17,034	17,101	18,368	18,392	18,482
発行済株式総数 (株)	1,455,745	1,461,310	普通株式 1,417,994 第1種優先株式 25	普通株式 1,447,496 第1種優先株式 25	普通株式 3,463,752 第1種優先株式 25
純資産額 (百万円)	38,229	40,324	47,976	56,895	73,026
総資産額 (百万円)	139,572	142,448	161,148	130,584	352,952
1株当たり純資産額 (円)	26,259.87	28,464.80	32,042.71	37,549.22	20,347.74
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	1,800 (900)	2,300 (1,150)	普通株式 2,300 (1,150) 第1種優先株式 1,596,162 (-)	普通株式 2,400 (1,200) 第1種優先株式 6,773,750 (3,386,875)	普通株式 2,400 (1,200) 第1種優先株式 7,448,750 (3,724,375)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	4,604.66	5,852.03	4,934.73	6,834.42	△6,207.28
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	3,987.15	5,081.54	4,261.81	6,330.97	—
自己資本比率 (%)	27.4	28.3	29.8	43.6	20.7
自己資本利益率 (%)	18.0	21.5	15.9	19.1	—
株価収益率 (倍)	17.0	10.5	12.9	10.0	—
配当性向 (%)	39.1	39.3	46.6	35.1	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	291 (407)	347 (63)	392 (53)	404 (45)	1,292 (747)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 平成20年12月26日付で、第1種優先株式25株を発行いたしました。
- 3 平成19年3月期第2四半期より、四半期配当を実施しております。
- 4 第9期及び第10期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額575円の合計2,300円、第11期の1株当たり配当額は、四半期毎の配当額600円の合計2,400円となっております。また、第12期の1株当たり配当額は、第1四半期末の特別配当1,800円と第1四半期末を除く四半期毎の配当額200円の合計2,400円となっております。
- 5 第12期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」、「自己資本利益率」、「株価収益率」及び「配当性向」については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
- 6 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は( )外数で記載しております。なお、臨時雇用者数には第8期まで業務委託先従業員数を含んでおりましたが、第9期からは除いております。
- 7 関連会社であったイー・モバイル株式会社に対し、第8期に369名、第9期に460名、第10期に547名、第11期に693名を専任出向させております。
- 8 第12期の正社員数及び臨時従業員数が第11期に比べ、それぞれ888名、702名増加したのは、主にイー・モバイル株式会社との合併によるものであります。

## 2 【沿革】

平成11年11月	イー・アクセス株式会社（本店所在地：東京都港区虎ノ門三丁目8番21号虎ノ門33森ビル）設立（資本金3,000万円）
平成11年12月	一般第二種電気通信事業の届出番号（A-113514）を取得
平成12年4月	NTT電話交換局2局にてADSL試験サービスを開始（青山局・三田局）
平成12年8月	新事業創出促進法の認定を取得（注）1
平成12年9月	第一種電気通信事業の許可番号（第264号）を取得
平成12年10月	無料試験サービスを終了し、有料サービスを開始
平成13年7月	電気通信基盤充実臨時措置法の認定を取得（注）2
平成13年11月	最大下り通信速度8Mbps ADSLサービス8Mbps ADSLサービスを開始
平成14年6月	日本テレコム株式会社より個人向けADSL回線事業譲受を実施
平成14年10月	「ADSLプラス」最大下り通信速度12Mbps ADSLサービスを開始
平成15年3月	IP電話事業者との提携によるIP電話の商用サービスを開始
平成15年7月	「ADSLプラスII」最大下り通信速度24Mbps ADSLサービスを開始
平成15年10月	東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場
平成15年11月	「ADSLプラスQ」最大下り通信速度40Mbps ADSLサービスを開始
平成16年7月	AOLジャパン株式会社よりISP事業の営業譲受を実施
平成16年8月	最大下り通信速度47Mbps ADSLサービスを開始
平成16年11月	最大下り通信速度50Mbps ADSLサービスを開始
平成16年11月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
平成17年1月	子会社イー・モバイル株式会社を設立
平成17年5月	1.7GHz帯における国内初のW-CDMA実証実験を東京都内で開始
平成17年11月	子会社イー・モバイル株式会社が総務省より1.7GHz帯におけるW-CDMAでの本免許を取得
平成18年5月	子会社イー・モバイル株式会社が3,600億円超の事業資金を確保
平成19年3月	子会社イー・モバイル株式会社が東京都23区、名古屋市、京都市、大阪市でHSDPA通信サービス『EMモバイルブロードバンド』を開始
平成19年5月	イー・モバイル株式会社が、株式の一部売却により連結子会社から持分法適用関連会社に異動
平成19年12月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSDPA規格による下り最大通信速度7.2Mbpsのサービスを開始
平成20年3月	関連会社イー・モバイル株式会社が全国で音声サービスを開始
平成20年8月	第三者割当増資により株式会社アッカ・ネットワークスの株式を取得、9月1日より連結子会社化
平成20年11月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSUPA規格を導入し、送信最大通信速度1.4Mbpsのサービスを開始
平成20年11月	株式会社アッカ・ネットワークスの株式を公開買付けにより追加取得、保有率を88.06%へ増加
平成21年6月	関連会社イー・モバイル株式会社が総務省より3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局開設計画の認定（免許）を取得
平成21年6月	株式会社アッカ・ネットワークスを吸収合併
平成21年7月	関連会社イー・モバイル株式会社がHSPA+規格を導入し、下り最大通信速度21Mbpsのサービスを開始
平成22年7月	関連会社イー・モバイル株式会社を株式交換により完全子会社化
平成22年12月	子会社イー・モバイル株式会社がDC-HSDPA規格による下り最大通信速度42Mbpsサービスを開始
平成23年3月	子会社イー・モバイル株式会社を吸収合併

（注）1 新たな事業分野の開拓を図る事業者を支援するために設けられた促進法で、認定事業者はストックオプション制度の特例、債務保証、低利融資制度等の支援を受けることができます。

2 電気通信分野における技術革新を促すために設けられた措置法で、認定事業者は低利融資制度、優遇税制、債務保証等を受けることができます。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当連結会計年度末現在、当社と非連結子会社2社（株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合）により構成されております（ただし、イー・モバイル株式会社（以下「イー・モバイル」といいます。）は平成23年3月30日まで当社の連結子会社であったことから、この有価証券報告書において、「当社グループ」には、文脈によってイー・モバイルを含みます。）。

当社グループは、当社が平成23年3月31日に、連結子会社であったイー・モバイルを吸収合併したため、当連結会計年度末における連結子会社はありません。

なお、当社の子会社である株式会社カルティブ及びCV1投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して連結の範囲から除外しております。

当社グループの事業におけるセグメントの位置付けは、次のとおりであります。なお、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおり、平成23年3月31日付で当社がイー・モバイルを吸収合併したことにより、平成23年4月1日より開始される事業年度において当社グループの報告セグメントの区分を変更しております。

#### ①モバイル事業

「イー・モバイル」ブランドで、3.5世代・HSDPA規格を用いた高速モバイルデータ通信サービスと音声サービスの提供及び各サービスに付随する端末の販売を行っております。

モバイル事業では、他社に先駆けHSPA規格による通信速度の高速化を推し進め、平成22年12月からはDC-HSDPA規格を用いた下り最大速度42Mbpsのモバイル通信サービスを開始しております。また、従来のデータカード型端末やスマートフォンなどの音声機能付き端末だけでなく、携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機などWi-Fi対応機器の多様化に合わせ、3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi(ポケットワイファイ)」やモバイルWi-Fiルーターとしても使用できるテザリング機能をオープンにしたAndroid™ OS搭載スマートフォンを発売して、お客様に提供しております。

#### ②ネットワーク事業

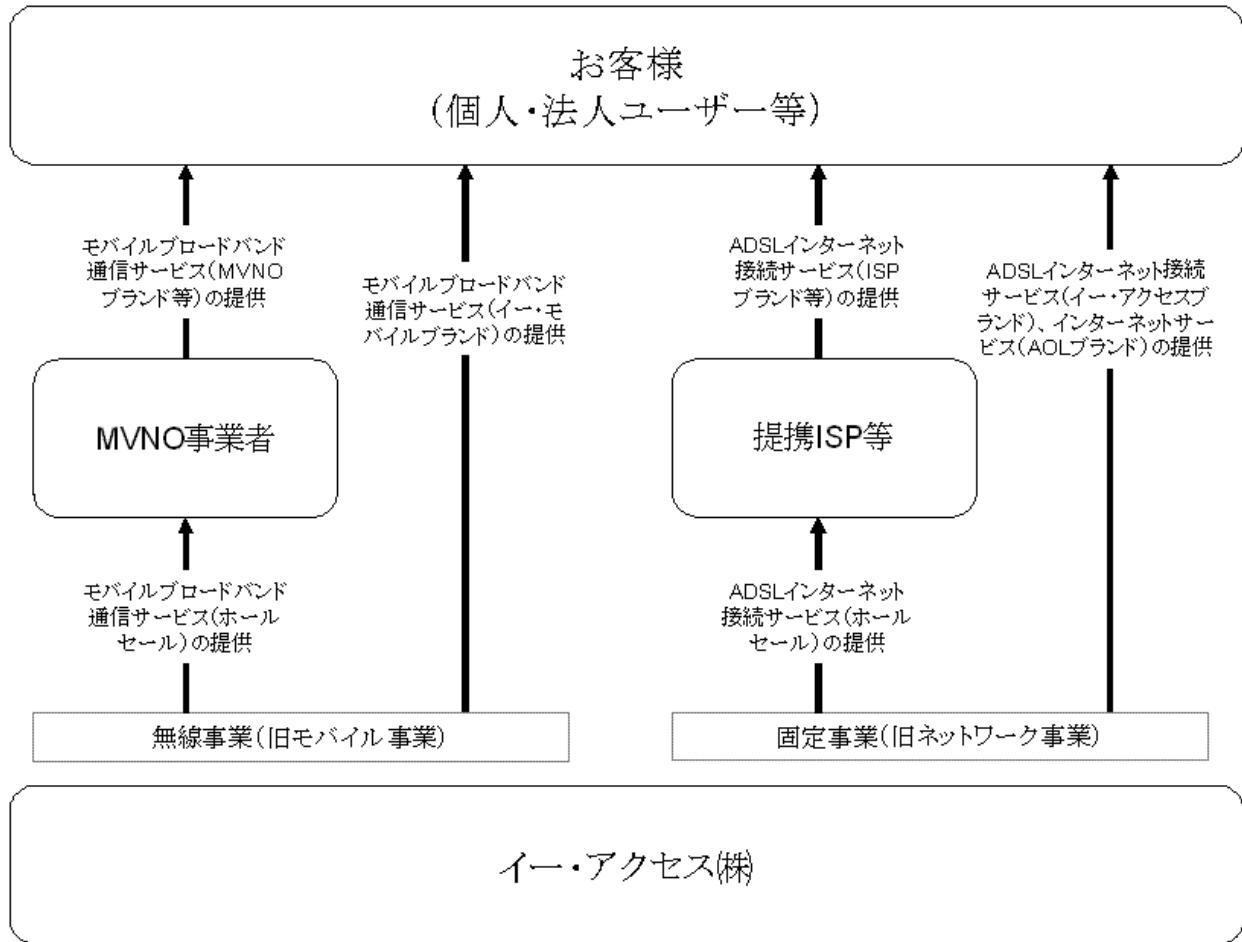
ADSL事業者としてISPなどのビジネスパートナーへのホールセールを通じ、お客様にADSL回線を提供しております。平成21年6月に同じADSLのホールセール事業者の株式会社アッカ・ネットワークス（以下「アッカ」といいます。）を合併し固定ブロードバンド市場のシェアを拡大するとともに、FTTHとの料金格差や導入の容易性といったADSLの優位性を生かしたサービスの訴求を行っております。

ネットワーク事業では、前述のADSLサービスのホールセールの他に、米 AOL Inc.との提携によるAOLブランドのISPサービスを展開しております。

#### ③デバイス事業

デバイス事業では、メーカーとの協業によりデータカード端末、3G一体型モバイルWi-Fiルーター、スマートフォンなどの音声機能付き端末を調達し、モバイル事業に提供しております。このため、当連結会計年度の連結財務諸表では内部取引として相殺消去されております。なお、平成23年4月1日より開始される事業年度においては、デバイス事業で行っていた端末等の調達は無線事業（旧モバイル事業）に含めております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 当社は、連結子会社であったイー・モバイルを平成23年3月31日付で吸収合併いたしました。同社が営んでいたモバイル事業は当社の「イー・モバイル」ブランドとして存続しており、当社グループとして営んでいる事業の内容について重要な変更はございません。但し、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおり、平成23年3月31日付で当社がイー・モバイルを吸収合併したことにより、平成23年4月1日より開始される事業年度において当社グループの報告セグメントの区分を変更しております。それに従い、当該事業系統図は、変更後の報告セグメントの区分に基づいて記載しております。

#### 4 【関係会社の状況】

関係会社の状況は、次のとおりであります。

(平成23年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(非連結子会社) 株式会社カルティブ (注) 1、2、4	東京都港区	12	投資事業組合の運営 及び管理等	— [100]	当社常務執行役員1名による役員の兼任
(非連結子会社) CV 1 投資事業有限責任組合 (注) 1、3、4	東京都港区	493	投資事業組合	32.4 (0.4)	将来の協業を見込んだベンチャー企業への投資

(注) 1 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため子会社としております。

2 議決権の所有割合欄の〔外書〕は、緊密な者又は同意している者の所有割合であります。

3 議決権の所有割合欄の〔内書〕は間接所有割合であります。

4 当社の子会社である株式会社カルティブ及びCV 1 投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して連結の範囲から除外しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

(平成23年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)
モバイル事業	931(721)
ネットワーク事業	197(25)
デバイス事業	30(1)
全社(共通)	134(—)
合計	1,292(747)

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、当社から日本エリクソン株式会社、大明株式会社、株式会社コミューチュア及び社団法人移動通信基盤整備協会への専任出向者81名を除いております。臨時従業員数は当事業年度の平均人員数を( )外数で記載しております。なお、臨時従業員数の平均人員数の計算にあたっては、平成23年3月31日付で吸収合併するまで当社の連結子会社であったイー・モバイルにおける臨時従業員数も計算の対象に含めております。

2 正社員数及び臨時従業員数が前事業年度に比べ、それぞれ888名、702名増加したのは、主にイー・モバイルとの合併によるものであります。

(平成23年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,292(747)	34.29	4.0	6,583,862

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、当社から日本エリクソン株式会社、大明株式会社、株式会社コミューチュア及び社団法人移動通信基盤整備協会への専任出向者81名を除いております。臨時従業員数は当事業年度の平均人員数を( )外数で記載しております。なお、臨時従業員数の平均人員数の計算にあたっては、平成23年3月31日付で吸収合併するまで当社の連結子会社であったイー・モバイルにおける臨時従業員数も計算の対象に含めております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

当社グループでは労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

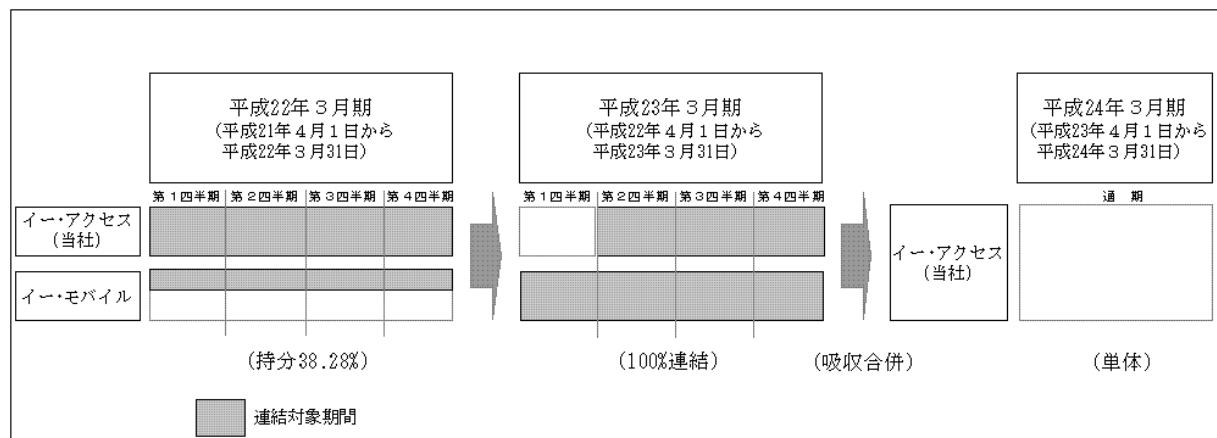
#### (1) 業績

ADSL回線の卸売を主たる事業とする当社及びモバイルブロードバンドサービスを提供するイー・モバイルは、平成22年6月に開催いたしました両社の株主総会決議を経て、平成22年7月1日付で当社がイー・モバイルを株式交換により完全子会社といたしました。その後、両社を取り巻く事業環境の変化、とりわけ移動体通信事業におけるデータ通信サービスの高速化、サービスの多様化を含む事業者間の競争の活発化に対応するためには、グループとして、より一層の経営の効率化及び迅速化を推し進める必要があると考え、当社は平成23年3月31日付でイー・モバイルを吸収合併いたしました。

前述の吸収合併に伴い当期末時点において連結子会社がなくなりましたが、当期の決算につきましては連結決算となっており、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上はイー・モバイルが当社を取得したものとする「逆取得」に該当するため、当期の当社の連結財務諸表はイー・モバイルの財務諸表が基準となっております。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイルを吸収合併いたしました。そのため、当期の業績は、イー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績を連結した金額となっております。

なお、前期はイー・モバイルが持分法適用関連会社であったことから、イー・モバイルの売上高及び営業利益は連結業績に反映されず、イー・モバイルの当期純損失の当社持分（38.28%）のみが連結上の営業外費用として計上されております。

#### ■対象期間の説明図



当期の当社グループにおいて、イー・モバイルは、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い、3G一体型モバイルWi-Fiルーター「Pocket WiFi (ポケットワイファイ)」を中心とした販売により着実に契約数を伸ばし、売上高を拡大しております。また、平成22年12月には国内初となるDC-HSDPA技術を用いた下り最大速度42Mbpsサービスを開始するとともに、Android™OSを搭載したスマートフォンを発売し、サービスや端末の拡充に努めております。

前述の経営統合に伴いイー・モバイルの売上高が加わったことにより、売上高は181,541百万円となり、前期比で98,474百万円（118.5%）増加いたしました。利益面においては、当社の営業利益及び経常利益が9ヶ月間（平成22年7月1日から平成23年3月31日）のみ連結されることに加え、イー・モバイルにおいてたな卸資産評価損を計上したことから、連結営業利益は14,967百万円となり前期比で4,184百万円（21.8%）減少し、経常利益は5,088百万円となり前期比で5,740百万円（53.0%）減少いたしました。また、リファイナンスに伴いイー・モバイルの旧借入契約にかかる長期前払費用の一括償却や固定資産除却損等による特別損失が増加いたしましたが、イー・モバイルの吸収合併に伴い当社がイー・モバイルの税務上の繰越欠損金を継承したため、当期の課税所得を相殺し、更に繰延税金資産の計上に伴い法人税等調整額を戻入れいたしました。なお、平成23年3月に発生しました東日本大震災による影響額120百万円を特別損失として計上いたしました。この結果、当期純利益は14,565百万円となり、前期比で10,416百万円（251.1%）増加いたしました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① モバイル事業

(単位：百万円)

モバイル事業	第12期	第11期	比較増減	%
売上高	142,637	—	—	—
セグメント利益又は営業利益	2,633	—	—	—

	第12期	第11期	比較増減	%
純増契約数（千契約）	766.1	941.6	△175.5	△18.6
累計契約数（千契約）	3,117.9	2,351.8	766.1	32.6
ARPU（円/月）	3,160	3,340	△180	△5.4
月次解約率（%）	1.38	1.05	—	—

※ ARPU：1契約当たりの平均収入（10円未満四捨五入）

前期はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、前期のモバイル事業のセグメント業績は記載しておりません。

モバイル事業においては、量販店におけるノート型パソコンとデータカードの組み合わせのみならず、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い需要が拡大している「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」を中心に販売施策を展開いたしました。また、平成22年12月には国内初となるDC-HSDPA技術を用いた下り最大速度42Mbpsサービスを開始し通信速度の高速化を図るとともに、モバイルWi-Fiルーターとしても使用できるテザリング機能をオープンにしたAndroid™OS搭載スマートフォン「HTC Aria™」、「Pocket WiFi S」を発売し、端末ラインナップの拡充を図りました。これらにより、平成23年3月末現在における累計契約数は311.8万契約となり、前期末比で76.6万契約（32.6%）増加いたしました。また、平成23年3月末現在の、通信可能エリアの全国人口カバー率は91.9%となっております。

契約数の順調な伸びに伴い、当期における売上高は142,637百万円となり、セグメント利益は2,633百万円となりました。

契約数

当期の新規契約数から解約数を差し引いた純増契約数は76.6万契約となりました。前期は、ノート型パソコンとデータカードの組み合わせ販売により純増契約数は高い水準となりましたが、当期においても量販店及びモバイルブロードバンド回線の卸売において「Pocket WiFi」を中心に契約数を伸ばしました。

ARPU

当期のARPUは、前期の3,340円から180円減少し、3,160円となりました。当期に行った月額基本使用料の割引キャンペーんの影響は低下したもの、卸売り販売比率の増加や2年間の長期契約割引期間の満了に伴い、初期費用引きと月額料金を抑えた契約種別の割合が増加したことによるものです。

解約率

当期の解約率は1.38%となり、前期から0.33%上昇いたしました。これは主に、2年間の長期契約割引期間の満了に伴い、一部の顧客による解約が生じたことによるものです。

② ネットワーク事業

(単位：百万円)

ネットワーク事業	第12期	第11期	比較増減	%
売上高	44,804	71,018	△26,214	△36.9
セグメント利益又は営業利益	12,844	18,320	△5,476	△29.9

	第12期	第11期	比較増減	%
ADSL累計契約数（千契約）	1,928	2,285	△357	△15.6
ADSL ARPU(円/月)	1,961	2,015	△54	△2.7
ADSL 月次解約率（%）	2.03	1.90	—	—

※ARPU：1契約当たりの平均収入（1円未満四捨五入）

ネットワーク事業においては、前述のイー・モバイルとの経営統合が逆取得に該当するため、前期においては当社の業績が12ヶ月間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）反映されているのに対し、当期においては9ヶ月間（平成22年7月1日から平成23年3月31日）のみ連結されております。

このため、当期の売上高は44,804百万円となり前期比で26,214百万円（36.9%）減少し、セグメント利益は12,844百万円となり前期比で5,476百万円（29.9%）減少となりました。

また、平成23年3月末現在のADSL累計契約数は192.8万契約となりました。提携するISP・パートナー企業と連携して新規顧客の獲得及び解約抑止に努めましたが、解約数が新規契約数を上回り、累計契約数は減少いたしました。

### ③ デバイス事業

(単位：百万円)

デバイス事業	第12期	第11期	比較増減	%
売上高	7,022	12,170	△5,148	△42.3
セグメント利益又は営業利益	117	831	△714	△85.9

デバイス事業においては、前述のイー・モバイルとの経営統合が逆取得に該当するため、前期においては当社の業績が12ヶ月間（平成21年4月1日から平成22年3月31日）反映されているのに対し、当期においては9ヶ月間（平成22年7月1日から平成23年3月31日）のみ連結されております。

このため、当期の売上高は7,022百万円となり前期比で5,148百万円（42.3%）減少し、セグメント利益は117百万円となり前期比で714百万円（85.9%）減少となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

前述のイー・モバイルとの経営統合により第2四半期連結会計期間より前連結会計年度との連続性がなくなっているため、前連結会計年度との比較は省略しております。

平成22年7月1日以降の当社連結財務諸表は、逆取得の会計処理によりイー・モバイルの財務諸表が基準となっております。そのため、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は、イー・モバイルの期首残高となっており、当期のキャッシュ・フローは、イー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日のキャッシュ・フローに、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）のキャッシュ・フローを連結した金額となっております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、イー・モバイルの期首残高49,311百万円に当連結会計年度の増減額17,497百万円の支出、株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額11,583百万円を加えた43,397百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは52,002百万円の収入となりました。これは主に、非資金取引である減価償却費33,126百万円、のれん償却額718百万円、投資有価証券評価損2,537百万円、固定資産除却損2,217百万円、長期前払費用償却額2,552百万円によるものと、たな卸資産評価損9,199百万円を含むたな卸資産の減少10,662百万円によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは45,848百万円の支出となりました。これは主にモバイル事業における設備投資による支出であります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは23,651百万円の支出となりました。主な収入要因は株式発行による収入44,954百万円、主な支出要因は短期・長期借入金の借入と返済による純支出55,340百万円、割賦債務の返済による支出12,924百万円、自己株式取得による支出2,822百万円、配当金の支払額4,199百万円であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、サービスの提供にあたり製品の生産を行っていないため、生産実績について記載すべき事項はありません。

### (2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
モバイル事業	9,579	—
デバイス事業	6,251	△40.1
セグメント間の内部仕入高	△6,679	—
合計	9,151	△12.3

(注) 1 金額は外部仕入先よりの仕入高とセグメント間の内部仕入高の合計であります。

2 上記金額に消費税等は含まれておりません。

3 平成22年6月30日以前はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、モバイル事業の前年同期比については記載しておりません。

### (3) 受注実績

当社グループは、受注生産を行っていないため、記載すべき事項はありません。

### (4) 販売実績

当連結会計年度におけるセグメント毎の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（%）
モバイル事業	142,637	—
ネットワーク事業	44,804	△36.9
デバイス事業	7,022	△42.3
セグメント間の内部売上高	△12,921	—
合計	181,541	118.5

(注) 1 金額は外部顧客に対する売上高とセグメント間の内部売上高の合計であります。

2 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

3 平成22年6月30日以前はモバイル事業を営むイー・モバイルが持分法適用関連会社であったため、モバイル事業の前年同期比については記載しておりません。

4 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額（百万円）	割合（%）	金額（百万円）	割合（%）
ソフトバンクモバイル株式会社	—	—	27,833	15.3
KDDI株式会社	22,806	27.5	13,563	7.5
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社	13,892	16.7	8,516	4.7
イー・モバイル株式会社	17,804	21.4	—	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社は、平成23年3月に発生した東日本大震災による影響が続く中、通信品質の確保に取り組み、継続的に安定した通信サービスを提供できるよう努めていくとともに、今後もブロードバンドインターネットの更なる普及に向けて、ブロードバンドサービスにフォーカスした新世代のIP通信サービスを提供し、企業価値の最大化を図ってまいります。

そのために、具体的には以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

#### ① 事業拡大と事業間のシナジー効果の最大化

当社は、成長を続けるモバイル事業及び現在の中核事業であるネットワーク事業の積極的な拡大を図るため、イー・モバイルとの合併後のシナジー効果を最大化し、顧客に対し固定通信とモバイル通信を融合した魅力あるサービスの提供を目指します。

モバイル事業においては、高速通信技術を活かした新たなサービスや料金体系、魅力ある端末等を提供していくことで、モバイルブロードバンドの利便性や機能性の訴求を図り、ブロードバンドをどこでもシームレスに利用できる社会を実現するための取り組みを積極的に行ってまいります。

ネットワーク事業においては、異業種のビジネスパートナーとのセットサービス、コスト競争力に裏打ちされた低価格サービスなどにより、FTTHや他社ADSLサービスとの差別化を行い、新規顧客の獲得と既存顧客の維持に努めます。また、平成21年6月25日付で実施したアッカの吸収合併の例にあるように、M&Aの活用による事業規模の拡大にも取り組んでまいります。

#### ② 提携パートナー及び販売代理店との連携強化

当社は、モバイルデータカードとノートPCやWi-Fi対応機器とのセット販売、大手ネットワーク通信事業者のネットワーク通信サービスと当社モバイルサービスのセット販売等、ユーザーが求める付加価値を提供するために様々な業種の企業と連携し、ユーザーニーズの深掘り及び新たな顧客の発掘に取り組んでまいります。

また、当社は、モバイル通信事業者として、またAOLブランドのISP事業者として独自の販促活動を行うとともに、ISPなどのビジネスパートナーに対するホールセール事業者として、これらのパートナーと共にキャンペーンなどの販促活動を行うことで、新規契約者を獲得しております。当社独自の販売チャネルとして、家電量販店に独自のブースを設置し、PC等家電商品とのセット販売を行うことなどで新規契約者を獲得しております。

更に、MVNO向け事業展開では、提携ISPやISP以外のビジネスパートナーの拡大、MVNOならではの付加価値の提供に注力してまいります。この様に提携先との連携を強化し効果的な販売活動を行い、契約者当たりの獲得コストを抑制しつつ新規契約者の獲得に努めてまいります。

#### ③ コスト競争力の強化

魅力的な料金設定を行い顧客基盤を拡大し、積極的な事業展開を推進するためには、コストを抑え低価格でも利益を出せる体質の構築・強化が必要あります。当社では、ネットワーク事業において提携ISPや販売代理店との連携強化による契約者獲得コストの抑制、需要に応じた効率的な設備投資、独自の光IPバックボーン網の運用効率向上によるネットワークコストの抑制等を推進してまいります。

モバイル事業においては、国際基準に準拠した技術や最新の小型基地局の導入により開発や基地局設置に係るコストを抑制し、ネットワーク事業とのネットワークの共有により設備投資やランニングコストを抑制するなど、様々な面でコスト競争力の強化を図りつつ、事業拡大に向けた取り組みを行ってまいります。

また、業務プロセス改革による業務効率の向上、社員の機動的な再配置を通じた人員関連コストの削減、一円単位でのコスト意識の徹底等に取り組み、一層筋肉質で強固な経営体質を目指してまいります。

#### ④ 顧客満足度の向上

当社の顧客にはADSLサービスやAOLのISPサービス、モバイル通信サービスの契約者だけでなく、提携ISPや販売代理店も含まれます。今後も契約者数を維持、拡大するためには、顧客満足度を向上させ、提携ISPや販売代理店を含めた顧客の信頼を得ることが重要であります。当社は、ネットワーク監視体制の強化やカスタマーサポートの向上、サービス品質の向上等を通じ、顧客満足度の向上に努めてまいります。

#### ⑤ 社内管理体制と従業員教育の強化

当社は、急成長による企業規模拡大の弊害として様々な管理が不十分となることが無いように、組織体制の整備、各種規程の充実、業務プロセスの洗練を図るとともに、従業員教育を徹底してまいります。

個人情報管理の観点では、当社が取り扱う顧客の個人情報を適切に管理、保護することが社会的責務と考えております。当社では、情報セキュリティを恒常的に推進、管理、監督するための組織である「広報・CSR室」が中心となり、顧客データへのアクセス手順の厳格化、高セキュリティエリアへの入室制限、社内ネットワークへのセキ

ュリティソフトウェアの導入等に加え、セキュリティポリシーや関係規程の整備及び運用を行っております。当社は、今後も個人情報管理が社員全員の重要な責務であることを認識し、引き続き情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めてまいります。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の観点では、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するために必要な内部統制の整備、構築等を行ってまいりました。その上で、金融商品取引法に定める内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うべく、専任部署の「内部統制室」を中心に、内部統制の有効性を評価し、必要な整備・改善等を継続的に行ってまいります。

更に、当社では、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設けて社内管理体制を強化するとともに、人材開発専任部署を設けて従業員教育を徹底してまいります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社の事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断、あるいは当社の事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。なお、本項においては将来に関する事項の記載が含まれておりますが、当該事項は当会計年度末現在において判断したものであります。

##### ① 競合状況について

ブロードバンド市場及び携帯電話市場における競合他社の中には、当社に比べ大きな資本力、技術力、販売力等の経営資源、幅広い顧客基盤、高い知名度等を有している企業が存在します。また、今後更に競合他社が増加し、競争が激化する可能性もあります。これら競合他社の中には、当社にはない付加価値サービスを提供するもの、当社よりも広いエリアでサービスを提供するものがあり、将来においても更に様々な面で当社に勝るサービスを提供するものが出てくる可能性があります。こうした競合他社との競争が更に激化した場合には、当社の収益性や販売力が低下し、経営基盤が弱まる可能性があります。

##### ② モバイル事業計画の遂行について

当社がモバイル事業を営む移動体通信市場は、高速データ通信サービスの拡大や通信料金定額制の導入、スマートフォンの台頭など大きな変革期を迎えており、これらをはじめ事業者間の競争環境の変化には予想し得ない要素もあり、当社の計画どおりの成果が上がらない可能性があります。モバイル事業において、技術革新や代替技術の登場による当社サービス価値の低下など、予想し得ない様々な事業環境の変動要素により計画以上に損失や資本支出が発生し、事業計画を変更せざるを得なくなった場合、当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

また、加入者増大により、現在割当てられている周波数幅が不十分となった場合、提供サービスの品質低下や、競争力のあるサービス提供ができなくなるおそれがあります。かかる場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

更に、モバイル事業の基地局設置においては、近隣の他の事業者の基地局に対して電波干渉を軽減するための対策を行うことが必要となる場合があります。後発参入事業者である当社がこの電波干渉対策費用の一部を負担することが必要となる可能性があり、その費用負担が当社の業績及び財政状態に悪影響を与える可能性があります。

##### ③ ネットワーク事業について

光ファイバーを活用したブロードバンド通信政策の動向次第では、今後FTTHサービスの更なる料金値下げ、サービスエリア拡大等により、ADSLサービス加入者のFTTHサービスへの移行が加速し、当社ADSLサービス加入者の減少がより顕著になる可能性があります。かかる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

##### ④ 当社の事業資金の確保について

当社は、イー・モバイルが事業資金を確保するために調達した既存の借入契約に基づく借入金165,000百万円のリファイナンスを平成23年3月31日付で行いました。当該借入契約に関し、当社の保有するモバイル事業の主要な資産等について担保権が設定され、また、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。今後これらの制限条項に抵触した場合、当社は契約上の全ての債務について期限の利益を喪失し、当社の経営全体に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## ⑤ モバイル端末の在庫について

モバイル事業の遂行にあたり、販売機会の損失を防ぐためには適切な携帯端末の在庫量を保有して流通させる必要があります。しかしながら、在庫量が過剰となり販売の見通しが立たない事態が発生した場合には評価損の計上が必要となり、当該費用が当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

## ⑥ ネットワーク事業に関わる設備維持と調達について

当社は、ADSL事業を機器メーカーから設備を購入することにより展開しておりますが、市場の成熟と新規設備投資の縮小に伴いADSLチップを提供するベンダーが製造を打ち切り、新たなADSLモデルの調達が困難となる可能性があります。このため、既存のADSL機器が故障した場合の補修部品の手配が難航し、ADSLサービスの提供に支障が生じる可能性があります。

また、当社の伝送設備については、適宜、新規設備への更改等による予防保全に努めておりますが、設備老朽化により当社のネットワークに障害が発生し、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。

## ⑦ 取引先との関係について

### a. 提携パートナーとの関係

ISPなどのビジネスパートナーへのADSL回線、モバイル回線等のホールセールという当社の事業構造上、提携パートナー企業の販売活動方針の変更、これらの企業の統合や買収、業績の悪化等によっては、当社業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

### b. 販売代理店との関係

当社サービスを販売する家電量販店等の販売代理店の販促施策や方針の変更によっては、当社サービスの販売活動が縮小される等の理由から、当社の契約者数が順調に増加しない可能性があります。

### c. NTT等他の通信事業者との関係

当社は、ネットワーク事業においては、ADSL設備をNTT電話交換局などに設置し、NTTが保有する電話回線を利用しておらず、また、モバイル事業においては、他事業者が提供する伝送サービスを利用するなど、NTTグループ及びその他通信事業者にサービスの一部を依存しており、何らかの理由によりNTTの設備開放義務等に関する規制の変更や他事業者との契約内容で当社に不利な変更等があった場合には、当社の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑧ 法的規制等の制度的環境について

インターネットに関する主要な法規制は電気通信事業法に基づくものであり、当社は総務省へ電気通信事業の登録を行っております。また、平成17年11月にイー・モバイルが総務省より携帯電話事業免許の認可を受けております。しかしながら、何らかの理由により、かかる登録の取消や事業免許の取消等、総務省その他の監督官庁より何らかの行政処分等を受けた場合には、モバイルサービスの事業領域を含めた企業の成長性が制限されるなど、当社事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ⑨ 自然災害等について

当社は、ネットワークやシステム等の継続的な運用、サービスの安定した提供のため、ネットワークの冗長化等の様々な対策を講じておりますが、地震、台風、洪水等の自然災害が発生した場合、その規模によっては、ネットワーク及びシステムの障害が発生し、サービス提供の停止等に陥るおそれがあります。かかる場合には、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

## ⑩ 個人情報の取扱について

当社は顧客の個人情報を取扱っており、様々な手段を講じて情報の適正な取扱いと慎重な管理を進めておりますが、外部からの不正アクセスや社内管理の不手際などにより情報の外部流出等が発生した場合、当社への損害賠償請求や社会的信用の失墜等によって、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

## ⑪ 今後の事業展開について

当社は、既存サービスの売上の増加やコスト削減効果、新サービスの導入により将来的な企業の成長などの可能性があると判断した場合には、事業提携やM&A等についての検討を行っていく方針ですが、提携先の事業や譲受事業が計画通りに進展せず、当社が期待する効果があがらない可能性もあり、かかる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与えるおそれがあります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

### 相互接続協定書

契約の名称	会社名	契約内容	契約期間
相互接続協定書	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社	当社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の設備を接続することにより、顧客の通信を行っており。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、当社から協定解除をする場合は、1年以上前に他の事業者に対し書面で通知することとなっております。
相互接続協定書	ISP事業者 (注1)	当社、インターネット接続業者間で接続を行うことにより、顧客にインターネットへの接続サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、ISP事業者から協定を解除する場合は、ISP事業者から当社に対し、1年等、事前に書面で通知することとなっております。
相互接続協定書	音声役務提供事業者 (注2)	当社、音声役務提供事業者間で接続を行うことにより、顧客に携帯電話サービスを提供しております。なお、契約は各社と個別に締結しております。	契約期間は特に定めておらず、音声役務提供事業者から協定を解除する場合は、音声役務提供事業者から当社に対し、1年等、事前に書面で通知することとなっております。

(注1) KDDI株式会社、ニフティ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、NTTコミュニケーションズ株式会社  
他22社

(注2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、ソフトバンクテレコム  
株式会社 他24社

### シンジケートローン契約

当社の中長期的な財務基盤をより強化することを目的に、平成18年3月にイー・モバイルがモバイル事業で必要となる資金を確保するために締結した借入契約に基づく借入金のリファイナンスを行い、取引金融機関21行と総額165,000百万円、借入期間最長5年のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末日の当社の借入実行額は165,000百万円であります。当該シンジケートローン契約に関し、当社の保有する主要資産（平成23年3月31日現在の当社帳簿価額215,788百万円）について担保権が設定されております。なお、当該シンジケートローン契約に関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成23年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。

なお、平成23年4月1日付で発行いたしました米ドル建普通社債及びユーロ建普通社債の手取金総額56,988百万円により、同日付で上記シンジケートローン契約に基づく借入金の一部を期限前弁済したため、かかるシンジケートローン契約に基づく同日現在の借入残高は、108,012百万円となっております。

### 当社とイー・モバイルの株式交換契約について

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

### 当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約締結について

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

## 6 【研究開発活動】

当連結会計年度においては、主にデバイス事業における端末開発に関する費用368百万円及びネットワーク事業における次世代ネットワークに関する費用3百万円の、総額372百万円を研究開発費として計上しております。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成23年6月27日）現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

この連結財務諸表の作成に当って採用している重要な会計基準は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等

#### (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載されているとおりであります。

当社グループの連結財務諸表の作成において、収益・費用または資産・負債の状況に影響を与える見積りは、過去の実績や入手可能な情報に基づいて合理的に判断しておりますが、これらは不確実性を伴うため、実際の結果とは異なる場合があります。

### (2) 経営成績の分析

当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、持分法適用関連会社であったイー・モバイルを完全子会社とする株式交換を行いました。本株式交換は、当社を完全親会社、イー・モバイルを完全子会社とするものであります、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイルが当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイルを吸収合併いたしました。そのため、当期の連結損益計算書は、イー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日の業績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績を連結した金額となっております。

#### ① 売上高

当連結会計年度における売上高は、181,541百万円と前期比98,474百万円（118.5%）の増加となりました。セグメント別にみると、モバイル事業においては、量販店におけるノート型パソコンとデータカードの組み合わせのみならず、携帯ゲーム機や携帯音楽端末、タブレット端末などWi-Fi対応機器の普及に伴い需要が拡大している「Pocket WiFi（ポケットワイファイ）」を中心に販売施策を展開いたしました。契約数の順調な伸びに伴い、当期におけるモバイル事業の売上高は142,637百万円となりました。また、ネットワーク事業及びデバイス事業においては、前述のとおり当期において当社の業績が9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績のみ連結されているため、ネットワーク事業の売上高は44,804百万円となり前期比26,214百万円（36.9%）の減少、デバイス事業の売上高は7,022百万円となり前期比5,148百万円（42.3%）の減少となりました。

#### ② 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、14,967百万円と前期比4,184百万円（21.8%）の減少となりました。セグメント別にみるとモバイル事業においては、契約数の順調な伸びに伴い営業利益は2,633百万円となりました。また、ネットワーク事業及びデバイス事業においては、前述のとおり当期において当社の業績が9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の業績のみ連結されているため、ネットワーク事業の営業利益は12,844百万円となり前期比5,476百万円（29.9%）の減少、デバイス事業の営業利益は117百万円となり前期比714百万円（85.9%）の減少となりました。

#### ③ 経常損益

当連結会計年度の経常利益は、支払利息8,212百万円及び支払手数料1,476百万円を計上した結果、5,088百万円と前期比5,740百万円（53.0%）の減少となりました。

#### ④ 特別損益

特別利益として、子会社株式売却益13百万円、償却債権取立益19百万円を計上しております。また、特別損失として、固定資産除却損2,217百万円、投資有価証券評価損2,537百万円、リファイナンスに伴うイー・モバイルの旧借入契約にかかる長期前払費用償却2,552百万円を計上しております。

#### ⑤ 当期純利益

税金等調整前当期純損失は2,423百万円となり、イー・モバイルとの吸収合併に伴い当社がイー・モバイルの税務上の繰越欠損金を継承したため、法人税等調整額の戻入れ額は17,023百万円となっております。当期純利益は14,565百万円となり、1株当たり当期純利益は4,765円51銭となっております。

### (3) 財政状態の分析

平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイルを吸収合併したため、当連結会計年度末において連結子会社が存在せず、当連結会計年度末の連結貸借対照表は作成しておりませんので記載しておりません。

### (4) キャッシュ・フローの分析

前述のイー・モバイルとの経営統合により第2四半期連結会計期間より前連結会計年度との連続性がなくなっているため、前連結会計年度との比較は省略しております。

平成22年7月1日以降の当社連結財務諸表は、逆取得の会計処理によりイー・モバイルの財務諸表が基準となっています。そのため、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は、イー・モバイルの期首残高となっております。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、イー・モバイルの期首残高49,311百万円に当連結会計年度の増減額17,497百万円の支出、株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額11,583百万円を加えた43,397百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりです。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは52,002百万円の収入となりました。これは主に、非資金取引である減価償却費33,126百万円、のれん償却額718百万円、投資有価証券評価損2,537百万円、固定資産除却損2,217百万円、長期前払費用償却額2,552百万円によるものと、たな卸資産評価損9,199百万円を含むたな卸資産の減少10,662百万円によるものであります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは45,848百万円の支出となりました。これは主にモバイル事業における設備投資による支出であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは23,651百万円の支出となりました。主な収入要因は株式発行による収入44,954百万円、主な支出要因は短期・長期借入金の借入と返済による純支出55,340百万円、割賦債務の返済による支出12,924百万円、自己株式取得による支出2,822百万円、配当金の支払額4,199百万円であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は40,845百万円あります。これは主に、モバイル事業における通信速度の高速化及び契約数の増加に伴い増大するトラフィックへの対応のための無線通信設備増強など（40,307百万円）や、ネットワーク事業におけるバックボーンサービスの提供に係る通信設備の増強など（1,470百万円）によるものであります。差額の△933百万円は、セグメント間取引の消去等によるものであります。

なお、設備投資額には、有形固定資産の他、無形固定資産に対する投資金額が含まれております。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

(平成23年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							合計	従業員数 (名) (注) 3
			建物	構築物	機械設備	無線通信設 備	端末設備	ソフト ウエア (注) 2	その他 (注) 2		
(注) 1 モバイル 事業	無線通信 設備等	720	15,807	1,483	110,769	—	31,755	18,185	178,720	931(721)	
(注) 1 ネット ワーク 事業	固定通信 設備等	16	—	7,351	—	2,080	1,929	1,492	12,869	197(25)	
本社 (東京都 港区)	デバイス 事業	デバイス 設備等	2	—	—	—	—	83	10	96	30(1)
本社 (東京都 港区)	全社 (共通)	本社設備	298	—	—	—	—	144	397	840	134(—)
合計			1,037	15,807	8,834	110,769	2,080	33,911	20,085	192,524	1,292(747)

- (注) 1 構築物、機械設備及び無線通信設備は全国の局舎・無線基地局・自社ネットワークセンター内に設置されております。
- 2 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、土地（面積2,972m<sup>2</sup>）、建設仮勘定、商標権及び施設利用権の合計であります。また、「ソフトウエア」にはソフトウエア仮勘定が含まれております。
- 3 従業員数の（ ）は臨時雇用者数を外書きしております。
- 4 金額には消費税等を含めておりません。

##### (2) 国内子会社

該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額（百万円）		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額	既支払額			
本社（東京 都港区）	無線事業	通信設備等	37,100	—	自己資金	平成23年4月	平成24年3月
		ADSL設備	1,100	—		平成23年4月	平成24年3月
		伝送設備	800	—		平成23年4月	平成24年3月
合計			39,000	—	—	—	—

(注) 金額には消費税等を含めておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	5,459,760
第1種優先株式	10,000
第2種優先株式	10,000
第3種優先株式	10,000
計	5,489,760

(注) 第1種優先株式、第2種優先株式または第3種優先株式の取得があった場合には、それぞれこれに相当する株式の数を減ずる旨を定款に定めております。

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年6月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,463,752	3,463,950 (注) 1	東京証券取引所 (市場第一部)	—
第1種優先株式	25	25	—	(注) 4
計	3,463,777	3,463,975 (注) 1	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使（旧商法に基づき発行された転換社債の転換請求権を含む。）により発行された株式数は、含まれておりません。

2 当社は、普通株式のほか、第1種優先株式を発行しております。

当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。

なお、普通株式及び第1種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。

3 当社は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めを設けておりません。

4 第1種優先株式の内容は、次のとおりであります。

##### (1) 剰余金の配当

###### (ア) 第1種優先配当金

① 当社は、各事業年度にかかる期末配当金（定款第43条第1項において定義する。）の支払いについて、普通株式その他の配当に関して第1種優先株式に劣後する株式（以下まとめて「劣後株式」という。）を有する株主（以下「劣後株主」という。）に対する期末配当金の支払いに先立ち、当該事業年度の末日（以下、「第1種優先配当金にかかる基準日」という。）における第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）に対して、第1種優先株式一株につき、その発行価額に6ヶ月円LIBOR（以下に定義する。）に下記のスプレッドを加えた年率（以下「第1種優先株式配当年率」という。）を乗じて算出した額（以下「第1種優先配当金額」という。ただし、平成21年3月31日を基準日とする第1種優先配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成21年3月31日（同日を含む。）までの期間につき、1年365日とする日割計算により算出される金額とする。）の期末配当金（以下「第1種優先配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に期末配当金を支払わない。

「6ヶ月円LIBOR」は、各年4月1日（以下「計算日」という。）の午前11時（ロンドン時間）現在において、テレレート3750ページ（又はこれを承継するサービスの対応する参照ページ。以下同じ。）に表示される6ヶ月円LIBORを指すものとする。ただし、計算日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能となった場合には、当社は計算日に全ての利率照会銀行（当該計算日午前11時の前、最後にテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORを算出するために、そのレートを提供しそれが使用された銀行をいう。以下同じ。）の東京の主たる店舗に対し、計算日の午前11時現在の日本円の6ヶ月のオファードレートの提示を求める。この場合、当社に日本円6ヶ月オファードレートを提示した利率照会銀行が2行以上の場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該オファードレートを提示した利率照会銀行の日本円6ヶ月オファードレートの算術平均値（算術平均値を小数点第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）とする。また、当社に計算日の午前11時現在の日本円6ヶ月のオファードレートを提示した利率照会銀行が2行に満たない場合、当該計算日の6ヶ月円LIBORは、当該計算日の前営業日の午前11時現在のテレレート3750ページに表示された6ヶ月円LIBORとする。当該計算日の前営業日に、6ヶ月円LIBORがテレレート3750ページに表示されない場合又はテレレート3750ページが利用不能の場合には、上記ただし書きの規定を準用する。

「スプレッド」は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

- ・平成21年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：5.0%
- ・平成22年3月31日に終了する事業年度のスプレッド：6.0%
- ・平成23年3月31日に終了する事業年度及びこれ以降の事業年度のスプレッド：7.0%

② 前項の規定にかかわらず、各事業年度において第1種優先株主に対して四半期配当金（定款第43条第2項に定義する。）を支払った場合は、当社は、当該事業年度にかかる期末配当金の支払いについて、劣後株主に対する期末配当金の支払いに先立ち、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額から第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）を減じた額の期末配当金を支払わない限り、劣後株主に対して期末配当金を支払わない。

(イ) 第1種優先四半期配当金

当社は、各事業年度にかかる四半期配当金の支払いについて、劣後株主に対する四半期配当金の支払いに先立ち、当該四半期の末日（以下、第1種優先四半期配当金にかかる「基準日」という。）における第1種優先株主に対し、一株につき第1種優先配当金額の4分の1の金額（ただし、平成20年12月31日を基準日とする第1種優先四半期配当金（以下に定義する。）については、この額に、払込期日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分子とし、平成20年10月1日（同日を含む。）から平成20年12月31日（同日を含む。）までの日数を分母とする分数を乗じて算出される金額とする。）の四半期配当金（以下「第1種優先四半期配当金」という。）（円位未満小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）を支払わない限り、劣後株主に対して四半期配当金を支払わない。

(ウ) 第1種優先配当金の累積

各事業年度において第1種優先株主に対して支払った一株あたりの期末配当金及び四半期配当金の合計額が第1種優先配当金額に達しない場合の不足額（以下「第1種未払優先配当金額」という。）は、翌事業年度以降直ちに累積し、累積した第1種未払優先配当金額（ただし、累積後に第1種優先株主に対して期末配当金又は四半期配当金が支払われた場合には、それを控除した残額。以下「第1種累積未払優先配当金額」という。）については、当該翌事業年度以降に属する日を基準日とする第1種優先配当金又は第1種優先四半期配当金及び劣後株主に対する剩余金の配当に先立って、第1種累積未払優先配当金を第1種優先株主に対して支払う。

(エ) 利益配当への非参加

当社は、各事業年度にかかる配当について、第1種優先株主に対して第1種優先配当金額を超えて配当しない。

(2) 残余財産の分配

(ア) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、劣後株主に対する分配に先立ち、第1種優先株式一株につき、その発行価額相当額に第1種累積未払優先配当金額を加えた金額（以下「第1種残余財産分配額」という。）を支払わない限り、劣後株主に残余財産を分配しない。

(イ) 残余財産の分配への非参加

当社は、第1種優先株主に対して第1種残余財産分配額を超えて残余財産の分配をしない。

(3) 譲渡制限

第1種優先株式の譲渡制限に関する規定は定めない。

(4) 議決権

法律上別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式は議決権を有しない。

(5) 株式の取得償還請求権

第1種優先株主は、払込期日から3年を経過した日以降いつでも、当社に対して、取得を希望する日（以下「取得日」という。）の30日前に書面により事前通知することにより、金銭を対価として第1種優先株式を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、第1種優先株式を取得するのと引換えに、取得日における分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、取得日に、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式償還請求価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第1種優先株式は、抽選又は償還請求が行われた第1種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額、(ii) 発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.0%

（1事業年度毎の複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii) 第1種累積未払優先配当金額、及び(iv) 発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株式に関して第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が、発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii) 第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式償還請求価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv) により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(6) 株式の取得強制償還権

当社は、払込期日から1年を経過した日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日の到来をもって第1種優先株主の意思に拘わらず、当該日における分配可能額を限度として、第1種優先株主に対して、下記に定める金額（以下「第1種優先株式強制償還価額」という。）の金銭を交付するのと引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得を行うにあたり、取得する第1種優先株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

「第1種優先株式強制償還価額」は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額、(ii) 発行価額相当額に払込期日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して年率3.5%

（1事業年度ごとの複利計算とする）の利率で計算される金額（1事業年度に満たない期間については、かかる期間の日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。）、(iii) 第1種累積未払優先配当金額、及び(iv) 発行価額相当額に、取得日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの期間に対して、当該事業年度に適用される第1種優先株式配当年率の利率を乗じて計算される金額（かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満少数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入する。ただし、かかる期間内に、第1種優先株主が第1種優先四半期配当金の支払いを受けた場合には、支払いを受けた第1種優先四半期配当金の金額を控除するものとする。）の和とする。ただし、かかる算式により計算される額から第1種累積未払優先配当金額を減じた額が発行価額相当額に120%を乗じた額を上回る場合には、「第1種優先株式償還請求価額」

は、第1種優先株式一株当たり、(i) 発行価額相当額に120%を乗じた額、及び(ii) 第1種累積未払優先配当金額の和とする。また、取得日が、その直前の第1種優先配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、第1種優先株式強制償還価額のうち第1種累積未払優先配当金額については当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに第1種累積未払優先配当金額にかかる配当決議がなされた場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を第1種累積未払優先配当金額とする。さらに、取得日が、その直前の第1種優先四半期配当金にかかる基準日から起算して60日を経過する日より前の日である場合には、(iv) により算出される金額のうち、当該基準日にかかる未払いの第1種四半期優先配当金相当額については、当該60日を経過する日（当該日が休日である場合にはその翌営業日）に支払うものとし、当該支払日までに当該基準日に対応する第1種優先四半期配当金にかかる配当決議がなされかつ未払いである場合には、当該配当決議にかかる一株当たりの配当金額を控除した残額を当該支払日に支払うものとする。

(7) 株式の分割または併合、募集株式の割当を受ける権利等

- ① 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ② 当社は、第1種優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成13年9月10日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成13年9月10日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	565株	565株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成13年9月30日 至 平成23年9月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

旧商法第280条ノ19の規定に基づく特別決議による新株引受権（平成14年2月25日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成14年2月25日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	—	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	615株	560株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年3月22日 至 平成24年2月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

株主総会の特別決議（平成14年8月6日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	197個	196個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	985株	980株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成14年8月20日 至 平成24年8月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

（注）組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権（平成15年1月15日臨時株主総会決議）

株主総会の特別決議（平成15年1月15日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	57個	56個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	285株	280株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年1月16日 至 平成25年1月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

株主総会の特別決議（平成15年8月12日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	623個	613個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,115株	3,065株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 24,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成15年8月13日 至 平成25年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 24,000円 資本組入額 12,000円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	6,498個	6,476個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	32,490株	32,380株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 139,000円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成26年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 139,000円 資本組入額 69,500円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

株主総会の特別決議（平成16年6月29日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	73個	73個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	365株	365株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 134,410円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成16年8月18日 至 平成26年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,410円 資本組入額 67,205円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	37,562個	37,397個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	37,562株	37,397株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 76,565円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成27年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 76,565円 資本組入額 38,283円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

株主総会の特別決議（平成17年6月22日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	625個	625個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	625株	625株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 80,168円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月25日 至 平成27年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 80,168円 資本組入額 40,084円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	同左

(注) 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

- 1 当社を消滅会社とし他の会社を存続会社とする合併、または当社を分割会社とし他の会社を承継会社とする会社分割を行う場合には、当社は、取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権にかかる義務を当該存続会社または当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価額は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨て、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、また、その他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、消却事由・条件及び譲渡制限等についても、原則として、本契約のまま承継せるよう努力するものとする。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務を、株式交換契約書あるいは株式移転についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継せるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。
  - ① 目的たる完全親会社の株式の種類  
完全親会社の同種の株式
  - ② 目的たる完全親会社の株式の数  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1株の100分の1に満たない端株については、これを切り捨てる。
  - ③ 権利行使価額  
株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。
  - ④ 行使期間、行使条件、消却事由・条件  
株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約権に代えて交付した新株予約権

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	9,918個	9,855個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	14,243株 (注) 1	14,153株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 34,482円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 34,482円 資本組入額 17,241円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	44,786個	44,601個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	64,771株 (注) 1	64,506株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 51,724円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 51,724円 資本組入額 25,862円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	3,011個	2,951個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	4,336株 (注) 1	4,249株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	150個	150個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	216株 (注) 1	216株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年8月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	1,934個	1,919個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	2,762株 (注) 1	2,741株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 58,620円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年12月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 58,620円 資本組入額 29,310円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,520個	2,507個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,608株 (注) 1	3,590株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成29年4月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	18,624個	18,589個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	26,907株 (注) 1	26,857株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成30年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

## 株主総会の特別決議（平成22年6月24日）

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	4,895個	4,790個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	6,984株 (注) 1	6,833株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

株主総会の特別決議（平成22年6月24日）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	50個	50個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	72株 (注) 1	72株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 82,758円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成31年8月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 82,758円 資本組入額 41,379円	同左
新株予約権の行使の条件	当社と被付与者の間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1 上記新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の数」には平成23年3月31日現在各被付与者が保有する各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

## 2 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(1) 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限る。）、新設分割を行う場合には、当社は取締役会が適当と認める場合には、本新株予約権に係る義務と同等の義務を当該存続会社又は当該承継会社に承継させるよう最大限努力するものとする。承継された新株予約権の目的たる株式の数及び権利行使価格は、付与比率に応じて調整するものとし（ただし調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。）、またその他、目的たる株式の種類、行使期間、行使条件、取得事由及び譲渡制限等についても、原則として、本新株予約権に準じて承継させるよう努力するものとする。

(2) 当社が株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転を行う場合は、当社は、本新株予約権にかかる義務と同等の義務を、株式交換契約書または株式移転計画についての株主総会決議に従い、当該株式交換または株式移転による完全親会社となる会社に承継させるよう努力するものとする。承継された新株予約権の内容の決定の方針は以下の通りとする。

### ① 目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の同種の株式

### ② 目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。

### ③ 権利行使価額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。ただし、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てる。

### ④ 行使期間、行使条件、取得事由

株式交換または株式移転に際して当社取締役会が決定する。

## 3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割（当社が分割会社となる場合に限

る。）、新設分割、株式交換（当社が完全子会社になる場合に限る。）または株式移転（以上を総して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割計画、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格

組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的な調整をした金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することが出来る期間

本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権につき定められた新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得

本新株予約権に準じて決定する。

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成16年6月28日発行）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	600個	600個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	31,141株	31,483株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 96,333.40円	1株当たり 95,289.10円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月12日 至 平成23年6月14日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 96,333.40円 資本組入額 48,167.00円	発行価格 95,289.10円 資本組入額 47,645.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項はありません。	同左
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付せられた本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があったものとみなす。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高	3,000百万円	同左

(注) 1 平成23年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成23年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

2 但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、当該償還日の東京における10営業日前の日まで、②本新株予約権付社債の所持人の選択による本社債の繰上償還の場合は、本新株予約権付社債の所持人により償還通知書が本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託された時まで、③買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時または本新株予約権付社債の要項に定める一定範囲の当社の子会社が本社債を消却のために当社に送付した時まで、また④期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとします。

### 3 繰上償還

① 当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還  
当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、受託会社に対する書面による通知および本新株予約権付社債の要項に定める公告を行った上で、下記の取引のうち法律上可能であり、かつ、実務的に実行可能であるもの（但し、当社は各取引を下記各号の順に指向しなければならない。）を行うよう最大限努力しなければならない。

- (a) 本新株予約権付社債の所持人が、本新株予約権の行使期間の期間中、本新株予約権を行使することができ、かつ、その行使により、当該所持人に、当該所持人がかかる株式交換または株式移転の効力発生の直前にかかる行使の請求を行ったとすれば受け取ることのできる種類および数の当社の株式を有する当社の株主が、かかる株式交換または株式移転により受け取ることのできる種類および数の株式、その他の証券および資産（以下「受領可能資産」という。）を受け取らせることができるようにするため、当社の完全親会社となる会社をして、受託会社が了解する内容の補足信託証書を締結させること。
- (b) 本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債とを交換することを提案すること、または当社の完全親会社となる会社をして、同社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案させること（この場合、当社はかかる社債の支払を保証しなければならない）。
- (c) 当社の完全親会社となる会社以外の法人をして、本新株予約権付社債の所持人に、同人が有する権利と同等の経済的利益を提供することを提案させること。

上記の各取扱いが法律上可能でなく、もしくは、上記(a) および(b) については実務的に実行可能でない場合、または、上記(b) および(c) に定める提案が行われたが本新株予約権付社債の所持人の全員からかかる提案への承諾を得ることができなかつた場合には、当社は、当該株式交換または株式移転の効力発生日以前に、本新株予約権付社債の所持人に対し30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額に対する下記の割合で表される償還金額で繰上償還することができる。

平成16年6月28日から平成17年6月27日まで	106%
平成17年6月28日から平成18年6月27日まで	105%
平成18年6月28日から平成19年6月27日まで	104%
平成19年6月28日から平成20年6月27日まで	103%
平成20年6月28日から平成21年6月27日まで	102%
平成21年6月28日から平成22年6月27日まで	101%
平成22年6月28日から平成23年6月27日まで	100%

#### ② 130%コールオプション条項による繰上償還

平成19年6月28日以降、終値が30連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対し、30日以上60日以内の本新株予約権付社債の要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額の100%で繰上償還することができる。

#### ③ 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更により、本社債に関する次回の支払いに関し、本新株予約権付社債の要項に定める追加支払特約に基づく追加額の支払の必要があることを受託会社に了解させ、かつ当社が合理的な措置を講じてもかかる追加支払義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して、30日以上60日以内の本新株予約権付社債要項に定める公告を行ったうえで（当該公告は取り消すことができない。）、本社債の全部（一部は不可）を本社債の額面金額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加支払義務を負うこととなる最も早い日から90日以上前にかかる繰上償還の公告を行ってはならない。

#### ④ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の期日における繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、その選択により、その保有する本社債を平成19年6月28日または平成21年6月28日（以下本号において「償還可能期日」と総称する。）に、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記償還可能期日前30日以上60日以内の期間中に所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して、本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

#### ⑤ 本新株予約権付社債の所持人の選択による特定の事由の発生に基づく繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、当社の普通株式の株式会社東京証券取引所における上場が廃止された場合、または本新株予約権付社債の要項に定める一定の当社の重要な資産の移転が生じた場合には、その選択により、その保有する本社債を、その額面金額の100%で繰上償還することを当社に対し請求する権利を有する。

この請求権を行使するために、本新株予約権付社債の所持人は、上記上場廃止もしくは移転の生じた日または上記上場廃止もしくは移転についての当社から本新株予約権付社債の所持人に対する通知がなされた日のうち遅い方の日から60日以内の期間中に、所定の様式の償還通知書（当該通知は取り消すことができない。）に、当該新株予約権付社債券を添付して本新株予約権付社債の要項に定める支払代理人に預託することを要する。

#### 4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、当社は、上記（注）3①の条件に従って、同①(a) の取引を行うことが法律上不可能であり、又は実務上実行不可能である場合に限り、当社の完全親会社となる会社に対して、本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債に代えて、同社が発行する、本新株予約権付社債と同様の要項を有し、(i) 本新株予約権付社債の所持人が受領可能資産、または(ii) 本新株予約権付社債の所持人が有するのと同等の経済的利益を受け取ることができる内容の新株予約権付社債を交付するよう提案させるために、最大限努力しなければならない（本新株予約権付社債の所持人の有する本新株予約権付社債と、当社が発行する上記の要件を満たす社債とを交換することを提案した場合を除く。）。

2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（平成21年12月29日発行）		
	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数	2,129個	2,129個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	164,506株	165,155株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 64,708.60円	1株当たり 64,454.30円 (注) 1
新株予約権の行使期間	自 平成22年1月12日 至 平成28年12月1日 (注) 2	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 64,708.60円 資本組入額 32,355.00円	発行価格 64,454.30円 資本組入額 32,228.00円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。	同左
代用払込みに関する事項	該当事項なし。但し、各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る各本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左
新株予約権付社債の残高	10,645百万円	同左

(注) 1 平成23年5月12日開催の取締役会において決議された当社株主配当に伴い、平成23年4月1日に遡って新株予約権の行使価格は調整されました。

2 但し、①本新株予約権付社債の要項に定める130%コールオプション条項による繰上償還、クリーンアップ条項による繰上償還、税制変更による繰上償還、組織再編等による繰上償還、上場廃止等による繰上償還又はスクイーズアウトによる繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2016年12月1日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権行使することはできない。

また、上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日（以下、「基準日」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に従って株主を確定するために定められた基準日以外の日（以下、「その他株主確定日」という。）の東京における2営業日前の日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日）（同日を含む。）から当該基準日又はその他株主確定日（又は当該基準日若しくはその他株主確定日が東京における営

業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。

### 3 繰上償還

#### (イ) 130%コールオプション条項による繰上償還及びクリーンアップ条項による繰上償還

##### ① 130%コールオプション条項

当社は、当社普通株式の終値が、連続する30取引日（以下に定義する。）のうち20取引日以上において当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当該20取引日の末日から東京における5営業日以内に本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2013年12月20日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

##### ② クリーンアップ条項による繰上償還

本項の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。

#### (ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項に定める追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項に定める公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

#### (ハ) 組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、(a)下記(注)4(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合には、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における10営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において(i)当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、(ii)資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、(iii)会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、(iv)株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び／又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採

択されることをいう。

(二) 上場廃止等による繰上償還

(i) 金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii) 公開買付者が、当該公開買付けにより、当社普通株式の上場が廃止となる株式数を取得した場合（但し、公開買付者が公開買付けの決済直後に保有する当社普通株式の保有株式数、及び、当社が知りうる限りにおいて、適用ある上場廃止に関する規定で定められるその他の者が保有する当社普通株式の保有株式数が、当該事業年度の終了日までに変わらないことを前提とする。）には、当社は、実務上可能な限り速やかに、但し、当該公開買付けに関する決済の開始日（以下「決済開始日」という。）から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由（下記(ホ)に定義する。）を行う予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合には、本(ニ)に記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が決済開始日から180日後の日又は上場廃止の決定日のいずれか早い日より前に生じなかった場合には、当社は、当該いずれか早い日から14日以内に本新株予約権付社債権者に対して通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額に当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

当社が上記(ハ)及び本(ニ)の両方に基づき本社債の償還義務を負うこととなる場合には、上記(ハ)の規定が適用されるものとする。

(ホ) スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式を全て取得する旨の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は当社普通株式の上場廃止日より前で、当該通知の日から東京における10営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本新株予約権付社債の要項に定める方式によって算出される償還金額（その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の130%とする（但し、償還日が2016年12月1日から同年12月15日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。））に、当該償還日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還するものとする。

(ヘ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2013年12月15日に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額に当該日（当日を含まない。）までの未払経過利息を付して繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、上記繰上償還日に先立つ30日以上前にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

(イ) 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる

新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(i)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整と同様の調整に服する。

(i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

(上記(注)2に定める制限を前提として)当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧ 組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨ その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

- (ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 1	10,920	1,433,525	131	16,534	131	5,180
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 2	22,220	1,455,745	500	17,034	500	5,680
平成18年4月1日～ 平成19年3月31日 (注) 3	—	1,455,745	—	17,034	5	5,685
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 4	5,565	1,461,310	67	17,101	67	5,751
平成20年4月30日 (注) 5	△44,741	1,416,569	—	17,101	—	5,751
平成20年12月26日 (注) 6	25	1,416,594	1,250	18,351	1,250	7,001
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日 (注) 7	1,425	1,418,019	17	18,368	17	7,019
平成21年6月25日 (注) 8	29,432	1,447,451	—	18,368	—	7,019
平成21年7月31日 (注) 9	△1,955	1,445,496	—	18,368	—	7,019
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 10	2,025	1,447,521	24	18,392	24	7,043
平成22年7月1日 (注) 11	2,055,963	3,503,484	—	18,392	42,097	49,140
平成22年11月30日 (注) 12	△45,591	3,457,893	—	18,392	—	49,140
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注) 13	5,884	3,463,777	90	18,482	90	49,230

- (注) 1 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
- 2 新株引受権付社債の新株引受権の権利行使
- 3 (注) 2の新株引受権付社債の新株引受権の権利行使に伴う、新株引受権の資本準備金組み入れ
- 4 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
- 5 平成20年4月17日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
- 6 有償第三者割当による第1種優先株式の発行
- 7 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
- 8 アッカを吸収合併したことに伴い、アッカの株主に対し、その所有するアッカの普通株式に合併比率1.54を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金及び資本準備金は増加しておりません。
- 9 平成21年7月3日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却
- 10 新株予約権（ストックオプション）の権利行使
- 11 イー・モバイルとの株式交換に伴い、イー・モバイルの株主に対し、その所有するイー・モバイルの株式に株式交換比率1.45を乗じて得られる数の当社普通株式を割り当て交付しました。なお、資本金は増加しておりません。

- 12 平成22年11月11日付の取締役会決議に基づく自己株式の消却  
 13 新株予約権（ストックオプション）の権利行使  
 14 平成23年4月1日から平成23年5月31日までの間に、新株予約権（ストックオプション）の権利行使により、発行済株式数が198株、資本金が3百万円及び資本準備金が3百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	35	37	230	158	33	31,544	32,037	
所有株式数(株)	0	292,211	12,300	1,095,904	1,499,984	97,918	465,435	3,463,752	
所有株式数の割合(%)	0.00	8.44	0.36	31.64	43.31	2.83	13.44	100.00	

(注) 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、49株含まれております。

第1種優先株式

(平成23年3月31日現在)

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	0	0	0	0	0	0	1	1	
所有株式数(株)	0	0	0	0	0	0	25	25	
所有株式数の割合(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00	100.00	

## (7) 【大株主の状況】

## 所有株式数別

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ジーエス・ティー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ 森タワー46階	876,767	25.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京 支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	280,147	8.08
CENTURY PRIVATE EQUITY HOLDINGS (S) PTE LTD (常任代理人) シティバンク銀行 株式会社	60B ORCHARD ROAD #06-18 TOWER 2 THE atrium@ ORCHARD, SINGAPORE 238891 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグ ループセンター)	184,706	5.33
ジーエス・ティー・ホールディングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ 森タワー46階	158,181	4.56
BLACKSTONE CAPITAL PARTNERS (CAYMAN II) V L. P. (常任代理人) シティバンク銀行 株式会社	WALKERS HOUSE SPV LIMITED WALKERS HOUSE, 87 MARY STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-900 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグ ループセンター)	157,844	4.55
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.21
千本偉生	東京都港区高輪	104,709	3.02
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ブイ アジア ハーベスト グロ ーバル サービシーズ リミテッ ド (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P. O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	102,352	2.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口) (注) 1	東京都港区浜松町2丁目11番3号	101,130	2.91
エリック・ガン	東京都港区西麻布	97,408	2.81
計	-	2,174,754	62.78

(注) 1 上記所有株式のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

101,130株

- 2 ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・エルエルシーから、平成22年7月5日付（報告義務発生日平成22年7月1日）で大量保有報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。  
なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
ビーシーピー・ファイブ・ジーピー・ エルエルシー	210,908	6.02
合計	210,908	6.02

- 3 フィデリティ投信株式会社から、平成23年3月17日付（報告義務発生日 平成23年3月15日）で大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社としては当事業年度末現在における実質所有状況の確認ができておりません。  
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	131,959	3.79
エフエムアール エルエルシー	288,973	8.31
合計	420,932	12.10

- 4 ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社が、平成22年7月1日付で主要株主となりました。

## 所有議決権数別

(平成23年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合 (%)
ジーエス・ティー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ 森タワー46階	876,767	25.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人) 香港上海銀行東京 支店	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	280,147	8.08
CENTURY PRIVATE EQUITY HOLDINGS (S) PTE LTD (常任代理人) シティバンク銀行 株式会社	60B ORCHARD ROAD #06-18 TOWER 2 THE ATRIUM@ ORCHARD, SINGAPORE 238891 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグ ループセンター)	184,706	5.33
ジーエス・ティー・ホールディングス・ワン合同会社	東京都港区六本木6丁目10-1 六本木ヒルズ 森タワー46階	158,181	4.56
BLACKSTONE CAPITAL PARTNERS (CAYMAN II) V L. P. (常任代理人) シティバンク銀行 株式会社	WALKERS HOUSE SPV LIMITED WALKERS HOUSE, 87 MARY STREET GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, KY1-900 (東京都品川区東品川2丁目3-14シティグ ループセンター)	157,844	4.55
ノムラ インターナショナル ホンコン リミテッド (F5-108) (常任代理人) 野村證券株式会社	30/F, 2 INTERNATIONAL FINANCE CENTRE 8 FINANCE STREET, CENTRAL HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目9-1)	111,510	3.21
千本偉生	東京都港区高輪	104,709	3.02
ビーエヌワイエム エスエーニュ ブイ アジア ハーベスト グロ ーバル サービシーズ リミテツ ド (常任代理人) 株式会社三菱東京 UFJ銀行	PORTCULLIS TRUSTNET, CHAMBERS, P. O. BOX 3444 ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	102,352	2.95
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	101,130	2.91
エリック・ガン	東京都港区西麻布	97,408	2.81
計	-	2,174,754	62.78

(8) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

(平成23年3月31日現在)

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	第1種優先株式 25	—	「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,463,752	3,463,752	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	3,463,777	—	—
総株主の議決権	—	3,463,752	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が49株（議決権49個）含まれております。

②【自己株式等】

(平成23年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しており、当該制度の内容は次のとおりであります。

- ① 旧商法第280条ノ19第1項及び新事業促進法第11条ノ5第2項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成13年9月10日
付与対象者の区分及び人数	従業員8名、認定支援者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

- ② 旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく新株引受権方式によるもの

決議年月日	平成14年2月25日
付与対象者の区分及び人数	従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 平成13年改正旧商法第280条ノ20及び同第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるもの

決議年月日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年1月15日
付与対象者の区分及び人数	従業員12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成15年8月12日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名、従業員63名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名、従業員230名、社外協力者17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成16年 6月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員 3名、社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年 6月22日
付与対象者の区分及び人数	取締役 4名、従業員300名、社外協力者17名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人数	従業員2名、社外協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

④ 当社とイー・モバイルとの間の株式交換契約に基づき、当該株式交換の効力発生日である平成22年7月1日付で、イー・モバイルの新株予約権に代えて交付した新株予約権

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員296名、社外協力者11名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年8月10日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役3名、従業員347名、社外協力者10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成28年2月27日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員90名、社外協力者 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成28年 4月24日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成28年 8月30日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員64名、社外協力者12名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成28年12月11日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員108名、社外協力者 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成29年 4月19日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役 3名、従業員217名、社外協力者13名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成30年 6月26日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	取締役 1名、監査役 1名、従業員299名、社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成31年 6月30日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

決議年月日	平成22年 6月24日
付与対象者の区分及び人数	社外協力者 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	自 平成22年 7月 1日 至 平成31年 8月 25日
新株予約権の行使の条件	「(2) 新株予約権等の状況」に記載している。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第3号及び会社法第155条第9号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年6月28日)での決議状況 (取得期間 平成22年7月1日～平成22年10月31日)	50,000	500,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	8,777	499,951,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	41,223	49,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	82.45	0.01
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	82.45	0.01

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成22年8月4日)での決議状況 (取得期間 平成一年一月一日～平成一年一月一日)	14	854,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	14	854,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 平成22年7月1日付のイー・モバイルとの株式交換により生じた一株に満たない端数の処理に伴い、当社普通株式を自己株式として取得したものであります。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	36,800	2,320,681,600
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 平成22年7月1日付のイー・モバイルとの株式交換にかかる反対株主の買取請求により、当社普通株式36,800株を自己株式として取得したものであります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	45,591	2,821,486,602	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

(注) 当社は、平成22年11月11日付の取締役会決議に基づき、平成22年11月30日付で自己株式をすべて消却しております。

### 3 【配当政策】

当社グループの利益配当に関する基本方針は、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な利益還元を実施していくことであります。当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めており、年4回の四半期配当を基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の配当につきましては、イー・モバイルとの経営統合が実現したことにより平成22年6月30日時点の普通株主を対象に特別配当1,800円を実施いたしました。これに伴い、第1四半期の普通配当は実施いたしておりませんが、第2四半期以降の四半期配当につきましては普通株式1株当たり200円ずつの四半期配当を実施し、年間合計で1株当たり2,400円（うち、特別配当1,800円）の利益配当を実施しております。なお、第1種優先株式につきましては、所定の計算方式により、四半期配当1株当たり1,862,187円50銭を実施し、年間合計で1株当たり7,448,750円を実施しております。

来期においても従来の利益配当に関する基本方針を継続し、四半期配当は普通株式1株当たり200円とし、年間通期合計で1株当たり800円の利益配当を予定しております。また、第1種優先株式につきましては、所定の計算方式に基づく利益配当を予定しております。

なお、当社においては、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、並びにこれに加えて一事業年度につき2回まで取締役会の決議によりその他の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する取締役会決議による剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額
平成22年5月12日 取締役会決議	普通株式	2,609百万円	1,800円
平成22年8月4日 取締役会決議	第1種優先株式	47百万円	1,862,188円
平成22年11月11日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	692百万円 47百万円	200円 1,862,188円
平成23年2月9日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 47百万円	200円 1,862,188円
平成23年5月12日 取締役会決議	普通株式 第1種優先株式	693百万円 47百万円	200円 1,862,188円

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

普通株式

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月
最高(円)	92,700	81,600	71,300	81,600	82,400
最低(円)	58,100	52,500	39,050	49,050	38,850

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	65,600	65,000	54,600	58,900	53,800	52,200
最低(円)	56,300	47,950	48,550	48,050	49,450	38,850

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

第1種優先株式

当社第1種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役会長	—	千 本 健 生	昭和17年9月9日生	平成6年6月 平成8年4月 平成11年11月 平成14年6月 平成17年1月 平成17年1月 平成17年6月 平成19年6月 平成22年6月	第二電電株式会社（現KDDI株式会社）取締役副社長就任 慶應義塾大学経営大学院教授就任 当社代表取締役社長就任 当社代表取締役社長兼CEO就任 当社代表取締役会長兼CEO就任 イー・モバイル株式会社（当社に吸收合併）代表取締役就任 同社代表取締役会長兼CEO就任 当社取締役会長就任 当社代表取締役会長就任（現任）	(注) 3	普通株式 104,709
代表取締役副会長	—	深 田 浩 仁	昭和36年1月27日生	昭和60年4月 平成12年10月 平成14年8月 平成19年5月 平成19年10月 平成20年6月 平成20年10月 平成22年6月	国際電信電話会社（現KDDI株式会社）入社 当社入社 当社常務執行役員就任 当社執行役員副社長就任 オープンワイヤレスネットワーク株式会社代表取締役社長兼COO就任 当社代表取締役社長就任 株式会社アッカ・ネットワークス（当社に吸收合併）取締役就任 当社代表取締役副会長就任（現任）	(注) 3	普通株式 500
代表取締役社長	—	エリック・ガン	昭和38年9月6日生	平成5年10月 平成11年11月 平成12年1月 平成15年2月 平成17年1月 平成17年1月 平成17年6月 平成19年5月 平成19年5月 平成19年6月 平成20年10月 平成22年6月	ゴールドマン・サックス証券会社（現ゴールドマン・サックス証券株式会社）入社 同社マネージング・ディレクター就任 当社代表取締役就任 当社代表取締役兼CFO就任 当社代表取締役副社長兼CFO就任 イー・モバイル株式会社（当社に吸收合併）代表取締役就任 同社代表取締役副社長兼CFO就任 同社代表取締役社長兼COO就任 当社代表取締役副社長就任 当社取締役就任 株式会社アッカ・ネットワークス（当社に吸收合併）取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任）	(注) 3	普通株式 97,408
取締役	—	國 領 二 郎	昭和34年7月19日生	昭和57年4月 平成12年4月 平成15年4月 平成16年6月 平成18年4月 平成21年7月 平成21年7月	日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）入社 慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授就任 慶應義塾大学環境情報学部教授就任 当社取締役就任（現任） 慶應義塾大学総合政策学部教授就任（現任） 学校法人慶應義塾理事就任（現任） 慶應義塾大学総合政策学部長就任（現任）	(注) 3	普通株式 5
取締役	—	井 上 準 二	昭和24年9月18日生	昭和49年4月 平成5年6月 平成12年3月 平成15年4月 平成15年6月 平成19年6月 平成21年4月 平成23年4月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事会社Palo Alto事務所長就任 同社上級副社長就任 三菱商事株式会社執行役員就任 株式会社アイ・ティ・フロンティア代表取締役 執行役員社長就任 当社取締役就任（現任） 株式会社アイ・ティ・フロンティア代表取締役 執行役員会長兼CEO就任 同社顧問就任（現任）	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	—	アンクル・サフ	昭和44年10月18日生	平成10年10月 平成12年6月  平成16年1月  平成17年7月 平成17年8月 平成17年11月  平成18年1月 平成18年2月 平成18年11月 平成18年12月  平成19年1月 平成19年6月 平成19年11月 平成22年3月  平成22年6月	Goldman Sachs & Co. 入社 同社プリンシパル・インベストメント・エリア ヴァイス・プレジデント就任 ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) プリンシパル・インベストメント・エリア ヴァイス・プレジデント就任 株式会社フジタ取締役就任(現任) 株式会社ユー・エス・ジェイ取締役就任(現任) ゴールドマン・サックス証券会社 (現ゴールドマン・サックス証券株式会社) プリンシパル・インベストメント・エリア マネージング・ディレクター就任 イー・モバイル株式会社(当社に吸收合併) 取締役会オブザーバー就任 三洋電機株式会社取締役就任 The Goldman Sachs Group, Inc. パートナー就任(現任) ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社職務執行者就任(現任) ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社職務執行者就任(現任) イー・モバイル株式会社(当社に吸收合併) 取締役就任 株式会社USEN取締役就任(現任) ゴールドマン・サックス証券株式会社マーチャント・バンキング部門マネージング・ディレクター就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	—	ジュリアン・ホーン・スマス	昭和23年12月14日生	昭和59年一月  昭和61年一月 平成8年6月 平成13年4月 平成17年1月 平成19年4月  平成21年6月 平成22年6月	Racal Telecom Limited (現 Vodafone Group Plc) 創業メンバー、マーケティング・エグゼクティブ就任 同社マネージング・ディレクター就任 Vodafone Group Plc ボードメンバー就任 同社COO就任 同社Deputy CEO就任 UBS Limited シニア・アドバイザー就任(現任) イー・モバイル株式会社(当社に吸收合併) 取締役就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—
取締役	—	グレン・ガンペル	昭和22年8月19日生	昭和48年一月  昭和58年一月  昭和62年一月 平成7年一月  平成11年3月  平成11年6月 平成16年6月 平成22年6月	American Broadcast Company アフィリエイト・リレーションズ マネージャー就任 Universal Studios Hollywood リーガル・アンド・ビジネス・アフェアズ ヴァイス・プレジデント就任 Directors Guild of America ナショナル・エグゼクティブ・ディレクター就任 MCA (現Universal Parks & Resorts) ビジネス・アンド・リーガル・アフェアズ エグゼクティブ・ヴァイス・プレジデント就任 Universal Studios Recreation Group (現Universal Parks & Resorts) インターナショナル・アンド・グローバル・ビジネス・アフェアズ プレジデント就任 株式会社ユー・エス・ジェイ 取締役就任 同社 代表取締役社長兼CEO就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役	—	ショーン・タン	昭和49年10月27日生	平成10年7月 平成12年1月 平成16年8月 平成19年3月 平成22年6月	The Boston Consulting Group アソシエイト就任 Intel Corporation, Intel Capital マネージング・ディレクター就任 RHJ International Japan Inc. ヴァイス・プレジデント就任 The Blackstone Group (HK) Limited マネージング・ディレクター就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	田 中 嘉 信	昭和18年9月13日生	昭和41年4月 昭和63年7月 平成4年5月 平成8年5月 平成11年7月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年6月	日本電信電話公社 (現日本電信電話株式会社) 入社 NTTデータ通信株式会社 (現株式会社エヌ・ティ・ティ・データ) 入社 M. I. S. I. Co., Ltd. President 就任 シーメット株式会社 代表取締役社長就任 日本コムシス株式会社 執行役員就任 コムシステクノ株式会社 代表取締役社長就任 同社 相談役就任 当社 常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	普通株式 10
監査役	—	中 元 紘一郎	昭和14年5月11日生	昭和42年4月 昭和48年1月 平成11年11月 平成22年1月	アンダーソン・毛利・ラビノウイツ法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所 同所パートナー就任 当社監査役就任 (現任) アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問就任 (現任)	(注) 5	—
監査役	—	高 岡 本 州	昭和35年7月20日生	昭和60年3月 平成9年5月 平成10年5月 平成20年6月	日本高圧電気株式会社入社 同社取締役副社長就任 同社代表取締役社長就任 (現任) 当社監査役就任 (現任)	(注) 5	—
監査役	—	山 岡 法 次	昭和16年9月12日生	平成4年6月 平成6年6月 平成8年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成20年3月 平成21年3月 平成21年6月	日本アイ・ビー・エム株式会社 取締役 MDQ(経営品質)担当就任 同社 取締役 テクノロジー・マーケット開発担当就任 同社 常務取締役就任 同社 顧問就任 イノテック株式会社 監査役就任 株式会社アッカ・ネットワークス (当社に吸収合併) 取締役就任 同社 監査役就任 当社 監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計							普通株式 202,632

- (注) 1 取締役 國領二郎氏、井上準二氏、アンクル・サフ氏、ジュリアン・ホーン・スマス氏、グレン・ガンペル氏及びショーン・タン氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役 田中嘉信氏、中元紘一郎氏及び高岡本州氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 各取締役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役 田中嘉信氏及び山岡法次氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役 中元紘一郎氏及び高岡本州氏の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 6 当社では、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役として柴田雄司氏（現当社執行役員内部監査室長）を選任しております。

7 当社では、経営監督と業務執行を分離するため、平成14年8月より執行役員制度を導入しております。  
執行役員は以下のとおりであります。

執行役員副社長	武智 健二
執行役員副社長 サービス戦略本部長	阿部 基成
常務執行役員 経営企画本部長	田中 敏史
常務執行役員 営業本部長	高島 謙一
常務執行役員 技術本部長	本郷 公敏
常務執行役員 総務本部長	須山 勇
常務執行役員 管理本部長 兼 資材購買部長	石田 雅之
執行役員 内部監査室長	柴田 雄司
執行役員 技術本部	小畠 至弘
執行役員	喜安 拓
執行役員 経営企画本部 副本部長 兼 I R・経営管理部長	山中 初
執行役員 サービス戦略本部 副本部長	五十嵐 尚
執行役員 営業本部 副本部長	名取 知彦
執行役員 技術本部 副本部長	大中 義勝
執行役員 総務本部 副本部長 兼 広報・CSR室長	飯田 さやか
執行役員 管理本部 副本部長	園田 信
執行役員 経営企画本部 経理部長	廣野 公一
執行役員 サービス戦略本部 サービス戦略部長	坂田 大
執行役員 サービス戦略本部 企画部長	大橋 功
執行役員 営業本部 営業企画部長	新岡 勉
執行役員 営業本部 法人営業第二部長	大坂 宗弘

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ア コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

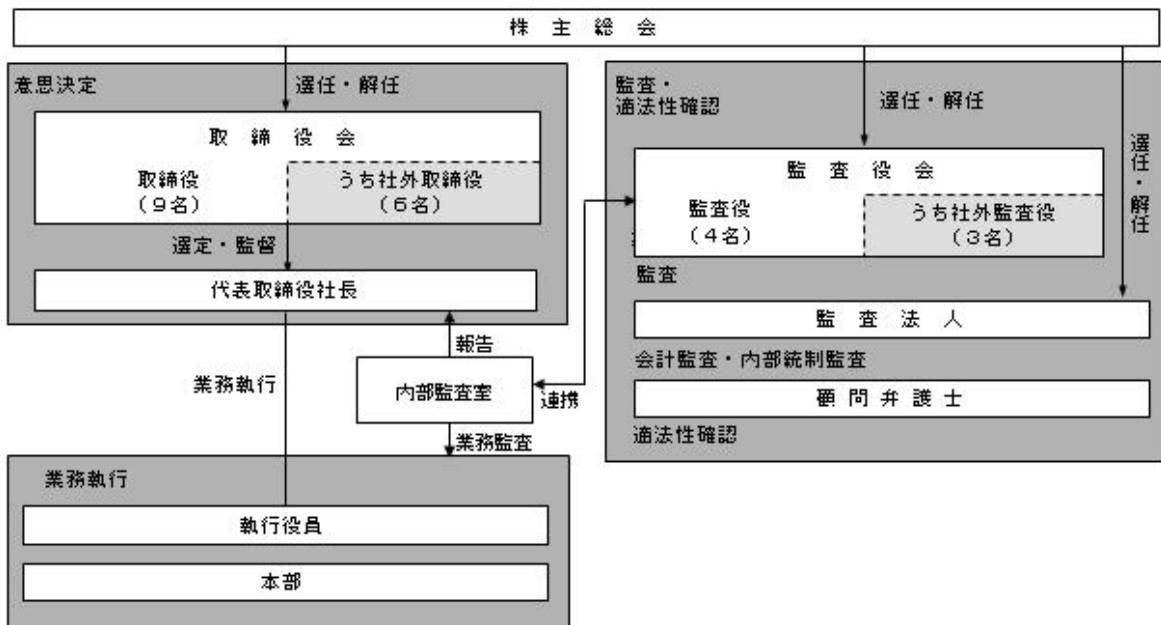
当社は、株主の視点に立ち、持続的な企業価値の向上を図るために、経営と業務の全般にわたり高い透明性と客観性及び実効性を備えたコーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

#### イ コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

##### ① 企業統治の体制の概要

当社は、執行役員制度を採用しており、執行役員が業務を執行し、取締役会はその監督及び重要な経営方針等の決定に専念することにより、効率的且つ健全な経営に努めております。取締役会においてはその構成員の半数以上を社外から招聘し、経営のチェック機能の強化を図ることで経営の公正性と透明性を確保しております。また、常勤の取締役と業務執行社員により、当面する業務状況の報告と情報共有を行っております。

当社の監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成され、監査の中立性及び公正性を確保しております。各監査役は企業経営又は法律に精通し、実効性の高い監査を行っております。また、監査業務に係る補助者として監査役スタッフを設置しております。



##### ② 企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会、監査役会及び執行役員の果たすべき役割・責任を明確化し、それぞれが有機的に機能するガバナンス体制を構築することにより、持続的な企業価値向上を重視した経営を目指すため、現状の体制を採用しております。

##### ③ 監査役監査、内部監査及び監査法人による監査の状況

###### a. 監査役監査の概要

監査役は、取締役会に出席するほか、監査役会で定めた監査計画、業務分担に従い監査を実施しております。また、常勤の監査役は経営会議等の重要な会議にオブザーバーとして出席するほか、業務執行に関する重要な決裁文書を閲覧するなどにより、日常業務の執行状況の監査を実施しております。

###### b. 内部監査の概要

社長直轄の組織として内部監査室（4名）を設置し、グループ全般の業務の遂行状況及び内部統制システムの有効性について監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するほか、必要に応じ各業務執行部門に対して助言、指導を行っております。

### c. 監査法人による監査の概要

当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査について、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しており、同監査法人による定期的な会計監査及び内部統制の監査を受けております。

当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については次のとおりであります。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、利害関係はありません。

- ・指定社員・業務執行社員 公認会計士 小林茂夫 (継続監査年数3年)
- ・指定社員・業務執行社員 公認会計士 小山秀明 (継続監査年数1年)
- ・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士6名、会計士補等9名、その他15名

### d. 監査役、監査法人及び内部監査室の相互連携

監査役は監査法人から監査計画、会計監査結果、財務諸表監査結果、四半期レビュー結果及び内部統制監査結果等について詳細な説明を受け、必要に応じて意見交換を行い、相互連携を図っております。

また、監査役、内部監査室及び監査法人は、定期的に、または必要に応じて情報交換を行う等連携を密にすることによってコーポレート・ガバナンスや内部統制の実効性を高めております。

## ④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役及び社外監査役が、経営に対する監督と監視を円滑に実行し、当社のコーポレートガバナンスの充実に十分な役割を果たせるよう、内部監査室及び監査法人と連携の下、隨時必要な資料提供や事情説明を行う体制をとっています。

また上記5役員の状況の表中に記載のとおり、社外取締役のアンクル・サフ氏は、当社の大株主であるジーエス・ティーケー・ホールディングス・ワン合同会社及びジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社の職務執行者を務めておりますが、プライベート・エクイティに関する豊富な経験並びに日本におけるコーポレート・ファイナンス及び経営戦略の分野における幅広い知識を当社の経営に反映していただることにより、当社は業務執行に対する監督機能の強化・充実を図っています。また、社外取締役のショーン・タン氏は、当社の大株主であるBLACKSTONE CAPITAL PARTNERS (CAYMAN II) V L.P. を含む投資ファンドを運営するBlackstone Group L.P. の関係会社であるThe Blackstone Group (HK) Limitedのマネージング・ディレクターを務めておりますが、長年にわたり技術、メディア及び通信事業に対する投資に携わってきた経験を当社の経営に反映していただくことにより、当社は業務執行に対する監督機能の強化・充実を図っています。社外取締役及び社外監査役の一部は当社株式を保有しておりますが、その他に当社と社外取締役及び社外監査役との間で人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

## ⑤ 責任限定契約の内容

当社の全ての社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約の内容の概要是、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、金300万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担する、というものであります。

## ⑥ 取締役の定数

当社定款において、取締役の員数は9名以下とする旨定めております。

## ⑦ 取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨を定款に定めています。また、その解任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の決議をもって行う旨を定款に定めています。

#### ⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めており、同条項の定める株主総会の特別決議要件を緩和しております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### ⑨ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、市場において行う取引又は公開買付けの方法により、当会社の発行する株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

また、当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役又は監査役の会社法第423条第1項の責任について、当該取締役又は監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役又は監査役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令で定める額を限度として取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に發揮することを可能とすることを目的とするものであります。

#### ⑩ 剰余金の配当等の決定機関について

当社は、剰余金の配当等の会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨を定款で定めております。また、当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、毎年3月31日及び9月30日を基準日として、並びにこれに加えて一事業年度につき2回まで取締役会の決議によりその他の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### ⑪ 優先株式に関する事項

当社は、普通株式のほか、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式を発行することができる旨を定款に定めております。当社は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、普通株式とは異なり、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式については、法律上別段の定めがある場合を除き、議決権を有しない旨定めております。また、普通株式、第1種優先株式、第2種優先株式及び第3種優先株式のいずれについても、単元株式数は定めておりません。なお、この有価証券報告書提出日現在、発行した第2種優先株式及び第3種優先株式はありません。

#### ⑫ その他のコーポレート・ガバナンスの状況

当社は、法律問題全般において、顧問弁護士によるチェック、アドバイスを適宜受けております。

### ウ 内部統制システム整備の基本方針及び整備状況

#### ① 内部統制システム整備の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」といいます。）を整備することを基本方針としております。

##### a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役会は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、当社グループ横断的なコンプライアンス体制の整備に努める。

(ii) 当社グループのコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する部門を定め、法令及び定款ならびに社会規範の遵守に係る、行動規範の制定、研修の実施、コンプライアンスマニュアルの作成・配布等

を通じて、取締役及び従業員への周知・徹底を図る。

(iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社のコンプライアンスの状況を定期的にまたは必要に応じて監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(iv) 法令遵守上疑義のある行為等について、従業員が職制を介さず、直接通報することのできる通報者保護に配慮した内部通報制度を設ける。

(v) 当社は、当社グループ各社と連携して、反社会勢力には断固たる行動をとり、毅然とした態度で関係を遮断するとともに利益供与は一切行わないことを基本方針とし、これを行動規範に明記して取締役及び従業員への周知・徹底を図る。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(i) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、社内規程に従って適切に保存する。

(ii) 取締役、監査役、その他必要な関係者は、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社グループ全体におけるリスク管理の状況を把握し、統括する部門を定め、リスク管理について体系的に定める社内規程を整備する。

(ii) 業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、リスクカテゴリー毎に責任部門を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、業務に係る最適なリスク管理体制を構築するため、適切な対策を講じる。

(iii) 内部監査室は、当社及びグループ各社の各部門のリスク管理状況を定期的にまたは必要に応じて監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(iv) 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生した、又は発生するおそれが生じた場合の体制及び対応策を事前に整備し、有事の場合にはその対応を迅速に行うとともに、再発防止策を講ずるものとする。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営目標を定め、予算・実績管理等を適切に行い、事業の推進に伴うリスクを継続的に監視するとともに、組織、業務プロセスの再構築及びITの適切な利用を通じて、業務の合理化、迅速化を図り、取締役の職務遂行の効率性を確保する。

e. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社における内部統制システムの構築を目指し、当社にグループ会社全体の内部統制システムに関する担当部門を定めるとともに、当社及びグループ各社間での内部統制システムに関する協議、情報の共用等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

f. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

(i) 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を任命することとする。

(ii) 補助する従業員の任命及び人事異動、人事評価等については監査役の承諾を得るものとする。

g. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i) 監査の実効性を確保するため、監査役は、取締役及び従業員から当社及び当社グループの経営、業績に影響を及ぼす重要な事項について報告を受ける。

(ii) この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項その他内部統制システムに関する事項を含む。

(iii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告する。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(ii) 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定や業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席する

とともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めることができる。

i. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本の方針」を定め、市場に対し透明且つ適正な財務報告を実施する体制を整備する。

② 内部統制システムの整備状況

当社では、これらの基本方針に基づき、不祥事発生を防止し企業価値の維持向上を実現するために、当社グループの内部統制システムの充実に努めております。その主な内容は次のとおりであります。

a. 法令遵守体制

(i) 当社グループは、コンプライアンスの実践にあたり、法令、社内諸規則、社会的規範を遵守し、企業倫理にもとることのない行動をとる旨を行動規範に規定し、取締役及び従業員に周知・徹底を行っております。

(ii) コンプライアンス体制の確立とその適切な運営を定めたコンプライアンス規程及び関連諸規程を整備し、取締役及び従業員に対してコンプライアンス遵守の体制を明確化しております。

(iii) 当社グループのコンプライアンスを統括する体制として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動及び特命監査並びに重大なコンプライアンス違反が発生した場合の対応策の策定等を行っております。

(iv) 内部通報制度に基づくコンプライアンス相談窓口を設置し、より風通しの良い企業風土の醸成に努め、重大なコンプライアンス事故を未然に防止する体制を構築しております。

(v) コンプライアンスを実践する上での行動指針であるコンプライアンスマニュアルを全従業員に配布するとともにコンプライアンス研修を全従業員に対して行っております。

(vi) 金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制室を設置し、同法に対応した内部統制の実現・強化体制を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の基本の方針を定め、取締役及び従業員に周知・徹底を図っております。

(vii) 内部監査室のモニタリング機能を強化するとともに、監査役の独立性・実効性を確保するための体制を整備し、グループ全体の事業の適正を確保しております。

b. リスク管理体制

(i) 当社グループのリスクをコントロールすることで会社損失の最小化を図ることを目的にリスク管理規程等の関連諸規程を整備し、取締役及び従業員へリスクの予防、回避に対する体制の周知・徹底を行っております。

(ii) 当社グループのリスク管理を統括する体制として、リスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、当社グループのリスクを評価・管理し、リスク管理に関する教育・啓蒙活動並びに重大な危機が発生または発生しうる場合の対応策の策定等を実施致します。

(iii) 危機発生時の危機管理体制及び適切な対処方法の確保のために、危機管理規程を整備し、危機の定義を明確に定めるとともに、危機管理委員会を設置しております。危機管理委員会では、危機管理に関する総合的な体制の整備及び危機発生時の集中的な危機管理を行っております。

(iv) 事業継続上のリスクが顕在化した場合に当社がとるべき対応を定めた事業継続計画（BCP）等を制定し、事業の継続を確保するための体制整備に努めております。

c. 反社会的勢力排除に向けた体制

(i) 当社グループは、反社会的勢力からの不法・不当な要求等に対する基本方針を行動規範及びコンプライアンスマニュアルに明記し、取締役及び従業員に周知・徹底を行っております。

(ii) 反社会的勢力からの不法・不当な要求等に備え、平素より警察、弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、事案発生時には外部専門機関と緊密に連絡を取り、組織的に対処できる体制の整備に努めております。

## エ 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

なお当社は、取締役会に社外取締役の委員を過半数とする報酬委員会を設置し、報酬妥当性について検証しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	72	72	—	—	—	4
監査役 (社外監査役を除く)	3	3	—	—	—	1
社外役員	29	29	—	—	—	11

- (注) 1 上記には、平成22年6月24日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名（うち社外取締役4名）を含んでおります。
- 2 平成16年6月29日開催の第5回定時株主総会の決議により、取締役の報酬限度額は年額200百万円であります。
- 3 平成12年6月28日開催の第1回定時株主総会の決議により、監査役の報酬限度額は年額30百万円であります。

## オ 株式の保有状況

- ① 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当する投資株式は保有しておりません。

- ② 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
		貸借対照表計 上額の合計額	貸借対照表計 上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額
非上場株式	3,941	1,404	—	—	△2,537
上記以外の株式	74	77	2	—	2

## (2) 【監査報酬の内容等】

### ①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	155	13	170	7
連結子会社	3	—	115	7
計	157	13	285	13

### ②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

### ③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、転換社債型新株予約権付社債発行に係るコンフォートレターの発行業務につき、対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、個人情報に関わる情報セキュリティ監査につき、対価を支払っております。

### ④【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針については、当社の事業規模、特性及び監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(3) 当社は、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を完全親会社、持分法適用関連会社であったイー・モバイルを完全子会社とする株式交換の方法により経営統合（以下、本経営統合といいます。）を行いました。

本経営統合は、当社を完全親会社、イー・モバイルを完全子会社とする統合であります。また、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は、イー・モバイルが当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイルを吸収合併いたしました。本経営統合により当社の連結財務諸表は下記のようになっております。

なお、本経営統合の詳細につきましては第5『経理の状況』1『連結財務諸表等』『注記事項』（企業結合等関係）に記載しております。

- ① 当連結会計年度の『連結損益計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日の経営成績に、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）の経営成績を連結した金額となっております。
- ② 当連結会計年度の『連結キャッシュ・フロー計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高はイー・モバイル（取得企業）の期首残高となっております。そのため、前連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高と当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は連続しておりません。

また、当連結会計年度の『連結キャッシュ・フロー計算書』及び関連する『注記事項』における金額は、イー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日のキャッシュ・フローに、当社の9ヶ月分（平成22年7月1日から平成23年3月31日）のキャッシュ・フローを連結した金額となっております。

(4) 平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイルを吸収合併したため、当連結会計年度末において連結子会社が存在せず、当連結会計年度末の連結貸借対照表、連結包括利益計算書及び連結株主資本等変動計算書は作成しておりません。

(5) 当社は、平成23年3月31日付でイー・モバイルを吸収合併したため、同社の第6期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表を記載しており、当該財務諸表は改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

## 2 監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表についてはあずさ監査法人により監査を受け、また、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表については有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日付をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

(2) イー・モバイルの第6期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

## 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

前連結会計年度  
(平成22年3月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	26,110
売掛金	10,880
商品	106
前渡金	2,833
繰延税金資産	1,854
その他	3,936
貸倒引当金	△10
流動資産合計	45,709
固定資産	
有形固定資産	
機械設備	47,666
減価償却累計額及び減損損失累計額	△37,432
機械設備（純額）	10,234
端末設備	8,936
減価償却累計額	△5,356
端末設備（純額）	3,580
土地	307
建設仮勘定	1,171
その他	1,808
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,163
その他（純額）	645
有形固定資産合計	15,936
無形固定資産	
ソフトウェア	2,419
ソフトウェア仮勘定	196
無形固定資産合計	2,614
投資その他の資産	
投資有価証券	4,178
関係会社株式	※1, ※2 5,582
関係会社長期未収入金	9,271
繰延税金資産	1,514
その他	1,634
投資その他の資産合計	22,180
固定資産合計	40,730
繰延資産	
社債発行費	425
繰延資産合計	425
資産合計	86,864

(単位：百万円)

前連結会計年度  
(平成22年3月31日)

負債の部	
流動負債	
買掛金	2,098
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,854
1年内償還予定の社債	1,848
リース債務	894
割賦未払金	1,726
未払金	3,089
未払費用	5,988
未払法人税等	2,899
賞与引当金	19
役員賞与引当金	88
その他	2,632
流動負債合計	24,134
固定負債	
社債	26,126
長期借入金	※3 19,075
リース債務	889
長期割賦未払金	1,640
その他	1,844
固定負債合計	49,575
負債合計	73,709
純資産の部	
株主資本	
資本金	18,392
資本剰余金	9,082
利益剰余金	△14,862
株主資本合計	12,612
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	8
繰延ヘッジ損益	28
評価・換算差額等合計	36
少数株主持分	507
純資産合計	13,155
負債純資産合計	86,864

## ②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	83,067	181,541
売上原価	49,052	※3 81,662
売上総利益	34,015	99,879
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	28	306
販売促進費	5,261	57,409
貸倒引当金繰入額	—	2,207
給料及び手当	2,038	5,674
役員賞与引当金繰入額	88	—
賃借料	639	1,380
業務委託費	3,570	6,340
減価償却費	1,042	5,216
のれん償却額	—	718
研究開発費	※1 438	※1 372
その他	1,761	5,291
販売費及び一般管理費合計	14,864	84,912
営業利益	19,151	14,967
営業外収益		
受取利息	99	31
受取配当金	2	2
未払配当金除斥益	19	13
その他	37	35
営業外収益合計	157	82
営業外費用		
支払利息	2,217	8,212
支払手数料	—	1,476
社債発行費償却	41	7
持分法による投資損失	6,027	—
その他	196	265
営業外費用合計	8,481	9,961
経常利益	10,828	5,088

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
特別利益		
負ののれん発生益	467	—
社債償還益	238	—
子会社株式売却益	—	13
債却債権取立益	—	19
その他	151	—
特別利益合計	857	32
特別損失		
固定資産除却損	※2 682	※2 2,217
投資有価証券評価損	15	2,537
長期前払費用償却	—	2,552
災害による損失	—	120
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	83
その他	38	34
特別損失合計	735	7,543
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	10,950	△2,423
法人税、住民税及び事業税	5,002	35
法人税等調整額	1,727	△17,023
法人税等合計	6,729	△16,988
少数株主損益調整前当期純利益	4,220	14,565
少数株主利益	72	—
当期純利益	4,148	14,565

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

前連結会計年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	18,368
当期変動額	
新株の発行	24
当期変動額合計	24
当期末残高	18,392
資本剰余金	
前期末残高	7,019
当期変動額	
新株の発行	24
合併による増加	2,193
自己株式の消却	△154
当期変動額合計	2,063
当期末残高	9,082
利益剰余金	
前期末残高	△15,427
当期変動額	
剰余金の配当	△3,584
当期純利益	4,148
当期変動額合計	564
当期末残高	△14,862
自己株式	
前期末残高	—
当期変動額	
自己株式の取得	△154
自己株式の消却	154
当期変動額合計	—
当期末残高	—
株主資本合計	
前期末残高	9,960
当期変動額	
新株の発行	49
剰余金の配当	△3,584
当期純利益	4,148
合併による増加	2,193
自己株式の取得	△154
自己株式の消却	—
当期変動額合計	2,652
当期末残高	12,612

(単位：百万円)

前連結会計年度  
 (自 平成21年4月1日  
 至 平成22年3月31日)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△7
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	15
当期変動額合計	15
当期末残高	8
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	△356
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	384
当期変動額合計	384
当期末残高	28
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△363
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	399
当期変動額合計	399
当期末残高	36
少数株主持分	
前期末残高	3,105
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,598
当期変動額合計	△2,598
当期末残高	507
純資産合計	
前期末残高	12,702
当期変動額	
新株の発行	49
剰余金の配当	△3,584
当期純利益	4,148
合併による増加	2,193
自己株式の取得	△154
自己株式の消却	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,199
当期変動額合計	453
当期末残高	13,155

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失（△）	10,950	△2,423
減価償却費	7,499	33,126
のれん償却額	—	718
長期前払費用償却額	—	2,552
負ののれん発生益	△467	—
投資有価証券評価損益（△は益）	15	2,537
子会社株式売却損益（△は益）	—	△13
社債償還益	△238	—
固定資産除却損	682	2,217
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	83
その他の損益（△は益）	18	199
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△27	87
賞与引当金の増減額（△は減少）	△123	—
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	88	—
災害損失引当金の増減額（△は減少）	—	77
受取利息及び受取配当金	△102	△33
支払利息	2,217	8,212
支払手数料	—	1,476
持分法による投資損益（△は益）	6,027	—
持分法適用会社への未実現利益調整額	△221	—
売上債権の増減額（△は増加）	△586	△2,621
たな卸資産の増減額（△は増加）	413	10,662
未収入金の増減額（△は増加）	—	2,146
関係会社未収入金の増減額（△は増加）	△11,881	6
前渡金の増減額（△は増加）	898	361
長期前払費用の増減額（△は増加）	105	492
その他の資産の増減額（△は増加）	12	1,535
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,967	402
未払金の増減額（△は減少）	1,609	△669
未払費用の増減額（△は減少）	1,016	799
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△73	—
その他の負債の増減額（△は減少）	4,112	693
小計	19,975	62,619
利息及び配当金の受取額	116	40
利息の支払額	△1,638	△8,118
法人税等の支払額	△3,581	△2,540
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>14,872</b>	<b>52,002</b>

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の払戻による収入	—	2,500
定期預金の預入による支出	—	△5,000
拘束性預金の増減額（△は減少）	—	△291
子会社株式の売却による収入	—	75
子会社株式の取得による支出	△2	—
出資金の分配による収入	—	142
有形固定資産の取得による支出	△3,408	△27,006
有形固定資産の売却による収入	3	—
無形固定資産の取得による支出	△592	△16,245
その他	—	△23
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△3,999</b>	<b>△45,848</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	△919	△672
セールス・アンド・割賦バック取引による収入	350	9,465
割賦債務の返済による支出	△1,538	△12,924
短期借入れによる収入	17,000	40,000
短期借入金の返済による支出	△25,800	△63,000
長期借入れによる収入	12,387	169,669
長期借入金の返済による支出	△1,000	△202,009
借入手数料の支払額	—	△1,347
社債の発行による収入	16,445	688
社債の償還による支出	△66,486	△1,453
自己株式の取得による支出	△154	△2,822
株式の発行による収入	48	—
株式交換前の株式の発行による収入	—	44,828
株式交換後の株式の発行による収入	—	126
配当金の支払額	△3,581	△4,199
少数株主への配当金の支払額	△56	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△53,303</b>	<b>△23,651</b>
<b>現金及び現金同等物の増減額（△は減少）</b>	<b>△42,430</b>	<b>△17,497</b>
現金及び現金同等物の期首残高	68,541	26,110
被取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	—	※2 △26,110
取得企業の現金及び現金同等物の期首残高	—	※2 49,311
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※2 11,583
現金及び現金同等物の期末残高	※1 26,110	※1 43,397

**【継続企業の前提に関する注記】**

該当事項はありません。

**【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】**

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>①連結子会社の数 2社          連結子会社の名称          株式会社カルティブ          CV 1 投資事業有限責任組合          (除外)          株式会社アッカ・ネットワークス          連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスを平成21年6月25日付で当社に吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。          なお、株式会社アッカ・ネットワークスについては、平成21年6月24日までの損益を連結しております。</p> <p>②――</p>	<p>①連結子会社の数 一社          (除外)          イー・モバイル株式会社          持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社は、平成22年7月1日の当社との株式交換により当社の子会社となりました。さらに当社は、イー・モバイル株式会社を平成23年3月31日付で吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。          この結果、連結子会社が存在しなくなつたため、当連結会計年度の連結財務諸表のうち連結貸借対照表、連結包括利益計算書及び連結株主資本等変動計算書を作成しておりません。          なお、イー・モバイル株式会社については、平成22年4月1日から平成23年3月30日までの損益を連結しております。</p> <p>②非連結子会社の名称等          非連結子会社          株式会社カルティブ          CV 1 投資事業有限責任組合          連結子会社であった株式会社カルティブ及びCV 1 投資事業有限責任組合は、会社の規模（総資産及び利益剰余金）、グループ業績への影響割合（売上高及び当期純損益）、将来性等を勘案して連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>①持分法適用の関連会社数 1社          持分法適用関連会社の名称          イー・モバイル株式会社</p>	<p>①持分法適用の関連会社数 一社          持分法適用関連会社であったイー・モバイル株式会社は、平成22年7月1日の当社との株式交換により当社の子会社となつたため、持分法の適用から除外しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	②――	②持分法を適用していない非連結子会社の名称等 株式会社カルティブ CV 1 投資事業有限責任組合 株式会社カルティブ及びCV 1 投資事業有限責任組合は、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
3 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、CV 1 投資事業有限責任組合は決算日が12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。	――
4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>①有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。</p> <p>b. 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>②デリバティブ 時価法によっております。</p> <p>③たな卸資産 商品、その他（貯蔵品） 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。</p>	<p>①有価証券 その他有価証券 a. 時価のあるもの 同左</p> <p>b. 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>②デリバティブ 同左</p> <p>③たな卸資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>①有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）、機械設備及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>機械設備</td> <td>6年</td> <td>建物</td> <td>8～33年</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>3年</td> <td>構築物</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>その他（建物）</td> <td>8～33年</td> <td>機械設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>その他（工具、器具及び備品）</td> <td>2～20年</td> <td>無線通信設備</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>端末設備</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「その他（工具、器具及び備品）」（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>②無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。</p>	機械設備	6年	建物	8～33年	端末設備	3年	構築物	30年	その他（建物）	8～33年	機械設備	6年	その他（工具、器具及び備品）	2～20年	無線通信設備	9年			端末設備	3年			工具、器具及び備品	2～20年	<p>①有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）、構築物、機械設備、無線通信設備及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table> <tbody> <tr> <td>機械設備</td> <td>6年</td> <td>建物</td> <td>8～33年</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>3年</td> <td>構築物</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>その他（建物）</td> <td>8～33年</td> <td>機械設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>その他（工具、器具及び備品）</td> <td>2～20年</td> <td>無線通信設備</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>端末設備</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </tbody> </table> <p>資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「工具、器具及び備品」（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>②無形固定資産 (ソフトウェア) 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 (施設利用権) 定額法に基づき20年で償却しております。</p>	機械設備	6年	建物	8～33年	端末設備	3年	構築物	30年	その他（建物）	8～33年	機械設備	6年	その他（工具、器具及び備品）	2～20年	無線通信設備	9年			端末設備	3年			工具、器具及び備品	2～20年
機械設備	6年	建物	8～33年																																															
端末設備	3年	構築物	30年																																															
その他（建物）	8～33年	機械設備	6年																																															
その他（工具、器具及び備品）	2～20年	無線通信設備	9年																																															
		端末設備	3年																																															
		工具、器具及び備品	2～20年																																															
機械設備	6年	建物	8～33年																																															
端末設備	3年	構築物	30年																																															
その他（建物）	8～33年	機械設備	6年																																															
その他（工具、器具及び備品）	2～20年	無線通信設備	9年																																															
		端末設備	3年																																															
		工具、器具及び備品	2～20年																																															
(3) 重要な繰延資産の処理方法	<p>①株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>②社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>①株式交付費 同左</p> <p>②社債発行費 同左</p>																																																
(4) 重要な引当金の計上基準	<p>①貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>②役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>	<p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②—</p>																																																

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(5) 重要なヘッジ会計の方 法	<p>③賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるた め、支給見込額を計上しております。</p> <p>④――</p>	<p>③――</p> <p>④災害損失引当金 平成23年3月11日に発生した東日本大震 災により被災した資産の復旧等に要する見 積額を計上しており、その内訳は、被災基 地局資産撤去費用等であります。</p> <p>①ヘッジ会計の方法 同左</p>
(6) のれんの償却方法及び 償却期間	<p>①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用しております。な お、為替予約については振当処理の要件を 充たしている場合には振当処理を行ってお ります。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 為替予約 (ヘッジ対象) 外貨建予定取引</p> <p>③ヘッジ方針 為替相場の変動によるリスクを回避する 目的で為替予約取引を行っております。</p> <p>④ヘッジ有効性の評価方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの 期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の 相場変動の累計を比較し、両者の変動額等 を基礎にして判断しております。なお、ヘ ッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件 が同一であり、かつヘッジ開始時及びその 後も継続して相場変動又はキャッシュ・フ ロー変動を完全に相殺するものと想定する ことができるものについては、ヘッジの有 効性の判定は省略しております。ヘッジ有 効性評価の結果、ヘッジ会計の適用条件を 充足しなくなったものについては、ヘッジ 会計の適用を中止しております。</p> <p>5年間で均等償却しております。但し、 重要性のないものについては、一括償却し ております。</p>	<p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 (ヘッジ手段) 同左 (ヘッジ対象) 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性の評価方法 同左</p> <p>効果が発現すると見積もられる期間（10 年間）で定額法により償却しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
(企業結合に関する会計基準等の適用)  「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、 「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用しております。	(資産除去債務に関する会計基準の適用)  当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。  これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ26百万円減少し、税金等調整前当期純損失は109百万円増加しております。

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(連結損益計算書)</p> <p>(1) 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日 内閣府令第5号）が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より、新たに「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。</p> <p>(2) 前連結会計年度において営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度における営業外収益の「その他」に含まれている「未払配当金除斥益」は、6百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額（△は増加）」に含めて表示しておりました「関係会社未収入金の増減額（△は増加）」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額（△は増加）」に含まれている「関係会社未収入金の増減額（△は増加）」は、177百万円であります。</p>	<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しております「支払手数料」は、営業外費用総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「その他」に含まれる「支払手数料」は115百万円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額（△は増加）」に含めて表示しておりました「未収入金の増減額（△は増加）」は重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額（△は増加）」に含まれている「未収入金の増減額（△は増加）」は、230百万円であります。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>※1 関連会社に対するものは次のとおりです。</p> <p>関係会社株式 5,582百万円</p>	<p>当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。</p>
<p>※2 担保資産</p> <p>関連会社コミットメントラインに係る担保提供</p> <p>関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するため取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠（コミットメントライン）を設定しております。当連結会計年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産（平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円）への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当連結会計年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>（担保提供期間）</p> <p>当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>（担保提供資産）</p> <p>イー・モバイル社株式 5,582百万円</p> <p>なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触しておりません。</p>	
<p>※3 借入枠等の実行状況</p> <p>当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するために取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を設定いたしました。当連結会計年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末の借入実行額はありません。</p>	

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。 438百万円	※1 一般管理費に含まれる研究開発費は次のとおりであります。 372百万円
※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	※2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
有形固定資産	有形固定資産
機械設備 66百万円	建物 2百万円
端末設備 338百万円	構築物 2百万円
その他（工具、器具及び備品） 63百万円	機械設備 2百万円
その他（建物） 59百万円	無線通信設備 306百万円
無形固定資産	端末設備 123百万円
ソフトウエア 138百万円	工具、器具及び備品 40百万円
ソフトウエア仮勘定 16百万円	建設仮勘定 261百万円
その他 3百万円	無形固定資産
合計 682百万円	ソフトウエア 1,482百万円
3――	合計 2,217百万円
	※3 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。 売上原価 9,199百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,417,994	31,457	1,955	1,447,496
第1種優先株式（株）	25	—	—	25

(注) 普通株式の増加31,457株は、ストック・オプションの行使による増加2,025株、株式会社アッカ・ネットワークとの合併の際、同社株主に新株を発行したことによる増加29,432株であります。また、普通株式の減少1,955株は、自己株式の消却によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	（新株予約権） ストック・オプション	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 会社法施行日前に付与されたストック・オプションであるため残高はありません。

3 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	—	1,955	1,955	—

(注) 自己株式の増加1,955株は株式会社アッカ・ネットワークとの合併の際、1株に満たない端数の買取りによるものであります。自己株式の減少1,955株は、同1株に満たない端数の消却によるものであります。

#### 4 配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成21年5月14日 取締役会	普通株式	815百万円	575円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年5月14日 取締役会	第1種 優先株式	37百万円	1,498,438円	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年8月7日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年6月30日	平成21年9月10日
平成21年8月7日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成21年6月30日	平成21年9月10日
平成21年11月12日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年9月30日	平成21年12月10日
平成21年11月12日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成21年9月30日	平成21年12月10日
平成22年2月9日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成21年12月31日	平成22年3月11日
平成22年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成21年12月31日	平成22年3月11日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

##### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(注) 配当金額の1円未満は四捨五入して表示しております。

#### 5 その他の事項

少数株主持分の当連結会計年度の主な変動事由は、連結子会社との合併による減少2,664百万円であります。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度については、連結株主資本等変動計算書を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  「現金及び現金同等物」の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金及び預金」の金額は一致しております。	※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金</td> <td style="width: 40%;">47,080百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td>△2,500百万円</td> </tr> <tr> <td>拘束性預金</td> <td>△1,183百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>43,397百万円</b></td> </tr> </table>	現金及び預金	47,080百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,500百万円	拘束性預金	△1,183百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>43,397百万円</b>				
現金及び預金	47,080百万円												
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,500百万円												
拘束性預金	△1,183百万円												
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>43,397百万円</b>												
2 —	※2 企業結合（逆取得）に関する事項  イー・モバイルとの株式交換が企業結合会計上の逆取得に該当するため、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高はイー・モバイル（取得企業）の期首残高となっております。そのため、前連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高と当連結会計年度の現金及び現金同等物の期首残高は連続しておりません。  (1) 「被取得企業の現金及び現金同等物の期首残高」は当社（連結）の前期末残高を記載しております。 (2) 「取得企業の現金及び現金同等物の期首残高」はイー・モバイルの前期末残高を記載しております。 (3) 「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」は被取得企業である当社の現金及び現金同等物の第1四半期会計期間末残高を記載しております。												
3 —	3 重要な非資金取引の内容  イー・モバイルを取得企業とし当社を被取得企業とした株式交換の結果、時価評価後の当社の資産及び負債を引継いでおります。引継いだ資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。  <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="width: 40%;">28,128百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>124,277百万円</td> </tr> <tr> <td><b>資産合計</b></td> <td><b>152,405百万円</b></td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>26,156百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>47,838百万円</td> </tr> <tr> <td><b>負債合計</b></td> <td><b>73,994百万円</b></td> </tr> </table> <p>なお、暫定的な会計処理の確定により、企業結合日に引き受けた流動負債の額を上記の金額に修正しております。</p> <p>(注) 上記固定資産の額には、被取得企業が企業結合日前から保有する取得企業の株式の額89,435百万円が含まれております。</p>	流動資産	28,128百万円	固定資産	124,277百万円	<b>資産合計</b>	<b>152,405百万円</b>	流動負債	26,156百万円	固定負債	47,838百万円	<b>負債合計</b>	<b>73,994百万円</b>
流動資産	28,128百万円												
固定資産	124,277百万円												
<b>資産合計</b>	<b>152,405百万円</b>												
流動負債	26,156百万円												
固定負債	47,838百万円												
<b>負債合計</b>	<b>73,994百万円</b>												

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備（「機械設備」及び「端末設備」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内	1,090百万円
1年超	1,064百万円
合計	2,154百万円

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備（「機械設備」及び「端末設備」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内	1,145百万円
1年超	1,389百万円
合計	2,535百万円

## (金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

### (追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業目的に沿った設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

①営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

②営業債権である関係会社未収入金は、関係会社の信用リスクに晒されております。

③投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その一部の株式は市場価格の変動リスクに晒されています。

④営業債務である買掛金、未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。営業債務の一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

⑤借入金、社債は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

⑥デリバティブ取引は外貨建営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項（5）重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理細則に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関及び商社等であるため信用リスクはほとんどないものと認識しております。

###### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジしております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、信用リスクや取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理対象の取引（予定取引を含む）が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることをデリバティブ取引に関するリスク管理責任者は関係者に徹底し、変動リスクの回避・低減を図るためのヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、財務部長の承認を経て、稟議決裁を行っております。

###### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

##### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	現金及び預金	26,110	26,110	—
(2)	売掛金 貸倒引当金（※1）	10,880		—
		△10		—
		10,870	10,870	—
(3)	関係会社未収入金（※2）	12,322	10,898	△1,424
(4)	投資有価証券			
	その他有価証券	74	74	—
資産計		49,377	47,953	△1,424
(1)	買掛金	2,098	2,098	—
(2)	未払費用	5,988	5,988	—
(3)	社債（※3）	27,974	28,795	820
(4)	長期借入金（※3）	21,930	22,020	90
負債計		57,989	58,900	911
デリバティブ取引（※4）		200	200	—

（※1） 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 関係会社短期未収入金及び関係会社長期未収入金を含めております。

（※3） 1年以内に償還、返済予定の社債、長期借入金を含めております。

（※4） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目について（ ）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 関係会社未収入金

関係会社未収入金の時価の算定は、その将来キャッシュ・フローをリスクフリー・レートに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によるものであります。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」に記載のとおりであります。

### 負債

- (1) 買掛金、(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (3) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

時価の算定は先物為替予約契約を締結している商社から提示された価格によっております。また、ヘッジ会計を適用し振当処理を行っている先物為替予約（予定取引に対するものを除く）は、買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

#### 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	投資有価証券 その他有価証券	4,103
非上場株式	関係会社株式	5,582

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

#### 3. 満期のある金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	26,110	—	—	—
売掛金	10,870	—	—	—
関係会社未収入金	3,051	5,179	4,092	—

#### 4. 社債、長期借入金、リース債務及び割賦未払金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度（平成22年3月31日）

1 その他有価証券

(単位：百万円)

区分	種類	連結 貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	74	46	28
小計		74	46	28
合計		74	46	28

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 4,103百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（平成23年3月31日）

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成22年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	前連結会計年度 (平成22年3月31日)			
		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価差益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	64	—	3	3
	合計	64	—	3	3

(注) 時価の算定方法

取引先商社から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主な ヘッジ対象	前連結会計年度 (平成22年3月31日)			当該時価の算出方法
			契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
為替予約の 振当処理	為替予約取引 買建 米ドル 米ドル	買掛金 買掛金	5,410 701	— —	197 (注)	取引先商社から提示さ れた価格等によつてお ります。
	合計		6,111	—	197	

(注) ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時  
価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成23年3月31日）

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載  
しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)										
<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。</p> <p>(注) 当社は平成21年6月25日に当社を存続会社、連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併を行っております。これに伴い同社が加入していたエヌ・ティ・ティ厚生年金基金を脱退しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。</p>										
<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>(注) 株式会社アッカ・ネットワークスを吸収合併したことにより、同社が加入していたエヌ・ティ・ティ厚生年金基金を脱退したため、退職給付債務が消滅しております。</p>	<p>2 退職給付債務に関する事項</p> <p>該当事項はありません。</p>										
<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">勤務費用</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">9百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">58百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;"><u>67百万円</u></td> </tr> </table> <p>(注) 連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスにおいて当社と合併する平成21年4月1日～平成21年6月24日までの期間に拠出した退職給付費用は9百万円であります。また、「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。</p>	勤務費用	9百万円	その他	58百万円	退職給付費用合計	<u>67百万円</u>	<p>3 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">確定拠出年金への掛金支払額</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">175百万円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用合計</td> <td style="text-align: right;"><u>175百万円</u></td> </tr> </table>	確定拠出年金への掛金支払額	175百万円	退職給付費用合計	<u>175百万円</u>
勤務費用	9百万円										
その他	58百万円										
退職給付費用合計	<u>67百万円</u>										
確定拠出年金への掛金支払額	175百万円										
退職給付費用合計	<u>175百万円</u>										

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 3人 当社従業員 197人 認定支援者 3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 4人 当社従業員 224人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 377人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 6,815株	普通株式 21,975株	普通株式 39,230株 (注) 2
付与日	平成15年1月16日	平成15年8月13日	平成16年7月1日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月14日まで	平成15年8月13日から 平成25年8月11日まで	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 423人	当社従業員 4人 社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 495株	普通株式 46,450株	普通株式 1,050株
付与日	平成16年8月18日	平成17年7月1日	平成17年8月25日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年8月18日から 平成26年8月9日まで	平成17年7月1日から 平成27年6月21日まで	平成17年8月25日から 平成27年6月22日まで

(注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。

2 平成16年9月21日付の株式分割（1：5）を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。

3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権（引受権）付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### ①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	605	1,515	2,345
権利確定	—	—	—
権利行使	15	230	670
失効	—	—	—
未行使残	590	1,285	1,675

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	445	5,695	32,975
権利確定	—	—	—
権利行使	55	1,055	—
失効	—	—	235
未行使残	390	4,640	32,740

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	—	19,141	312
付与	—	—	—
失効	—	24	—
権利確定	—	19,117	312
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	365	19,289	313
権利確定	—	19,117	312
権利行使	—	—	—
失効	—	326	—
未行使残	365	38,080	625

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価（円）	63,695	71,629	71,542
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	139,000
行使時平均株価（円）	66,662	68,281	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利行使価格（円）	134,410	76,565	80,168
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当連結会計年度末において連結子会社が存在しないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">未払事業税</td> <td style="width: 95%;">231百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>595百万円</td> </tr> <tr> <td>前受収益</td> <td>665百万円</td> </tr> <tr> <td>未実現利益消去</td> <td>176百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td>77百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,392百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>50百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>187百万円</td> </tr> <tr> <td>  繰延税金資産小計</td> <td>3,372百万円</td> </tr> <tr> <td>  評価性引当額</td> <td>△3百万円</td> </tr> <tr> <td>  繰延税金資産合計（純額）</td> <td>3,369百万円</td> </tr> </table> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">法定実効税率</td> <td style="width: 95%;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>持分法による投資損失</td> <td>22.4%</td> </tr> <tr> <td>負ののれん発生益</td> <td>△1.7%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>  税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>61.5%</td> </tr> </table>	未払事業税	231百万円	未払費用	595百万円	前受収益	665百万円	未実現利益消去	176百万円	固定資産除却損	77百万円	減価償却費	1,392百万円	減損損失	50百万円	その他	187百万円	繰延税金資産小計	3,372百万円	評価性引当額	△3百万円	繰延税金資産合計（純額）	3,369百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		持分法による投資損失	22.4%	負ののれん発生益	△1.7%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.5%	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。</p> <p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">法定実効税率</td> <td style="width: 95%;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価性引当金</td> <td>676.3%</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td>△12.1%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない金額</td> <td>△1.8%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>△2.0%</td> </tr> <tr> <td>  税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td>701.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		評価性引当金	676.3%	のれん償却額	△12.1%	交際費等永久に損金に算入されない金額	△1.8%	その他	△2.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	701.1%
未払事業税	231百万円																																																
未払費用	595百万円																																																
前受収益	665百万円																																																
未実現利益消去	176百万円																																																
固定資産除却損	77百万円																																																
減価償却費	1,392百万円																																																
減損損失	50百万円																																																
その他	187百万円																																																
繰延税金資産小計	3,372百万円																																																
評価性引当額	△3百万円																																																
繰延税金資産合計（純額）	3,369百万円																																																
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
持分法による投資損失	22.4%																																																
負ののれん発生益	△1.7%																																																
その他	0.1%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.5%																																																
法定実効税率	40.7%																																																
(調整)																																																	
評価性引当金	676.3%																																																
のれん償却額	△12.1%																																																
交際費等永久に損金に算入されない金額	△1.8%																																																
その他	△2.0%																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	701.1%																																																

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(共通支配下の取引等)

- 1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社アッカ・ネットワークス 電気通信事業

- (2) 企業結合日

平成21年6月25日

- (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併

- (4) 結合後企業の名称

イー・アクセス株式会社

- (5) 取引の目的を含む取引の概要

両社の完全な経営統合を早期に実現し、営業力の強化及びコスト削減による事業の収益力の維持・向上、両社の企業価値の最大化を実現することを目的としております。

- 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

- 3 結合当事企業の取得原価及びその内訳

合併直前に保有していた株式会社アッカ・ネットワークスの企業結合日における連結財務諸表上の帳簿価額	21,354百万円
企業結合日に交付した当社の普通株式の時価	2,193百万円

---

取得原価 23,547百万円

- 4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数及びその評価額

- (1) 株式の種類及び交換比率

株式会社アッカ・ネットワークスの普通株式1株

: イー・アクセス株式会社の普通株式1.54株

- (2) 株式交換比率の算定方法

当社は日興コーディアル証券株式会社を、株式会社アッカ・ネットワークスは株式会社ラザードフレールをそれぞれ第三者機関として選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに当事者間で協議の上、算定しました。

- (3) 交付した株式数及びその評価額

交付した株式数 29,432株

交付した株式の評価額 2,193百万円

- 5 負ののれん発生益の金額及び発生原因

- (1) 負ののれん発生益の金額

467百万円

- (2) 発生原因

合併に伴い交付した当社株式の時価と減少する少数株主持分の差額を負ののれん発生益として処理しております。

#### (持分法適用関連会社との株式交換契約締結)

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社（以下、「イー・モバイル」といいます。）との間で、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。本株式交換により、イー・モバイルは当社の完全子会社となります。

なお、本株式交換契約締結に関する詳細は、平成22年3月31日に公表した「イー・アクセスによるイー・モバイルの株式交換による完全子会社化のお知らせ」及び平成22年5月12日に公表した「株式交換契約の一部変更のお知らせ」に記載のとおりであります。

#### (1) 株式交換の目的

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とするのこと、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

#### (2) 株式交換する会社の概要

##### ① 株式交換する相手会社の名称

イー・モバイル株式会社

##### ② 株式交換する相手会社の主な事業の内容

モバイル・ブロードバンド通信事業

#### (3) 株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

##### 株式交換に係る割当ての内容

##### 株式交換比率

当社	イー・モバイル
1	1.45

##### (注1) 株式の割当比率

イー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株当たり、当社の普通株式1.45株を割当て交付します。但し、当社が保有しているイー・モバイルの株式並びに反対株主による買取請求の対象となった株式については、本株式交換による株式の割当てを行いません。平成22年3月31日現在当社はイー・モバイルの普通株式606,300株、A種優先株式214,110株及びA-2種優先株式41,175株を保有しております。

##### (注2) 本株式交換により交付する当社の株式数（予定）

普通株式：2,055,949株

当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がイー・モバイルの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）のイー・モバイルの株主名簿に記載又は記録されている株主（但し、当社を除きます。）に対し、その有するイー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株当たり、当社の普通株式1.45株を割当て交付します。但し、会社法第785条の規定に基づきその有するイー・モバイルの株式の買取りを請求したイー・モバイルの株主については、当該株主に代えて、イー・モバイルが当該株式の株主として記載又は記録されているものとみなします。

なお、イー・モバイルは、平成22年3月30日及び平成22年5月11日開催の取締役会において、本株式交換を承認する決議に加えて、①募集株式（普通株式に限ります。）の1株当たりの払込金額を110,000円、払込金額の総額を450億12万円（うち170億6万円は当社を割当先とします。）とする第三者割当増資を本株式交換の効力発生日前の平成22年6月30日を払込日として実施する旨、及び②イー・モバイルが基準時において保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づくイー・モバイルの株主による株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを基準時において消却する旨の決議をしました。その結果、本第三者割当増資によって発行されるイー・モバイルの普通株式（但し、当社が取得する株式を除きます。）は、本株式交換の対象となり、消却される自己株式は、本株式交換の対象から除外されます。また、当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、本第三者割当増資のうち170億6万円全額を引受けることを決議しております。本第三者割当増資によって発行される予定のイー・モバイルの普通株式数は409,092株（うち、当社が取得予定の株式数は154,546株）であり、当該株式（但し、当社が取得する株式を除きます。）に対して本株式交換の際に交付される株式数は369,089

株です。上記交付予定株式数は、本第三者割当増資の払込みが行われることを前提として算出しております。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換によりイー・モバイルの株主に交付する当社の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に従って金額をお支払いたします。

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

当社は、本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会を設置し、当社の独立委員会は、本経営統合の株式交換比率の公正性を確保するため、グリーンヒル・ジャパン株式会社（以下「グリーンヒル・ジャパン」）に株式交換比率の算定を依頼し、グリーンヒル・ジャパンより平成22年5月22日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書（以下「グリーンヒル意見書」）を取得しております。

グリーンヒル・ジャパンは、i) 当社とイー・モバイルの現在の資本関係が継続する場合の、当社及びイー・モバイルの各々の理論株式価値を比較する手法と、ii) 両社が完全経営統合した場合にもたらされるであろう利益及び費用削減効果を想定して、本経営統合前の当社の一株当たりの株式価値と、本経営統合後の当社の一株当たりの株式価値とを比較して、一株当たり理論株式価値の増減から、株式交換比率の妥当性を判断する手法の両方を用いて、交換比率の公正性を判断致しました。各々の手法において、ディスカウンティド・キャッシュフロー法及び類似企業比較法等による分析を行っております。

なお、市場株価法については、イー・モバイルが非上場会社であることから、市場における当社との相対評価が困難である事、及び当社が保有するイー・モバイル持分がどの程度当社の株価へ影響を与えていたかの算定が不可能である事から、当社の理論株式価値の参考値として使用はしているものの、比率の算出の際には採用しないことと致しました。

(5) 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

イー・モバイルが既に発行している新株予約権（ストック・オプション）については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時のイー・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者（但し、イー・モバイルを除きます。）に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付いたします。交付する新株予約権の目的となる株式の数は128,710株を予定しております。但し、会社法第787条第1項第3号の規定に基づきその有するイー・モバイルの新株予約権の買取りを請求したイー・モバイルの新株予約権者については、当該新株予約権者に代えて、イー・モバイルが当該新株予約権の新株予約権者として記載又は記録されているものとみなします。

なお、イー・モバイルは、新株予約権付社債を発行しておりません。

(6) 株式交換の前提条件

平成22年3月31日及び平成22年5月12日開催の当社取締役会にて決議し、締結されましたイー・モバイルとの株式交換契約書及び本変更覚書において、募集株式（普通株式に限る。）の1株当たりの払込金額を110,000円、払込金額の総額を450億12万円として本契約締結後に実施されるイー・モバイルの第三者割当増資に係る払込み全部を完了すること並びにイー・モバイルが上記のうち170億6万円を当社に割り当てる 것을株式交換の前提条件としております。

(7) 株式交換の日程

基本合意書締結日	平成21年12月 7 日
取締役会決議日(イー・モバイル)	平成22年 3 月 30 日
取締役会決議日(当社)	平成22年 3 月 31 日
株式交換契約締結日	平成22年 3 月 31 日
株式交換承認定時株主総会開催日(当社)	平成22年 6 月 24 日
株式交換承認定時株主総会及び種類株主総会開催日(イー・モバイル)	平成22年 6 月 25 日
第三者割当による募集株式の発行(イー・モバイル)	平成22年 6 月 30 日
本株式交換の効力発生日	平成22年 7 月 1 日

(8) 株式交換後の親会社となる会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名及び資本金の額(平成22年3月31日時点)

①商号	イー・アクセス株式会社
②事業内容	電気通信事業
③本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉄ビル
④代表者の氏名	代表取締役社長 深田 浩仁
⑤資本金の額	18,392百万円

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(取得による企業結合)

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイルとの間で、株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）の方法による経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました（平成22年5月12日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結）。また、その後同契約は平成22年6月24日開催の当社定時株主総会並びに平成22年6月25日開催のイー・モバイル定時株主総会及び種類別株主総会の承認を経て、平成22年7月1日を効力発生日として、本株式交換を実施しております。

1 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根拠

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

イー・アクセス株式会社 電気通信事業

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とするものであります。

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業として、パーチェス法を適用しております。

(2) 企業結合を行った主な理由

当社及びイー・モバイルは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

(3) 企業結合日

平成22年 7 月 1 日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

本株式交換に伴う商号の変更はありません。

- (6) 取得した議決権比率  
100%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
株式交換後の当社における株式交換前の当社株主及びイー・モバイル株主の議決権比率の構成、両社の総資産、売上高等の相対的な事業規模、経営戦略上の事業の重要性及び成長性の要素を総合的に比較検討した結果、実質的に支配を獲得する取得企業はイー・モバイルであると決定いたしました。

2 連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年7月1日から平成23年3月31日まで

3 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	87,990百万円
取得原価	87,990百万円

「逆取得」に該当するため、連結財務諸表上はイー・モバイルが当社議決権を100%取得する会計処理を行っております。また、イー・モバイルは非上場企業であり、当社が上場企業であることから、当社株式の市場価格に基づいて取得の対価を算定しております。

4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類及び交換比率

イー・モバイルの普通株式又は各種の優先株式1株に対して、当社の普通株式1.45株を割当交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

当社は、本経営統合の公正な検討プロセスを担保するために社外取締役のみで構成する独立委員会を設置し、当社の独立委員会は、本経営統合の株式交換比率の公正性を確保するため、グリーンヒル・ジャパン株式会社（以下「グリーンヒル・ジャパン」といいます）に株式交換比率の算定を依頼し、グリーンヒル・ジャパンより 平成22年5月22日付で、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を取得しております。

グリーンヒル・ジャパンは、i) 当社とイー・モバイルの現在の資本関係が継続する場合の、当社及びイー・モバイルの各々の理論株式価値を比較する手法と、ii) 両社が完全経営統合した場合にもたらされるであろう利益及び費用削減効果を想定して、本経営統合前の当社の1株当たりの株式価値と、本経営統合後の当社の1株当たりの株式価値とを比較して、1株当たり理論株式価値の増減から、株式交換比率の妥当性を判断する手法の両方を用いて、交換比率の公正性を判断いたしました。各々の手法において、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法及び類似企業比較法等による分析を行っております。

なお、市場株価法については、イー・モバイルが非上場会社であることから、市場における当社との相対評価が困難であること、及び当社が保有するイー・モバイル持分がどの程度当社の株価へ影響を与えているかの算定が不可能であることから、当社の理論株式価値の参考値として使用はしているものの、比率の算出の際には採用しないことといたしました。

(3) 交付した株式数

999,713株

(注) 上記交付株式数については、取得の対価の算定基礎となった、イー・モバイルが交付したものとみなした交付株式数を記載しております。株式交換により当社が実際に交付した株式数は2,055,963株（すべて新規発行）であります。

(4) 株式交換に伴う新株予約権に関する取扱い

イー・モバイルが発行していた新株予約権（ストック・オプション）については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時のイー・モバイルの新株予約権原簿に記載又は記録されている各新株予約権者に対し、その保有する各新株予約権に代わる当社の新株予約権を交付しております。交付した新株予約権の目的となる株式の数は128,008株であります。

## 5 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

### (1) 発生したのれんの金額

9,579百万円

なお、暫定的な会計処理の確定により、発生したのれんの金額を上記の金額に修正しております。

### (2) 発生原因

被取得企業である当社の取得原価が、企業結合日時点における当社の時価純資産額（取得した資産及び引受けた負債に配分された純額）を上回ったため、その超過額をのれんとして認識しております。

### (3) 債却方法及び償却期間

償却方法 定額法

償却期間 10年間

## 6 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及び概算額の算定方法

売上高 14,107百万円

経常利益 3,791百万円

当期純利益 2,079百万円

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と取得企業の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としております。なお、企業結合時に認識されたのれんが当期首に発生したものとし、償却額を算定しております。

なお、影響額の概算額については監査証明を受けておりません。

## 7 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその内訳

流動資産 28,128百万円

固定資産 124,277百万円

資産合計 152,405百万円

流動負債 26,156百万円

固定負債 47,838百万円

負債合計 73,994百万円

なお、暫定的な会計処理の確定により、企業結合日に引き受けた流動負債の額を上記の金額に修正しております。

(注1)資産及び負債の額に、5(1)発生したのれんの金額は含めておりません。

(注2)固定資産の額には、被取得企業が企業結合日より前から保有する取得企業の株式の額89,435百万円が含まれております。

#### (共通支配下の取引等)

当社は、平成23年2月24日開催の取締役会において、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で合併契約書を締結いたしました。また、その後同契約に基づき平成23年3月31日に本合併の効力が発生いたしました。

#### 1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合企業：イー・アクセス株式会社 電気通信事業  
被結合企業：イー・モバイル株式会社 移動体通信事業

##### (2) 企業結合日

平成23年3月31日

##### (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を行っております。

当社においては会社法第796条第3項（簡易合併）により、また、イー・モバイルにおいては同法第784条第1項（略式合併）により、株主総会の承認を得ずに合併を行っております。

##### (4) 結合後企業の名称

イー・アクセス株式会社

##### (5) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、ブロードバンド市場において固定通信とモバイル通信の融合を図り、モバイル事業の成長を加速させるという当社グループの理念のもと、平成22年7月1日に、当社を完全親会社、イー・モバイルを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。その後、当社及びイー・モバイルを取り巻く事業環境の変化、とりわけ移動体通信事業におけるデータ通信サービスの高速化、サービスの多様化を含む事業者間競争の活発化に対応するためには、グループとして、より一層の経営の効率化及び迅速化を推し進める必要があると考え、イー・モバイルを吸収合併いたしました。

#### 2 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っております。したがって、この会計処理が連結損益計算書に与える影響はありません。

なお、本吸収合併を実施した結果、当連結会計年度末における連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。

#### (資産除去債務関係)

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の注記事項として記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(単位：百万円)

	ネットワーク事業	デバイス事業	モバイル事業	計	消去又は全社	連結
I 売上高及び営業損益						
(1) 外部顧客に対する売上高	71,018	12,049	—	83,067	—	83,067
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	121	—	121	△121	—
計	71,018	12,170	—	83,188	△121	83,067
営業費用	52,698	11,339	—	64,037	△121	63,916
営業利益	18,320	831	—	19,151	—	19,151
II 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	30,844	16,195	—	47,039	39,825	86,864
減価償却費	7,126	43	—	7,169	194	7,363
資本的支出	3,858	60	—	3,918	99	4,017

(注) 1 事業区分の方法

事業はグループ各社のサービス内容、特性及び販売市場の類似性等を考慮して区分しております。

2 事業区分の内容

事業区分	主要サービス
ネットワーク事業	高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービス
デバイス事業	デバイスの開発及び販売
モバイル事業	モバイルブロードバンド通信サービス等

- 3 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は39,825百万円であり、その主なものは当社の流動性資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）、関係会社株式及び管理部門に係る資産等であります。
- 4 平成21年6月25日に吸収合併を行った連結子会社であった株式会社アッカ・ネットワークスの損益については、平成21年4月1日から平成21年6月24日までの期間をネットワーク事業に含めております。
- 5 モバイル事業を営むイー・モバイルは平成19年5月31日に連結子会社から持分法適用関連会社に異動したことから、モバイル事業に関する売上高及び営業損益は計上されておりません。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

## 【セグメント情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「モバイル事業」、「ネットワーク事業」、「デバイス事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モバイル事業」は、当社の連結子会社であるイー・モバイルによるモバイルブロードバンド通信サービス等を提供しております。「ネットワーク事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービス、伝送サービスを提供しております。「デバイス事業」は通信端末の開発及び販売を行っております。

1. 経営成績 (1) 経営成績に関する分析に記載のとおり、株式交換による企業結合はイー・モバイルが当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。また、当社は平成23年3月31日付で当社を存続会社としてイー・モバイルを吸収合併いたしました。そのため、当連結会計年度の『連結損益計算書』はイー・モバイルの平成22年4月1日から平成23年3月30日の経営成績に、当社の9ヶ月分の経営成績(平成22年7月1日から平成23年3月31日)を連結した金額となっております。これに伴い、当連結会計年度について、当社の営む「ネットワーク事業」、「デバイス事業」は9ヶ月分の経営成績(平成22年7月1日から平成23年3月31日)となっております。

### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、市場実勢価格に基づいております。

### 3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額
	モバイル事 業	ネットワー ク事業	デバイス事 業			
売上高						
外部顧客に対する売上高	—	71,018	12,049	83,067	—	83,067
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	121	121	△121	—
計	—	71,018	12,170	83,188	△121	83,067
セグメント利益又は損失	△6,027	18,320	831	13,124	6,027	19,151
セグメント資産	5,582	30,844	16,195	52,622	34,242	86,864
その他の項目						
減価償却費	—	7,126	43	7,169	194	7,363
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	—	3,858	60	3,918	99	4,017

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務 諸表計上額
	モバイル事 業	ネットワー ク事業	デバイス事 業			
売上高						
外部顧客に対する売上高	140,620	40,921	—	181,541	—	181,541
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,016	3,883	7,022	12,921	△12,921	—
計	142,637	44,804	7,022	194,463	△12,921	181,541
セグメント利益	2,633	12,844	117	15,594	△627	14,967
セグメント資産 (※)	253,226	18,808	96	272,130	80,822	352,952
その他の項目						
減価償却費	28,232	4,915	31	33,179	△69	33,111
のれん償却額	—	—	—	—	718	718
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	40,307	1,470	1	41,778	△933	40,845

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

## セグメント利益又は損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	—	92
のれん償却額	—	△718
セグメント利益に含まれる持分法投資損失	6,027	—
合計	6,027	△627

## セグメント資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
全社資産 (注)	34,242	80,822
合計	34,242	80,822

(※) 当連結会計年度においては連結貸借対照表を作成しておりませんので、セグメント資産は個別貸借対照表に基づく金額を参考情報として記載しております。

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない流動性資産（現金及び預金）、繰延税金資産、長期投資資金（投資有価証券）、管理部門に係る資産等であります。

減価償却費の調整額△69百万円は、セグメント間取引の消去△198百万円と全社費用130百万円であります。

のれん償却額の調整額718百万円は、当社とイー・モバイルとの経営統合により発生したのれん償却額であります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△933百万円は、報告セグメントに帰属しない本社建物等の全社資産76百万円とセグメント間取引の消去△1,009百万円であります。

## 【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 有形固定資産

平成23年3月31日付で連結子会社であったイー・モバイルを吸収合併したため、当連結会計年度末において連結子会社が存在せず、当連結会計年度末の連結貸借対照表は作成しておりません。

なお、合併後の個別財務諸表上における本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンクモバイル株式会社	27,833	モバイル事業、 ネットワーク事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

平成22年7月1日を効力発生日として、当社とイー・モバイルは株式交換を行っており、逆取得となる会計処理を適用した結果、のれんが9,579百万円発生しております。当該のれんは、報告セグメントごとの配賦が不能であることからのれん償却額を全社費用としております。

なお、平成23年3月31日を効力発生日としてイー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施し、当連結会計年度末における連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

### 1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
						役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	イー・モバイル株式会社	東京都 港区	(資本金) 71,754	モバイル・ブロードバンド 通信事業	(所有) 直接 38.28	有	モバイル・ブロードバンド通信事業 における業務提携

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
モバイル端末の販売、伝送サービスの提供等（注1）	17,620	売掛金	1,983
モバイルネットワーク関連設備の販売（注1）	19,611 (注2)	流動資産その他 及び関係会社 長期未収入金	11,553
		流動負債その他	1,786
担保提供（注3）	5,582	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額は販売総額で表示しておりますが、連結損益計算書には利益部分を純額にて計上しております。
- (注3) イー・モバイル株式会社の金融機関とのコミットメントラインに対して、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産への担保設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。取引金額は当連結会計年度末の帳簿価格であります。なお、同社株式の個別貸借対照表の帳簿価額は50,016百万円であります。

### 2 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、重要な関連会社はイー・モバイル株式会社であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(百万円)

流動資産合計	121,883
固定資産合計	186,755
流動負債合計	111,962
固定負債合計	169,192
純資産合計	27,484
売上高	113,605
税引前当期純損失（△）	△14,873
当期純損失（△）	△14,876

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出 資金 (百万円)	事業の内容又 は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
						役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	イー・モバイル株式会社	東京都 港区	(資本金) 94,254	モバイル・ブロードバンド 通信事業	(所有) 直接 38.18	有	モバイル・ブロードバンド通信事業 における業務提携

(注) 平成23年3月31日付で当社が吸収合併したことにより、イー・モバイルは消滅しております。

取引の内容	取引金額 (百万円)	期末残高 (百万円)
モバイル端末の販売、伝送サービス の提供等（注1）	4,273	—
モバイルネットワーク関連設備の 販売（注1）	2,421 (注2)	—
第三者割当増資（注3）	17,000	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- (注2) 取引金額は販売総額で表示しております。
- (注3) イー・モバイルが行った第三者割当増資を1株につき110,000円で当社が引受けたものであります。
- (注4) 持分法関連会社であったイー・モバイルは、平成22年7月1日の当社との株式交換により当社の連結子会社となりましたが、当該株式交換に基づく会計処理は、イー・モバイルが当社を取得したものとする「逆取得」に該当いたします。そのため、当連結会計年度の当社の連結財務諸表はイー・モバイルの財務諸表が基準となっており、上記の取引は株式交換前の当社とイー・モバイルとの取引を記載しているため、連結財務諸表には反映されておりません。

## 2 重要な関連会社に関する注記

当連結会計年度において、要約財務情報の開示を必要とする重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 株当たり純資産額	6,981円37銭	一円 (※)
1 株当たり当期純利益	2,762円06銭	4,765円51銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	2,170円49銭	4,568円24銭

(※) 当連結会計年度の1株当たり純資産額については、連結貸借対照表を作成していないため記載しておりません。

(注) 算定上の基礎

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
連結貸借対照表上の純資産の部の合計額	13,155百万円
普通株式に係る純資産額	10,106百万円
差額の主要な内訳	
少数株主持分	507百万円
優先株式の払込金額	2,500百万円
優先株式の配当額	42百万円
普通株式の発行済株式数	1,447,496株
普通株式の自己株式数	一株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,447,496株

2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
連結損益計算書上の当期純利益	4,148百万円	14,565百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
優先株式の配当額	169百万円	140百万円
普通株式に係る当期純利益	3,979百万円	14,425百万円
普通株式の期中平均株式数	1,440,640株	3,026,971株（注1）
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳	持分法適用関連会社イー・モバイル株式会社の発行する潜在株式（A種優先株式）の普通株式への転換による持分変動に伴う持分法による投資損失の増加 △636百万円 支払利息（税額相当額控除後） 49百万円	支払利息（税額相当額控除後） 149百万円
当期純利益調整額	△587百万円	149百万円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式增加数の主要な内訳	当社： 新株予約権 (ストック・オプション) 5,925株 新株予約権付社債 116,344株	当社： 新株予約権 (ストック・オプション) 16,864株 新株予約権付社債 146,434株
普通株式增加数	122,269株	163,298株（注2）
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	当社： 新株予約権 (ストック・オプション) 71,810株 イー・モバイル株式会社： 新株予約権 (ストック・オプション) 127,038株	当社： 新株予約権 (ストック・オプション) 108,613株

（注1）期中平均株式数の算定上の基礎となる株式数（普通株式の発行済株式数から自己株式数を控除した株式数）のうち、当連結会計期間開始の日から株式交換日の前日までの株式数は、当該期間におけるイー・モバイルの株式数（株式交換より前から当社が保有するイー・モバイルの株式数控除後）を当社株式数に換算して算定しております。イー・モバイルの株式数の当社株式数への換算方法は、当社とイー・モバイルとの株式交換における交換比率によっております。

（注2）一部のストック・オプションにつきましても、期中平均株式数と同様の方法（換算方法を含む）で算定しております。

(重要な後発事象)

前連結会計年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

1 持分法適用関連会社の増資引受

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。当該第三者割当増資の内容及び当社の引受額は以下のとおりです。なお、本増資引受は平成22年3月31日に締結したイー・モバイルとの株式交換契約書にて合意している引受予定額120億円を変更したものであります。

(1) 持分法適用関連会社の概要

①名称	イー・モバイル株式会社	
②設立年月日	平成17年1月5日	
③事業内容	移動体通信事業	
④資本金	71,754百万円	
(増資後資本金)	94,254百万円)	
⑤発行済株式数	普通株式	607,000株
	A種優先株式	333,333株
	A-1種優先株式	433,335株
	A-2種優先株式	651,277株
(増資後発行済株式数)	普通株式数	1,016,092株
	A種優先株式	333,333株
	A-1種優先株式	433,335株
	A-2種優先株式	651,277株)

(2) 引受の概要

①引受額の総額	17,000百万円
②引受額	1株につき金110,000円
③引受株式数	154,546株
④引受の目的	財務基盤及びグループシナジーの強化

(3) 引受前後の所有株式の状況

増資前の所有株式数	普通株式	606,300株
	A種優先株式	214,110株
	A-2種優先株式	41,175株
(増資後発行済株式数)	普通株式	760,846株
	A種優先株式	214,110株
	A-2種優先株式	41,175株)

(4) 日程

平成22年5月12日	取締役会決議
平成22年6月30日	申込・払込期日

前連結会計年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

## 2 ストック・オプション付与

当社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。

（1）発行する株式の種類 普通株式

（2）付与の対象者 平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

（3）新株予約権の目的となる株式の数

上限 70,000株

（4）新株予約権の割当日 新株予約権発行の株主総会決議の日から1年以内の範囲で、当社取締役会が定める。

（5）権利行使価額

新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の(株)東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

（6）新株予約権の行使期間

新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

当連結会計年度  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

**報告セグメントの変更**

平成23年3月31日に当社とイー・モバイルとの間で、当社を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、事業管理体制の最適化を図るため、従来のモバイル事業、ネットワーク事業、デバイス事業を再編成し、新たに無線事業と固定事業に事業区分を変更しております。これに伴ない平成23年4月1日より開始される事業年度より、当社グループの報告セグメントの区分を「無線事業」、「固定事業」としております。

「無線事業」は、モバイルブロードバンド通信サービス、通信端末の開発及び販売等を提供しております。「固定事業」は高速インターネット接続サービス、ISPサービスを提供しております。

なお、当連結会計年度の「報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」を、変更後の事業区分の方法により区分すると以下のようになります。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		計	調整額	連結財務諸表計上額
	無線事業	固定事業			
売上高					
外部顧客に対する売上高	141,239	40,302	181,541	—	181,541
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	141,239	40,302	181,541	—	181,541
セグメント利益	3,061	12,625	15,686	△718	14,967
セグメント資産（※）	253,322	18,808	272,130	80,822	352,952
その他の項目					
減価償却費	28,880	4,101	32,981	130	33,111
のれん償却額	—	—	—	718	718
有形固定資産及び無形固定資産の 増加額	39,299	1,470	40,769	76	40,845

（※）当連結会計年度においては連結貸借対照表を作成しておりませんので、セグメント資産は個別貸借対照表に基づく金額を参考情報として記載しております。

## ⑤【連結附属明細表】

### 【社債明細表】

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の記載事項としております。

### 【借入金等明細表】

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の記載事項としております。

### 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度については、連結貸借対照表を作成していないため、個別財務諸表の記載事項としております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	第2四半期 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	第3四半期 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	第4四半期 (自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日)
売上高 (百万円)	34,900	48,150	48,818	49,674
税金等調整前 四半期純利益又は四半 期純損失(△) (百万円)	△208	3,428	4,794	△10,437
四半期純利益又は四半 期当期純損失(△) (百万円)	△219	1,735	3,258	9,791
1株当たり 四半期純利益又は四半 期純損失(△) (円)	△129.29	484.33	927.44	2,813.50

## 2 【財務諸表等】

- (1) 【財務諸表】
- ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	25,458	※1 47,080
売掛金	※2 10,880	※1 30,263
商品	106	※1 2,090
貯蔵品	5	62
前渡金	2,833	845
前払費用	410	3,381
未収入金	※2 3,187	36,584
未収還付法人税等	—	2,513
繰延税金資産	1,714	4,939
その他	334	199
貸倒引当金	△10	△3,520
<b>流動資産合計</b>	<b>44,916</b>	<b>124,438</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	497	1,726
減価償却累計額	△176	△688
建物（純額）	322	1,037
構築物	—	17,270
減価償却累計額	—	△1,463
構築物（純額）	—	15,807
機械設備	47,666	51,502
減価償却累計額及び減損損失累計額	△37,432	△42,668
機械設備（純額）	10,234	8,834
無線通信設備	—	157,214
減価償却累計額	—	△46,445
無線通信設備（純額）	—	110,769
端末設備	8,936	8,960
減価償却累計額	△5,356	△6,880
端末設備（純額）	3,580	2,080
工具、器具及び備品	1,311	5,498
減価償却累計額及び減損損失累計額	△988	△4,459
工具、器具及び備品（純額）	323	1,038
土地	307	307
建設仮勘定	1,171	4,851
<b>有形固定資産合計</b>	<b>15,936</b>	※1 144,724
<b>無形固定資産</b>		
商標権	—	7
施設利用権	—	13,882
ソフトウェア	2,419	30,834
ソフトウェア仮勘定	196	3,077
<b>無形固定資産合計</b>	<b>2,614</b>	※1 47,800

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	4,015	1,481
関係会社株式	※1 50,078	—
その他の関係会社有価証券	209	41
関係会社長期未収入金	9,271	—
長期前払費用	546	5,687
長期未収入金	—	11,961
差入保証金	1,088	1,515
繰延税金資産	1,486	15,030
その他	—	99
貸倒引当金	—	△190
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>66,692</b>	<b>35,623</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>85,243</b>	<b>228,147</b>
<b>繰延資産</b>		
社債発行費	425	366
<b>繰延資産合計</b>	<b>425</b>	<b>366</b>
<b>資産合計</b>	<b>130,584</b>	<b>352,952</b>
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	※2 2,098	1,791
1年内償還予定の社債	1,848	14,048
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,854	※3 20,712
リース債務	894	696
未払金	※2 2,416	10,298
設備関係未払金	664	9,218
割賦未払金	1,726	※3 14,031
未払費用	※2 5,987	7,038
未払法人税等	2,890	509
未払消費税等	205	632
前受金	1,786	50
預り金	285	271
賞与引当金	19	—
役員賞与引当金	88	—
災害損失引当金	—	77
資産除去債務	—	40
その他	※2 353	—
<b>流動負債合計</b>	<b>24,114</b>	<b>79,409</b>
<b>固定負債</b>		
社債	26,126	12,640
長期借入金	※3 19,075	※3 177,665
リース債務	889	194
長期割賦未払金	1,640	※3 9,707
長期預り金	563	—
資産除去債務	—	307
その他	※2 1,281	4
<b>固定負債合計</b>	<b>49,575</b>	<b>200,517</b>
<b>負債合計</b>	<b>73,689</b>	<b>279,926</b>

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	18,392	18,482
資本剰余金		
資本準備金	7,043	49,230
その他資本剰余金	2,039	—
資本剰余金合計	9,082	49,230
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	29,381	5,325
利益剰余金合計	29,381	5,325
株主資本合計	56,855	73,037
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	18
繰延ヘッジ損益	28	△29
評価・換算差額等合計	40	△11
純資産合計	56,895	73,026
負債純資産合計	130,584	352,952

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
売上高	※1 77,029	※1 70,906
売上原価	45,409	42,832
売上総利益	31,621	28,075
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	28	5
販売促進費	5,034	2,854
貸倒引当金繰入額	—	1
貸倒損失	17	11
給料及び手当	1,944	1,748
役員賞与引当金繰入額	88	—
支払報酬	233	249
旅費及び交通費	48	43
賃借料	603	397
業務委託費	3,388	2,593
採用費	3	11
事務用消耗品費	12	2
消耗品費	25	48
通信費	512	374
減価償却費	1,011	890
研究開発費	※2 438	※2 465
その他	844	970
販売費及び一般管理費合計	14,226	10,662
営業利益	17,395	17,413
営業外収益		
受取利息	95	13
受取配当金	2	2
未払配当金除斥益	19	15
その他	38	33
営業外収益合計	154	63
営業外費用		
支払利息	559	627
社債利息	1,679	698
支払手数料	116	160
社債発行費償却	41	96
その他	125	88
営業外費用合計	2,521	1,669
経常利益	15,027	15,807

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>特別利益</b>		
貸倒引当金戻入額	6	—
負ののれん発生益	467	—
社債償還益	134	—
子会社株式売却益	—	13
抱合せ株式消滅差益	928	—
その他	49	—
<b>特別利益合計</b>	<b>1,584</b>	<b>13</b>
<b>特別損失</b>		
抱合せ株式消滅差損	—	47,931
固定資産除却損	※3 595	※3 181
投資有価証券評価損	5	2,537
災害による損失	—	43
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	22
その他	38	5
<b>特別損失合計</b>	<b>638</b>	<b>50,718</b>
<b>税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）</b>	<b>15,973</b>	<b>△34,898</b>
法人税、住民税及び事業税	4,988	64
法人税等調整額	969	△16,734
<b>法人税等合計</b>	<b>5,957</b>	<b>△16,670</b>
<b>当期純利益又は当期純損失（△）</b>	<b>10,015</b>	<b>△18,228</b>

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 商品原価・材料・部品費	10,614	23.4	8,908	20.8
II 労務費	529	1.2	526	1.2
III 経費				
1 作業委託費	1,807	4.0	1,511	3.5
2 減価償却費及び 無形固定資産償却額	5,407	11.9	5,896	13.8
3 通信設備使用料	18,695	41.2	18,529	43.3
4 端末設備使用料	7,644	16.8	6,710	15.7
5 その他	713	1.6	751	1.8
売上原価	45,409	100.0	42,832	100.0

## ③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	18,368	18,392
当期変動額		
新株の発行	24	90
当期変動額合計	24	90
当期末残高	<u>18,392</u>	<u>18,482</u>
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	7,019	7,043
当期変動額		
新株の発行	24	90
株式交換による増加	—	42,097
当期変動額合計	<u>24</u>	<u>42,187</u>
当期末残高	<u>7,043</u>	<u>49,230</u>
<b>その他資本剰余金</b>		
前期末残高	—	2,039
当期変動額		
新株の発行	—	△1
合併による増加	2,193	—
自己株式の消却	△154	△2,038
当期変動額合計	<u>2,039</u>	<u>△2,039</u>
当期末残高	<u>2,039</u>	<u>—</u>
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	7,019	9,082
当期変動額		
新株の発行	24	89
株式交換による増加	—	42,097
合併による増加	2,193	—
自己株式の消却	△154	△2,038
当期変動額合計	<u>2,063</u>	<u>40,148</u>
当期末残高	<u>9,082</u>	<u>49,230</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>利益剰余金</b>		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	22,950	29,381
当期変動額		
剰余金の配当	△3,584	△5,045
当期純利益又は当期純損失（△）	10,015	△18,228
自己株式の消却	—	△784
当期変動額合計	6,431	△24,056
当期末残高	29,381	5,325
利益剰余金合計		
前期末残高	22,950	29,381
当期変動額		
剰余金の配当	△3,584	△5,045
当期純利益又は当期純損失（△）	10,015	△18,228
自己株式の消却	—	△784
当期変動額合計	6,431	△24,056
当期末残高	29,381	5,325
<b>自己株式</b>		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の取得	△154	△2,821
自己株式の消却	154	2,821
当期変動額合計	—	—
当期末残高	—	—
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	48,336	56,855
当期変動額		
新株の発行	49	179
株式交換による増加	—	42,097
剰余金の配当	△3,584	△5,045
当期純利益又は当期純損失（△）	10,015	△18,228
合併による増加	2,193	—
自己株式の取得	△154	△2,821
自己株式の消却	—	—
当期変動額合計	8,519	16,182
当期末残高	56,855	73,037

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△4	12
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16	7
当期変動額合計	16	7
当期末残高	12	18
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△356	28
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	384	△57
当期変動額合計	384	△57
当期末残高	28	△29
<b>評価・換算差額等合計</b>		
前期末残高	△360	40
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	400	△51
当期変動額合計	400	△51
当期末残高	40	△11
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	47,976	56,895
当期変動額		
新株の発行	49	179
株式交換による増加	—	42,097
剰余金の配当	△3,584	△5,045
当期純利益又は当期純損失（△）	10,015	△18,228
合併による増加	2,193	—
自己株式の取得	△154	△2,821
自己株式の消却	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	400	△51
当期変動額合計	8,918	16,131
当期末残高	56,895	73,026

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																				
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定) によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>																				
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法によっております。	デリバティブ 同左																				
3 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。	商品、貯蔵品 同左																				
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 ア. リース資産以外の有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）、機械設備及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 50%;">8～33年</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table>	建物	8～33年	機械設備	6年	端末設備	3年	工具、器具及び備品	2～20年	<p>(1) 有形固定資産 ア. リース資産以外の有形固定資産 建物（建物附属設備を除く）、構築物、機械設備、無線通信設備及び端末設備については定額法によっております。建物附属設備及び工具、器具及び備品については定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">建物</td> <td style="width: 50%;">8～33年</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td>30年</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>無線通信設備</td> <td>9年</td> </tr> <tr> <td>端末設備</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>2～20年</td> </tr> </table>	建物	8～33年	構築物	30年	機械設備	6年	無線通信設備	9年	端末設備	3年	工具、器具及び備品	2～20年
建物	8～33年																					
機械設備	6年																					
端末設備	3年																					
工具、器具及び備品	2～20年																					
建物	8～33年																					
構築物	30年																					
機械設備	6年																					
無線通信設備	9年																					
端末設備	3年																					
工具、器具及び備品	2～20年																					

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>イ. リース資産</p> <p>資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「工具、器具及び備品」（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 (ソフトウェア)</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>イ. リース資産</p> <p>資産に計上しているリース物件及び関連工事費用の「機械設備」、「端末設備」、「工具、器具及び備品」（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 (ソフトウェア)</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(施設利用権) 定額法に基づき20年で償却しております。</p>
5 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費</p> <p>支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(2) 社債発行費</p> <p>社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 株式交付費 同左</p> <p>(2) 社債発行費 同左</p>
6 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金</p> <p>役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(4) ——</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) ——</p> <p>(3) ——</p> <p>(4) 災害損失引当金 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により被災した資産の復旧等に要する見積額を計上しており、その内訳は、被災基地局資産撤去費用等であります。</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理を採用しております。</p> <p>なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>(ヘッジ手段) 為替予約</p> <p>(ヘッジ対象) 外貨建予定取引</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>為替相場の変動によるリスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法</p> <p>ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の予定取引に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるものについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。ヘッジ有効性評価の結果、ヘッジ会計の適用条件を充足しなくなったものについては、ヘッジ会計の適用を中止しております。</p>	<p>(1) ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>(ヘッジ手段) 同左</p> <p>(ヘッジ対象) 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針</p> <p>同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性の評価方法</p> <p>同左</p>
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

## 【会計処理方法の変更】

### 会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(企業結合に関する会計基準等の適用)</p> <p>「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）が平成21年4月1日以後開始する事業年度において最初に実施される企業結合及び事業分離等から適用することができることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ5百万円減少し、税引前当期純損失は27百万円増加しております。</p>

## 【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>(1) 前事業年度において営業外収益の「その他」に含めていた「未払配当金除斥益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度における営業外収益の「その他」に含まれている「未払配当金除斥益」は、6百万円であります。</p> <p>(2) 前事業年度において営業外費用の「支払利息」に「支払利息」と「社債利息」を含めておりましたが、「支払利息」の金額的重要性が増したため、当事業年度においてそれらを区分掲記しております。なお、前事業年度における営業外費用の「支払利息」に含まれている「支払利息」は150百万円、「社債利息」は1,779百万円であります。</p>	—

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)														
<p>※1 関連会社コミットメントラインに係る担保提供 関連会社イー・モバイル株式会社は、平成18年3月にモバイル事業で必要となる資金を確保するために取引銀行34行と総額220,000百万円、借入期間最長7年の借入枠（コミットメントライン）を設定しております。当事業年度末日の同社の借入実行額は219,950百万円であります。当該コミットメントライン契約に関し、イー・モバイル株式会社の保有する主要資産（平成22年3月31日現在の同社帳簿価額233,383百万円）への担保権設定に加えて、当社の保有する全てのイー・モバイル社株式について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(担保提供期間) 当該コミットメントラインによる借入返済完了まで</p> <p>(担保提供資産) 関係会社株式 イー・モバイル社株式 50,016百万円</p> <p>なお、当該コミットメントラインに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成22年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>	<p>※1 担保資産 シンジケートローンに係る担保提供 当社の※3シンジケートローンに関し、当社の保有する主要資産について担保権が設定されております。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。</p> <p>(担保提供期間) 当該シンジケートローンによる借入返済完了まで</p> <p>(担保提供資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">現金及び預金</td> <td style="width: 95%;">28,461百万円</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td>24,032百万円</td> </tr> <tr> <td>商品</td> <td>2,090百万円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>115,562百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>45,643百万円</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>215,788百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。平成23年3月31日現在、当該財務制限条項及びオペレーティング制限条項には抵触していません。</p>	現金及び預金	28,461百万円	売掛金	24,032百万円	商品	2,090百万円	有形固定資産	115,562百万円	無形固定資産	45,643百万円	<hr/>		合計	215,788百万円
現金及び預金	28,461百万円														
売掛金	24,032百万円														
商品	2,090百万円														
有形固定資産	115,562百万円														
無形固定資産	45,643百万円														
<hr/>															
合計	215,788百万円														

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																
<p>※2 関係会社に対する債権・債務</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか、次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">売掛金</td> <td style="width: 70%;">2,062百万円</td> </tr> <tr> <td>未収入金</td> <td>3,065百万円</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>265百万円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>138百万円</td> </tr> <tr> <td>前受金</td> <td>1,786百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債その他（前受収益）</td> <td>353百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債その他（長期前受収益）</td> <td>1,281百万円</td> </tr> </table>	売掛金	2,062百万円	未収入金	3,065百万円	買掛金	92百万円	未払金	265百万円	未払費用	138百万円	前受金	1,786百万円	流動負債その他（前受収益）	353百万円	固定負債その他（長期前受収益）	1,281百万円	—
売掛金	2,062百万円																
未収入金	3,065百万円																
買掛金	92百万円																
未払金	265百万円																
未払費用	138百万円																
前受金	1,786百万円																
流動負債その他（前受収益）	353百万円																
固定負債その他（長期前受収益）	1,281百万円																
<p>※3 借入枠等の実行状況</p> <p>当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するため取引銀行2行と総額12,000百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額24,465百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を設定いたしました。当事業年度末の借入実行額はそれぞれ9,000百万円、12,930百万円であります。</p> <p>なお、このコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>また、運転資金を確保するため取引銀行1行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額はありません。</p>	<p>※3 借入枠等の実行状況</p> <p>(1) 当社は、運転資金及び設備投資資金を確保するため取引銀行2行と総額7,667百万円、借入期間最長4年10ヶ月の借入枠（コミットメントライン）及び取引銀行1行と総額22,695百万円、借入期間最長8年6ヶ月の借入枠（コミットメントライン）を有しております。また、取引銀行1行と総額7,422百万円、借入期間最長5年10ヶ月の分割実行型タームローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額はそれぞれ7,667百万円、22,695百万円、3,015百万円であります。</p> <p>なお、これらのコミットメントラインに関し、財務制限条項が付されております。</p> <p>(2) 当社の中長期的な財務基盤をより強化することを目的に、平成18年3月にイー・モバイル株式会社がモバイル事業で必要となる資金を確保するために締結した借入契約に基づく借入金のリファイナンスを行い、取引金融機関21行と総額165,000百万円、借入期間最長5年のシンジケートローン契約を締結しております。当事業年度末の借入実行額は165,000百万円であります。</p> <p>また、当該シンジケートローンに関し、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりです。これらの条項に抵触した場合には、当該シンジケートローンに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。</p> <p>なお、当事業年度末現在において、いずれの条項にも抵触しておりません。</p>																

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)						
	<p>・財務制限条項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ(*1)要件を満たすこと。</li> <li>② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ(*2)要件を満たすこと。</li> <li>③ 所定のレバレッジ比率(*3)要件を満たすこと。</li> <li>④ 借入期間を通じて、正の純資産を維持すること。</li> </ul> <p>*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：返済充当可能額÷元利支払額合計</p> <p>*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：EBITDA(利払前税引前償却前利益)÷金融費用合計</p> <p>*3 レバレッジ比率：(有利子負債残高－現預金残高)÷EBITDA</p> <p>・オペレーティング制限条項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 所定の人口カバー率の要件又は所定の基地局累計数の要件を満たすこと。</li> <li>② 所定の加入者数の要件を満たすこと。</li> </ul> <p>また、担保資産の状況は※1に記載しております。</p> <p>(3) イー・モバイル株式会社は、モバイル事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため、平成23年3月1日にリース会社4社と割賦販売契約を締結しており、当社は当該契約を引き継いでおります。当該契約に基づく当事業年度末の契約未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">割賦販売契約限度額の総額</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">6,000百万円</td> </tr> <tr> <td>契約実行残高</td> <td style="text-align: right;">2,148百万円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">3,852百万円</td> </tr> </table>	割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円	契約実行残高	2,148百万円	差引額	3,852百万円
割賦販売契約限度額の総額	6,000百万円						
契約実行残高	2,148百万円						
差引額	3,852百万円						

## (損益計算書関係)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
※1 関係会社に対する事項		※1 関係会社に対する事項	
売上高	17,799百万円	売上高	15,000百万円
※2 研究開発費の総額		※2 研究開発費の総額	
一般管理費に含まれる研究開発費	438百万円	一般管理費に含まれる研究開発費	465百万円
※3 固定資産除却損		※3 固定資産除却損	
機械設備	65百万円	建物	0百万円
端末設備	324百万円	機械設備	1百万円
工具、器具及び備品	40百万円	端末設備	164百万円
建物	9百万円	工具、器具及び備品	1百万円
有形固定資産除却損合計	439百万円	有形固定資産除却損合計	166百万円
ソフトウェア	138百万円	ソフトウェア	14百万円
ソフトウェア仮勘定	16百万円	無形固定資産除却損合計	14百万円
無形固定資産除却損合計	154百万円		
その他	3百万円		
	3百万円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	1,955	1,955	—

(注) 自己株式の増加1,955株は株式会社アッカ・ネットワークスとの合併の際、1株に満たない端数の買取りによるものであります。自己株式の減少1,955株は、同1株に満たない端数の消却によるものであります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,447,496	2,061,847	45,591	3,463,752
第1種優先株式（株）	25	—	—	25

(注) 普通株式の増加2,061,847株は、ストック・オプションの行使による増加5,884株、当社とイー・モバイルの株式交換による増加2,055,963株であります。また、普通株式の減少45,591株は、自己株式の消却によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	—	45,591	45,591	—

(注1) 自己株式の増加45,591株は、イー・モバイルとの株式交換に関する会社法第797条1項に基づく反対株主からの買取請求による増加36,800株、単元未満株式の買取りによる増加14株、及び市場買付による増加8,777株によるものであります。

(注2) 自己株式の減少45,591株は自己株式の消却によるものであります。

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の当事業年度末残高はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	868百万円	600円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	42百万円	1,693,438円	平成22年3月31日	平成22年6月25日
平成22年5月12日 取締役会	普通株式	2,609百万円	1,800円	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年8月4日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年6月30日	平成22年9月10日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	692百万円	200円	平成22年9月30日	平成22年12月10日
平成22年11月11日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年9月30日	平成22年12月10日
平成23年2月9日 取締役会	普通株式	693百万円	200円	平成22年12月31日	平成23年3月11日
平成23年2月9日 取締役会	第1種 優先株式	47百万円	1,862,188円	平成22年12月31日	平成23年3月11日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	693百万円	200円	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年5月12日 取締役会	第1種 優先株式	利益剰余金	47百万円	1,862,188円	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(注) 1株当たり配当額の1円未満は四捨五入して表示しております。

#### (リース取引関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

##### 1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### ① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備（「機械設備」及び「端末設備」）であります。

###### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4 固定資産の減価償却の方法、(1) 有形固定資産」に記載のとおりであります。

##### 2 オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内	1,090百万円
------	----------

1年超	1,064百万円
-----	----------

合計	2,154百万円
----	----------

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

##### 1 ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### ① リース資産の内容

有形固定資産

主として、ネットワーク事業における通信設備（「機械設備」及び「端末設備」）であります。

###### ② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針 「4 固定資産の減価償却の方法、(1) 有形固定資産」に記載のとおりであります。

##### 2 オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料（解約不能のもの）

1年以内	1,145百万円
------	----------

1年超	1,389百万円
-----	----------

合計	2,535百万円
----	----------

## (金融商品関係)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業目的に沿った設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。

一時的な余資は主に流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

1. 営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

2. 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、その一部の株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

3. 営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払となっておりますが、設備関係未払金の一部は最長期間6ヶ月の支払となっております。営業債務の一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

4. 借入金、社債、割賦未払金は、主に設備投資及び端末購入に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

5. デリバティブ取引は外貨建て営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「7 ヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### 1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理細則に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関及び商社等であるため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### 2. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債務について、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、信用リスクや取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理対象の取引（予定取引を含む）が発生した場合、当該取引がリスク管理の対象であることをデリバティブ取引に関するリスク管理責任者は関係者に徹底させ、変動リスクの回避・低減を図るためにヘッジ手段を明示し、必要であればその手続きをとるために、財務部長の承認を経て、稟議決裁を行っております。

##### 3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）

（単位：百万円）

		貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	現金及び預金	47,080	47,080	—
(2)	売掛金	30,263		
	貸倒引当金（※1）	△3,434		
(3)		26,829	26,829	—
	未収入金（※3）	48,545		
	貸倒引当金（※2）	△177		
(4)		48,368	48,299	△68
	投資有価証券			
	その他有価証券	77	77	—
資産計		122,354	122,286	△68
(1)	買掛金	1,791	1,791	—
(2)	未払金	10,298	10,298	—
(3)	設備関係未払金	9,218	9,218	—
(4)	割賦未払金（※4）	23,738	23,783	45
(5)	社債（※5）	26,688	27,595	906
(6)	長期借入金（※5）	198,376	198,257	△120
負債計		270,109	270,941	832
デリバティブ取引（※6）		26	26	—

（※1） 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2） 未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3） 流動資産の未収入金及び投資その他の資産の長期未収入金を含んでおります。

（※4） 流動負債の割賦未払金及び固定負債の長期割賦未払金を含めております。

（※5） 1年以内に償還、返済予定の社債、長期借入金を含めております。

（※6） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

（注） 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

これらは引当金を控除することにより信用リスクを加味したものとなっております。

(3) 未収入金

これらの時価は、引当金を控除することにより信用リスクを加味し、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によるものであります。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 設備関係未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 割賦未払金

これらの時価は、元利金の支払予定額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 社債

これらの時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

時価の算定は先物為替予約契約を締結している商社から提示された価格によっております。また、ヘッジ会計を適用し振当処理を行っている先物為替予約（予定取引に対するものを除く）は、買掛金と一体として処理されているため、それらの時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	貸借対照表計上額
非上場株式	投資有価証券 その他有価証券	1,404
投資事業有限責任組合	その他関係会社有価証券	41

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	47,080	—	—	—
売掛金	30,263	—	—	—
未収入金	36,584	11,961	—	—

4. 社債、長期借入金、リース債務及び割賦未払金の決算日後の返済予定額

附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」に記載のとおりであります。

## (有価証券関係)

前事業年度（平成22年3月31日）

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

関係会社株式(貸借対照表計上額 50,078百万円)、その他の関係会社有価証券(貸借対照表計上額 209百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成23年3月31日）

### 1 その他の関係会社有価証券

その他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 41百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2 その他有価証券

(単位：百万円)

区分	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの	株式	77	46	31
小計		77	46	31
合計		77	46	31

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 1,404百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

なお、当該有価証券については、「3 当事業年度中に減損処理を行った有価証券」に記載しているとおり、減損処理を行っており、1,404百万円は減損処理後の貸借対照表計上額となっております。

### 3 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

### 4 当事業年度中に減損処理を行った有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められる株式について、2,537百万円の減損処理を行っております。

なお、有価証券の減損処理にあたっては、当事業年度末における時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合には、「著しく下落した」ものとし、時価が50%以上下落したものについては減損処理を行い、時価が30%以上50%未満下落したものについては、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理を行っております。

また、時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、「著しく低下した」ものとし、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当事業年度（平成23年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当事業年度 (平成23年3月31日)			当該時価の算出方法
			契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	
為替予約の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル 米ドル	買掛金 買掛金	3,441 1,096	— —	26 (注)	取引先商社から提示された価格等によっております。
	合計		4,536	—	26	

(注) ヘッジ対象とされている外貨建債務と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金の時価に含めて記載しております。

(ストック・オプション等関係)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 197人 認定支援者 3人	当社取締役 3人 当社従業員 196人	当社取締役 3人 当社従業員 214人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 17,535株	普通株式 20,690株	普通株式 19,210株
付与日	平成13年9月30日	平成14年3月22日	平成14年8月20日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成13年9月30日から 平成23年9月9日まで	平成14年3月22日から 平成24年2月24日まで	平成14年8月20日から 平成24年8月5日まで

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3人 当社従業員 219人	当社取締役 4人 当社従業員 224人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 377人
株式の種類及び付与数 (注) 1、2	普通株式 6,815株	普通株式 21,975株	普通株式 39,230株 (注) 2
付与日	平成15年1月16日	平成15年8月13日	平成16年7月1日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成15年1月16日から 平成25年1月14日まで	平成15年8月13日から 平成25年8月11日まで	平成16年7月1日から 平成26年6月28日まで

決議年月日	平成16年 6月29日	平成17年 6月22日	平成17年 6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6人 社外協力者 1人	当社取締役 10人 当社監査役 2人 当社従業員 423人	当社従業員 4人 社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 495株	普通株式 46,450株	普通株式 1,050株
付与日	平成16年 8月18日	平成17年 7月 1日	平成17年 8月25日
権利確定条件 (注) 3	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 3	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成16年 8月18日から 平成26年 8月 9日まで	平成17年 7月 1日から 平成27年 6月21日まで	平成17年 8月25日から 平成27年 6月22日まで

決議年月日	平成22年 6月24日 (注) 4	平成22年 6月24日 (注) 4	平成22年 6月24日 (注) 4
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1人 当社従業員 170人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 146人 社外協力者 11人	当社取締役 1人 当社従業員 184人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 168人 社外協力者 10人	当社従業員 48人 当社子会社の従業員 43人 社外協力者 8人
株式の種類及び付与数 (注) 5	普通株式 16,818株	普通株式 65,258株	普通株式 4,343株
付与日	平成22年 7月 1日	平成22年 7月 1日	平成22年 7月 1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年 7月 1日から 平成27年 8月10日まで	平成22年 7月 1日から 平成28年 2月27日まで	平成22年 7月 1日から 平成28年 4月24日まで

決議年月日	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4
付与対象者の区分及び人 数	当社子会社の取締役 2人 社外協力者 1人	当社従業員 23人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 42人 社外協力者 10人	当社従業員 38人 当社子会社の取締役 2人 当社子会社の従業員 71人 社外協力者 4人
株式の種類及び付与数 (注) 5	普通株式 216株	普通株式 2,776株	普通株式 3,615株
付与日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成28年8月30日まで	平成22年7月1日から 平成28年12月11日まで	平成22年7月1日から 平成29年4月19日まで

決議年月日	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4	平成22年6月24日（注）4
付与対象者の区分及び人 数	当社取締役 1人 当社従業員 60人 当社子会社の取締役 7人 当社子会社の監査役 1人 当社子会社の従業員 166人 社外協力者 8人	当社従業員 115人 当社子会社の取締役 1人 当社子会社の監査役 1人 当社子会社の従業員 199人 社外協力者 1人	社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 5	普通株式 27,157株	普通株式 7,753株	普通株式 72株
付与日	平成22年7月1日	平成22年7月1日	平成22年7月1日
権利確定条件	付与日から権利確定日まで当 社または当社のグループ事業 会社の役員または従業員の地 位にあること。その他の条件 は、当社と被付与者との間で 締結する「新株予約権付与契 約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月26日まで	平成22年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成22年7月1日から 平成31年8月25日まで

- (注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。
- 2 平成16年9月21日付の株式分割（1：5）を考慮し、分割後の数に換算して記載しております。
- 3 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権（引受権）付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。
- 4 株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。
- 5 新株予約権の目的である株式は、いずれも当社普通株式1.45株であり、「株式の種類及び付与数」には平成22年7月1日現在各被付与者が保有する各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	590	1,285	1,675
権利確定	—	—	—
権利行使	25	660	685
失効	—	10	5
未行使残	565	615	985

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	390	4,640	32,740
権利確定	—	—	—
権利行使	105	1,500	—
失効	—	25	250
未行使残	285	3,115	32,490

決議年月日	平成16年 6月29日	平成17年 6月22日	平成17年 6月22日
権利確定前 (株)			
前事業年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	365	38,080	625
権利確定	—	—	—
権利行使	—	43	—
失効	—	475	—
未行使残	365	37,562	625

決議年月日	平成22年 6月24日 (注) 1	平成22年 6月24日 (注) 1	平成22年 6月24日 (注) 1
権利確定前 (株)			
(注) 2			
前事業年度末	—	—	—
付与	16,818	65,258	4,343
失効	—	—	—
権利確定	16,818	65,258	4,343
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
(注) 2			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	16,818	65,258	4,343
権利行使	2,524	342	—
失効	43	144	7
未行使残	14,243	64,771	4,336

決議年月日	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1
権利確定前（株） (注) 2			
前事業年度末	—	—	—
付与	216	2,776	3,615
失効	—	7	2
権利確定	216	2,769	2,406
未確定残	—	—	1,131
権利確定後（株） (注) 2			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	216	2,769	2,406
権利行使	—	—	—
失効	—	7	4
未行使残	216	2,762	2,402

決議年月日	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1	平成22年6月24日（注）1
権利確定前（株） (注) 2			
前事業年度末	—	—	—
付与	27,157	7,753	72
失効	176	812	—
権利確定	10,441	—	—
未確定残	16,355	6,984	72
権利確定後（株） (注) 2			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	10,441	—	—
権利行使	—	—	—
失効	65	—	—
未行使残	10,376	—	—

(注) 1 株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。

2 新株予約権の目的である株式数は、いずれも当社普通株式1.45株であり、各被付与者が保有する権利確定前及び権利確定後の各新株予約権の数に1.45を乗じて得られた株式数の1株未満を切り捨てた数の全被付与者分の合計を記載しております。

②単価情報

決議年月日	平成13年9月10日	平成14年2月25日	平成14年8月6日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	24,000
行使時平均株価（円）	66,114	70,014	58,129
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成15年1月15日	平成15年8月12日	平成16年6月29日
権利行使価格（円）	24,000	24,000	139,000
行使時平均株価（円）	61,175	70,453	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成16年6月29日	平成17年6月22日	平成17年6月22日
権利行使価格（円）	134,410	76,565	80,168
行使時平均株価（円）	—	74,486	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	34,482	51,724	58,620
行使時平均株価（円）	58,345	59,327	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	58,620	58,620	82,758
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

決議年月日	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）	平成22年6月24日（注）
権利行使価格（円）	82,758	82,758	82,758
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

(注) 株式交換により、イー・モバイルより承継した新株予約権であります。

#### (税効果会計関係)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
(繰延税金資産)		(繰延税金資産)	
未払事業税	230百万円	未払事業税	19百万円
未払費用	595百万円	未払費用	443百万円
前受収益	665百万円	未収入金	366百万円
固定資産除却損	77百万円	貸倒引当金	1,511百万円
減価償却費	1,392百万円	端末関連評価損	2,035百万円
減損損失	50百万円	減価償却費	2,058百万円
その他	195百万円	投資有価証券	1,035百万円
繰延税金資産小計	3,203百万円	繰越欠損金	41,452百万円
評価性引当額	△3百万円	その他	369百万円
繰延税金資産合計（純額）	3,200百万円	繰延税金資産小計	49,289百万円
		評価性引当額	△29,320百万円
		繰延税金資産合計（純額）	19,969百万円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳	
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
抱合株式消滅差益	△2.4%	抱合せ株式消滅差損	△55.9%
負ののれん発生益	△1.2%	評価性引当金	63.0%
その他	0.2%	その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.8%

### (企業結合等関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社を存続会社とし株式会社アッカ・ネットワークスを消滅会社とする吸収合併の件については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

また、関連会社イー・モバイル株式会社に対する株式交換契約締結の件については、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

#### (株式交換)

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、持分法適用関連会社であるイー・モバイルとの間で、株式交換の方法による経営統合を実施することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で株式交換契約を締結いたしました（平成22年5月12日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結）。また、その後同契約は平成22年6月24日開催の当社定時株主総会並びに平成22年6月25日開催のイー・モバイル定時株主総会及び種類別株主総会の承認を経て、平成22年7月1日を効力発生日として、本株式交換を実施しております。

本株式交換は当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とするものであります、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）上は「逆取得」に該当するため、個別財務諸表上の子会社株式の取得原価42,625百万円は、企業結合日の前日におけるイー・モバイルの適正な帳簿価額による純資産額（株主資本の額）により算定しております。

その他の情報については連結財務諸表における企業結合等関係の注記と同様のため記載を省略しております。

#### (共通支配下の取引等)

当社は、平成23年2月24日開催の取締役会において、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でイー・モバイルとの間で合併契約書を締結いたしました。また、その後同契約に基づき平成23年3月31日に本合併の効力が発生しました。

本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引等の会計処理を行っております。そのため、合併期日の前日に付された適正な帳簿価額によりイー・モバイルから受入れた資産と負債の差額（株主資本の額）と、当社が合併直前に保有していた同社株式（抱合せ株式）の適正な帳簿価額との差額47,931百万円を抱合せ株式消滅差損として特別損失に計上しております。

その他の情報については連結財務諸表における企業結合等関係の注記と同様のため記載を省略しております。

#### (逆取得に係る注記)

上記のとおり、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、イー・モバイルを株式交換完全子会社とする株式交換を行っており、イー・モバイルを取得企業、当社を被取得企業とする逆取得となる企業結合に関する会計処理を行っております。また、平成23年3月31日を効力発生日として、当社を存続会社、イー・モバイルを消滅会社とする吸収合併を実施した結果、当事業年度末における連結子会社が存在しないため、連結貸借対照表を作成しておりません。なお、個別財務諸表においては、当社の帳簿価額を基礎として、取得企業であるイー・モバイルの資産及び負債を合併期日の前日に付された適切な帳簿価額により計上する方法を適用しているため（ペーチェス法を適用していないため）、個別財務諸表に及ぼす影響額を以下に記載しております。

#### (1) 被取得企業に対してペーチェス法を適用した場合の差額

##### ①個別貸借対照表項目

流動資産	一千万円
固定資産	8,861百万円
繰延資産	△357百万円
資産合計	8,504百万円
流動負債	一千万円
固定負債	一千万円
負債合計	一千万円
純資産	8,504百万円

(注1) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額8,861百万円が含まれております。

②個別損益計算書項目

連結損益計算書を作成しているため記載をしておりません。

(2) その他の情報

その他の情報については連結財務諸表における企業結合等関係の注記と同様のため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当事業年度末（平成23年3月31日）

1. 資産除去債務のうち、貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

N T T電話交換局内に設置したADSL通信設備及び無線基地局内に設置した無線通信設備の一部について、不動産賃貸借契約に基づき、撤去時の原状回復義務に従って発生する当該通信設備等の撤去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

支出発生までの見込期間は取得から1年から9年、割引率は0.1%から1.2%を採用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高（注）	49百万円
時の経過による調整額	0百万円
見積りの変更による増減額	8百万円
合併による増加額	290百万円
期末残高	<u>346百万円</u>

（注）当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用したことによる期首時点における残高であります。

2. 資産除去債務のうち、貸借対照表に計上していないもの

当社は、データセンター及び一部の通信設備等について、不動産賃貸借契約に基づく現状回復義務を有しておりますが、事業を継続する上で移設、撤去が困難であり、原状回復義務の履行の蓋然性が極めて低いため、当事業年度末においては資産除去債務を計上しておりません。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 至 平成21年4月1日 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成22年4月1日 平成23年3月31日)
1 株当たり純資産額	37,549円22銭	20,347円74銭
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり 当期純損失 (△)	6,834円42銭	△6,207円28銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	6,330円97銭	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利 益金額については、1 株当たり当期 純損失であるため記載しておりませ ん。

(注) 算定上の基礎

1 1 株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	56,895百万円	73,026百万円
普通株式に係る純資産額	54,352百万円	70,480百万円
差額の主要な内訳		
優先株式の払込金額	2,500百万円	2,500百万円
優先株式の配当額	42百万円	47百万円
普通株式の発行済株式数	1,447,496株	3,463,752株
普通株式の自己株式数	一株	一株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	1,447,496株	3,463,752株

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
損益計算書上の当期純利益又は当期純損失(△)	10,015百万円	△18,228百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
優先株式の配当額	169百万円	186百万円
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)	9,846百万円	△18,414百万円
普通株式の期中平均株式数	1,440,640株	2,966,548株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳	支払利息(税額相当額控除後) 49百万円	—
当期純利益調整額	49百万円	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳	新株予約権(ストック・オプション) 5,925株 新株予約権付社債 116,344株	—
普通株式増加数	122,269株	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (ストック・オプション) 71,810株	新株予約権 (ストック・オプション) 200,508株 新株予約権付社債 195,647株

(重要な後発事象)

前事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

1 関連会社の増資引受

当社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、関連会社であるイー・モバイルの第三者割当増資の引受を決議いたしました。当該第三者割当増資の内容及び当社の引受額は以下のとおりです。なお、本増資引受は平成22年3月31日に締結したイー・モバイルとの株式交換契約書にて合意している引受予定額120億円について、イー・モバイルの第三者割当増資額の払込金額総額が株式交換契約で予定していた金額よりも増額されたことに伴い変更したものであります。

(1) 関連会社の概要

①名称	イー・モバイル株式会社	
②設立年月日	平成17年1月5日	
③事業内容	移動体通信事業	
④資本金	71,754百万円	
(増資後資本金)	94,254百万円)	
⑤発行済株式数	普通株式	607,000株
	A種優先株式	333,333株
	A-1種優先株式	433,335株
	A-2種優先株式	651,277株
(増資後発行済株式数)	普通株式数	1,016,092株
	A種優先株式	333,333株
	A-1種優先株式	433,335株
	A-2種優先株式	651,277株)

(2) 引受の概要

①引受価額の総額	17,000百万円
②引受価額	1株につき金110,000円
③引受株式数	154,546株
④引受の目的	グループ財務基盤及びグループシナジーの強化

(3) 引受前後の所有株式の状況

増資前の所有株式数	普通株式	606,300株
	A種優先株式	214,110株
	A-2種優先株式	41,175株
(増資後発行済株式数)	普通株式	760,846株
	A種優先株式	214,110株
	A-2種優先株式	41,175株)

(4) 日程

平成22年5月12日	取締役会決議
平成22年6月30日	申込・払込期日

前事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

## 2 ストック・オプション付与

当社は、平成22年6月24日開催の定時株主総会において、平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプション（新株予約権）を発行することについて決議しました。

(1) 発行する株式の種類 普通株式

(2) 付与の対象者 平成22年7月1日現在の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員

(3) 新株予約権の目的となる株式の数  
上限 70,000株

(4) 新株予約権の割当日 新株予約権発行の株主総会決議の日から1年以内の範囲で、当社取締役会が定める。

(5) 権利行使価額 新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の（株）東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、100円未満の端数は切り捨てる。ただし、当該金額が新株予約権付与契約書締結日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

(6) 新株予約権の行使期間 新株予約権発行日から10年を経過する日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。

当事業年度  
(自 平成22年4月1日  
至 平成23年3月31日)

## 社債の発行

当社は以下の条件で外貨建普通社債を発行いたしました。

(1) 発行年月日 平成23年4月1日

(2) 発行総額 米ドル建普通社債：4億2,000万ドル（34,028百万円）  
ユーロ建普通社債：2億ユーロ（22,961百万円）

(3) 利率 米ドル建普通社債：年8.250%、ユーロ建普通社債：年8.375%

(4) 償還期限 平成30年4月1日

(5) 償還方法 満期一括償還（但し、5年目以降のコールオプション付）

(6) 資金使途 本社債発行により調達した56,988百万円を平成23年3月31日付融資契約（シンジケートローン）に基づく借入金165,000百万円の期限前返済に充当いたしました。これにより当該融資契約に基づく平成23年4月1日現在の借入金残高は108,012百万円であります。

(7) その他 平成23年4月1日を取り開始日とする通貨スワップ取引契約を締結しており、当社が実際に受け取る金額並びに利息及び元本の返済額は円貨になります。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	497	1,229	1	1,726	688	37	1,037
構築物	—	17,270	—	17,270	1,463	—	15,807
機械設備	47,666	3,915	79	51,502	42,668	3,931	8,834
無線通信設備	—	157,214	—	157,214	46,445	—	110,769
端末設備	8,936	443	419	8,960	6,880	1,772	2,080
工具、器具及び備品	1,311	4,228	41	5,498	4,459	155	1,038
土地	307	—	—	307	—	—	307
建設仮勘定	1,171	4,579	898	4,851	—	—	4,851
有形固定資産計	59,888	188,877	1,437	247,327	102,603	5,895	144,724
無形固定資産							
商標権	—	10	—	10	3	—	7
ソフトウエア	9,200	53,295	151	62,344	31,510	1,042	30,834
施設利用権	—	14,969	—	14,969	1,087	—	13,882
ソフトウエア仮勘定	196	3,355	473	3,077	—	—	3,077
無形固定資産計	9,396	71,628	624	80,400	32,600	1,042	47,800
長期前払費用	696	5,407	64	6,038	351	171	5,687
繰延資産							
社債発行費	466	37	—	503	137	96	366
繰延資産計	466	37	—	503	137	96	366

(注) 1 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	1,196百万円
構築物	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	17,270百万円
機械設備	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	2,851百万円
	その他通信設備の増加	1,063百万円
無線通信設備	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	157,214百万円
端末設備	その他宅内機器の増加	443百万円
工具、器具及び備品	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	4,176百万円
建設仮勘定	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	3,477百万円
ソフトウエア	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産 基幹システム等の構築及び増強	52,754百万円 541百万円
施設利用権	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	14,969百万円
ソフトウエア仮勘定	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	2,824百万円
長期前払費用	イー・モバイル株式会社と合併による受入資産	4,969百万円

2 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

端末設備	宅内機器の除却	399百万円
------	---------	--------

3 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄には、減損損失累計額が含まれております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
第2回無担保普通社債	平成17年3月24日	9,000	9,000 (9,000)	2.75	無担保	平成24年3月26日
第3回無担保普通社債	平成21年6月30日	2,505 (990)	1,515 (990)	0.81	無担保	平成24年6月29日
第4回無担保普通社債	平成21年9月30日	2,571 (858)	1,713 (858)	0.90	無担保	平成25年3月29日
第5回無担保普通社債	平成22年7月30日	—	200	1.95	無担保	—
第6回無担保普通社債	平成22年9月30日	—	400 (200)	0.66	無担保	平成25年3月29日
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注) 2	平成16年6月28日	3,000	3,000 (3,000)	0.00	無担保	平成23年6月28日
2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債 (注) 3	平成21年12月29日	10,898	10,860	3.50	無担保	平成28年12月15日
—	—	27,974 (1,848)	26,688 (14,048)	—	—	—

(注) 1 ( ) 内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の線上償還については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株) 普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	96,333円
発行価額の総額	3,000百万円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	一百万円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使請求期間 (注) 1	平成16年7月12日から 平成23年6月14日まで
代用払込に関する事項	(注) 2

(注) 1 本社債の線上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があつたものとみなします。

3 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。本社債の繰上償還については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

発行すべき株式の内容	イー・アクセス(株)普通株式
新株予約権の発行価額	無償
株式の発行価格	64,709円
発行価額の総額	10,645百万円
新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額	一百万円
新株予約権の付与割合	100%
新株予約権の行使請求期間 (注)1	平成22年1月12日から 平成28年12月1日まで
代用払込に関する事項	(注)2

(注1) 本社債の繰上償還による新株予約権の行使請求期間の変更については、「第4 提出会社の状況」の「1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注2) 本新株予約権を行使したときは、本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、本社債の価額は、その額面金額と同等とします。

4 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
14,048百万円	1,580百万円	一百万円	一百万円	一百万円

**【借入金等明細表】**

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	2,854	20,712	3.55	—
1年以内に返済予定のリース債務	894	696	2.74	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	19,075	177,665	3.63	平成24年～平成31年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く）	889	194	2.61	平成24年～平成27年
その他有利子負債				
割賦未払金	1,726	14,031	4.77	—
割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く）	1,640	9,707	4.26	平成24年～平成26年
計	27,078	223,004	—	—

（注）1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、リース債務及び割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	34,338	36,632	44,882	53,132
リース債務	185	8	0	—
割賦未払金	7,723	1,984	—	—

**【引当金明細表】**

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10	3,520	10	—	3,520
貸倒引当金（長期）	—	190	—	—	190
貸倒引当金 計	10	3,710	10	—	3,710
役員賞与引当金	88	—	88	—	—
賞与引当金	19	—	19	—	—
災害損失引当金	—	77	—	—	77

**【資産除去債務明細表】**

当事業年度末における資産除去債務の金額が、当該事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の2の規定により記載を省略しております。

被合併会社であるイー・モバイル株式会社の財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

第6期事業年度  
(平成22年3月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	※1 49,311
売掛金	※1, ※2 21,115
商品	※1 11,872
原材料及び貯蔵品	※1 834
前払費用	2,454
未収入金	※2 38,623
その他	1,009
貸倒引当金	△3,334
流動資産合計	121,883

固定資産

有形固定資産

建物	1,166
減価償却累計額	△342
建物（純額）	825
構築物	15,791
減価償却累計額	△897
構築物（純額）	14,894
機械設備	2,683
減価償却累計額	△1,010
機械設備（純額）	1,673
無線通信設備	129,630
減価償却累計額	△31,465
無線通信設備（純額）	98,165
工具、器具及び備品	4,112
減価償却累計額	△2,871
工具、器具及び備品（純額）	1,241
建設仮勘定	5,815
有形固定資産合計	※1 122,613

無形固定資産

商標権	8
施設利用権	13,290
ソフトウエア	33,278
ソフトウエア仮勘定	2,163
無形固定資産合計	※1 48,739

投資その他の資産

長期前払費用	2,072
長期未収入金	12,422
破産更正債権等	191
その他	※2 998
貸倒引当金	△281
投資その他の資産合計	15,403
固定資産合計	186,755
資産合計	308,638

(単位：百万円)

第6期事業年度  
(平成22年3月31日)

## 負債の部

流動負債	
買掛金	※2 1,194
短期借入金	※3 20,000
1年内返済予定の長期借入金	※3 54,986
未払金	※2 8,841
設備関係未払金	※2 13,716
割賦未払金	※3 9,226
未払費用	3,759
未払法人税等	146
前受金	27
預り金	65
流動負債合計	111,962
固定負債	
長期借入金	※3 144,964
長期設備関係未払金	※2 9,271
長期割賦未払金	※3 14,957
固定負債合計	169,192
負債合計	281,154
純資産の部	
株主資本	
資本金	71,754
資本剰余金	
資本準備金	71,454
資本剰余金合計	71,454
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△115,724
利益剰余金合計	△115,724
株主資本合計	27,484
純資産合計	27,484
負債純資産合計	308,638

## ② 損益計算書

(単位：百万円)

第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
売上高	113,605
売上原価	※1 57,047
売上総利益	56,558
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	789
販売促進費	41,639
貸倒引当金繰入額	2,991
給料及び手当	3,903
賃借料	1,255
業務委託費	4,253
減価償却費	4,300
その他	※2 3,521
販売費及び一般管理費合計	62,650
営業損失（△）	△6,092
営業外収益	
受取利息	43
その他	47
営業外収益合計	90
営業外費用	
支払利息	7,498
支払手数料	1,064
その他	210
営業外費用合計	8,772
経常損失（△）	△14,774
特別損失	
固定資産除却損	※3 99
特別損失合計	99
税引前当期純損失（△）	△14,873
法人税、住民税及び事業税	3
法人税等合計	3
当期純損失（△）	△14,876

売上原価明細書

		第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
区分		金額 (百万円)	構成比 (%)
I	商品原価・材料・部品費	19,678	34.5
II	労務費	1,113	2.0
III	経費		
1	作業委託費	2,314	4.1
2	減価償却費及び無形固定資産償却額	18,475	32.4
3	通信設備使用料	13,839	24.3
4	電波利用料	1,318	2.3
5	その他	310	0.5
	売上原価	57,047	100.0

## ③ 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

株主資本	
資本金	
前期末残高	71,754
当期変動額	—
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>71,754</u>
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	71,454
当期変動額	—
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>71,454</u>
資本剰余金合計	
前期末残高	71,454
当期変動額	—
当期変動額合計	<u>—</u>
当期末残高	<u>71,454</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△100,848
当期変動額	—
当期純損失（△）	<u>△14,876</u>
当期変動額合計	<u>△14,876</u>
当期末残高	<u>△115,724</u>
利益剰余金合計	
前期末残高	△100,848
当期変動額	—
当期純損失（△）	<u>△14,876</u>
当期変動額合計	<u>△14,876</u>
当期末残高	<u>△115,724</u>
株主資本合計	
前期末残高	42,360
当期変動額	—
当期純損失（△）	<u>△14,876</u>
当期変動額合計	<u>△14,876</u>
当期末残高	<u>27,484</u>
純資産合計	
前期末残高	42,360
当期変動額	—
当期純損失（△）	<u>△14,876</u>
当期変動額合計	<u>△14,876</u>
当期末残高	<u>27,484</u>

## ④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

## 営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前当期純損失（△）	△14,873
減価償却費	22,849
固定資産除却損	99
その他の損益（△は益）	8
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2,232
受取利息	△43
支払利息	7,498
支払手数料	1,064
売上債権の増減額（△は増加）	△7,812
たな卸資産の増減額（△は増加）	7,244
未収入金の増減額（△は増加）	△16,039
長期未収入金の増減額（△は増加）	△944
前払費用の増減額（△は増加）	353
長期前払費用の増減（△は増加）	285
仕入債務の増減額（△は減少）	△251
未払金の増減額（△は減少）	△862
未払費用の増減額（△は減少）	201
その他の増減額（△は減少）	1,610
小計	2,619
利息及び配当金の受取額	36
利息の支払額	△7,565
法人税等の支払額	△16
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,926

## 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△16,983
無形固定資産の取得による支出	△25,819
投資活動によるキャッシュ・フロー	△42,802

## 財務活動によるキャッシュ・フロー

セールス・アンド・割賦バック取引による収入	6,180
割賦債務の返済による支出	△6,286
短期借入れによる収入	29,970
資金調達に関わる支出	△243
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,621
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△18,107
現金及び現金同等物の期首残高	67,418
現金及び現金同等物の期末残高	※1 49,311

継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。

重要な会計方針

項目	第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 デリバティブの評価基準及び評価方法	デリバティブ時価法によっております。
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 構築物、無線通信設備及び機械設備については定額法によっております。建物（建物付属設備）及び工具、器具及び備品については定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 構築物 10～30年 無線通信設備 9年 機械設備 4～21年 工具、器具及び備品 4～6年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。 (3) リース資産 該当事項はありません。
4 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
5 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

項目	第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

第6期事業年度 (平成22年3月31日)	
※1 コミットメントラインに係る担保提供	当社の※3貸出コミットメントライン契約に関し当社の保有する主要資産について担保権が設定されています。担保提供期間及び当事業年度末の担保提供資産の帳簿価額は以下のとおりであります。
(担保提供期間)	当該コミットメントラインによる借入返済完了まで
(担保提供資産)	
現金及び預金	49,311百万円
売掛金	21,091百万円
商品	11,872百万円
原材料及び貯蔵品	759百万円
有形固定資産	101,613百万円
無形固定資産	48,738百万円
計	233,383百万円
※2 関係会社に対する債権・債務	関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。
流動資産	
売掛金	559百万円
未収入金	23百万円
投資その他の資産	
その他	561百万円
流動負債	
買掛金	1,153百万円
未払金	1,279百万円
設備関係未払金	2,281百万円
未払費用	493百万円
固定負債	
長期設備関係未払金	9,270百万円

第6期事業年度  
(平成22年3月31日)

※3 借入枠等の実行状況

(1) 貸出コミットメントライン契約

当社は、モバイル事業で必要となる資金の調達を行うため取引金融機関34社と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	220,000百万円
借入実行残高	219,950百万円
差引額	50百万円

(財務制限条項及びオペレーティング制限条項)

当該コミットメントラインに関し、当社の保有する主要資産について担保権が設定されており、また、財務制限条項及びオペレーティング制限条項が付されております。主な財務制限条項及びオペレーティング制限条項は以下のとおりであり、これらの条項に抵触した場合には、当該コミットメントラインに係る有利子負債の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在において、当社は、いずれの条項にも抵触しておりません。

・財務制限条項

- ① 所定のデット・サービス・カバレッジ・レシオ (\*1) 要件を満たすこと。
- ② 所定のインタレスト・カバレッジ・レシオ (\*2) 要件を満たすこと。
- ③ 所定のレバレッジ比率 (\*3) 要件を満たすこと。
- ④ 借入期間を通じて、所定の累積損失額を超えないこと。
- ⑤ 借入期間を通じて、正の期末自己資本額を維持すること。

\*1 デット・サービス・カバレッジ・レシオ：返済充当可能額 ÷ 元利金支払額合計  
\*2 インタレスト・カバレッジ・レシオ：EBITDA  
(利払前税引前償却前利益) ÷ 金融費用合計

\*3 レバレッジ比率：(有利子負債残高 - 現預金残高) ÷ EBITDA

・オペレーティング制限条項

- ① 所定の人口カバー率の要件または所定の基地局累計数の要件を満たすこと。
- ② 所定の加入者数の要件を満たすこと。

第6期事業年度  
(平成22年3月31日)

(2) 割賦販売契約

当社は、モバイル事業の端末購入で必要となる資金の調達を行うため平成21年7月1日にリース会社7社と割賦販売契約を締結し、契約期限の平成21年12月31日までの契約実行残高は5,690百万円となっております。加えて、平成22年1月1日にリース会社4社と新たに割賦販売契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

割賦販売契約極度額の総額	5,500百万円
契約実行残高	2,566百万円
差引額	2,934百万円

また、モバイル事業のネットワーク構築で必要となる資金の調達を行うためリース会社6社と平成19年3月28日に割賦販売契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の契約実行残高は29,697百万円となっております。なお、これら契約に基づき有形固定資産19,717百万円、及び無形固定資産1百万円については、所有権が売主であるリース会社に留保されております。

## (損益計算書関係)

第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。	
	1,884百万円
※2 研究開発費の総額	
一般管理費に含まれる研究開発費	25百万円
※3 固定資産除却損	
建物	3百万円
無線通信設備	90百万円
その他	6百万円
有形固定資産除却損合計	99百万円

## (株主資本等変動計算書関係)

第6期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	607,000	—	—	607,000
A種優先株式(株)	333,333	—	—	333,333
A-1種優先株式(株)	433,335	—	—	433,335
A-2種優先株式(株)	651,277	—	—	651,277
合計	2,024,945	—	—	2,024,945

## 2. 新株予約権等に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
当社	(新株予約権) ストック・オプション(注)	—	—	—	—	—	—
合計			—	—	—	—	—

(注) 当社は未公開企業であり、当該ストック・オプションは単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しており、付与時における本源的価値合計がゼロのため前事業年度末及び当事業年度末の残高はありません。

## 3. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記  
されている科目的金額との関係

「現金及び現金同等物」の期末残高と貸借対照表に  
掲記されている「現金及び預金」の金額は一致してお  
ります。

(リース取引関係)

第6期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. オペレーティング・リース取引(借主側)

未経過リース料(解約不能のもの)

1年以内	663百万円
1年超	145百万円
合計	809百万円

(金融商品関係)

第6期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1). 金融商品に対する取組方針

当社は、事業目的に沿った設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余資は流動性が高く元本返還が確実であると判断した金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2). 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払であります。設備関係未払金の一部は最長8年の分割支払であります。

借入金、割賦未払金は主に設備投資及び端末購入に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後3年であります。

デリバティブ取引は借入金に係る金利上昇リスクに対するヘッジを目的とした金利キャップ契約であります。なお、評価方法は時価法によっております。

(3). 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理細則に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先が信用度の高い金融機関であるため、信用リスクはほとんどないものと認識しております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	現金及び預金	49,311	49,311	—
(2)	売掛金	21,115	21,115	—
(3)	未収入金 (*3)	51,044		—
	貸倒引当金 (*1)	△177		—
		50,867	50,805	△62
資産計		121,293	121,231	△62
(4)	買掛金	1,194	1,194	—
(5)	未払金	8,841	8,841	—
(6)	設備関係未払金 (*4)	22,987	21,912	△1,075
(7)	割賦未払金 (*4)	24,183	24,381	198
(8)	短期借入金	20,000	20,000	—
(9)	長期借入金 (*5)	199,950	199,950	—
負債計		277,156	276,279	△877
デリバティブ取引 (*2)		1	1	—

(\*1) 未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

(\*3) 長期末収入金は未収入金に含めております。

(\*4) 固定負債に含まれている長期割賦未払金及び長期設備関係未払金を含めております。

(\*5) 1年以内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 未収入金

これらの時価は、引当金を控除することにより信用リスクを加味し、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(負債)

(4) 買掛金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 設備関係未払金

これらの時価は、支払予定額の合計を当該仕入債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 割賦未払金

これらの時価は、元利金の支払予定額を当該割賦契約の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

これらは変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価格と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の回収予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	49,311	—	—	—
売掛金	21,115	—	—	—
未収入金	38,623	12,422	—	—

4. 長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
買掛金	1,194	—	—	—
未払金	8,841	—	—	—
設備関係未払金	13,716	5,179	4,092	—
割賦未払金	9,226	14,957	—	—
短期借入金	20,000	—	—	—
長期借入金	54,986	144,964	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## (ストック・オプション等関係)

第6期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年8月10日	平成18年2月27日	平成18年4月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2人 当社従業員 320人 社外協力者 12人	当社取締役 2人 当社従業員 356人 社外協力者 11人	当社取締役 2人 当社従業員 91人 社外協力者 8人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 14,692株	普通株式 73,324株	普通株式 31,137株
付与日	平成17年8月25日	平成18年2月28日	平成18年4月28日
権利確定条件 (注) 2	付与日から権利確定日まで 当社または当社のグループ 事業会社の役員または従業 員の地位にあること。その 他の条件は、当社と被付与 者との間で締結する「新株 引受権付与契約」に定め る。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 2	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成17年8月25日から 平成27年8月10日まで	平成18年2月28日から 平成28年2月27日まで	平成18年4月28日から 平成28年4月24日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年8月30日	平成18年12月11日	平成19年4月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2人 社外協力者 1人	当社取締役 2人 当社従業員 66人 社外協力者 10人	当社取締役 2人 当社監査役 1人 当社従業員 110人 社外協力者 3人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 200株	普通株式 2,700株	普通株式 4,926株
付与日	平成18年8月31日	平成18年12月13日	平成19年5月8日
権利確定条件 (注) 2	付与日から権利確定日まで 当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 2	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成18年8月31日から 平成28年8月30日まで	平成18年12月13日から 平成28年12月11日まで	平成19年5月8日から 平成29年4月19日まで

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月26日	平成21年6月30日	平成21年8月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7人 当社監査役 2人 当社従業員 232人 社外協力者 6人	当社取締役 1人 当社監査役 1人 当社従業員 323人 社外協力者 1人	社外協力者 1人
株式の種類及び付与数 (注) 1	普通株式 29,172株	普通株式 6,155株	普通株式 50株
付与日	平成20年6月27日	平成21年7月1日	平成21年8月26日
権利確定条件 (注) 2	付与日から権利確定日まで 当社または当社のグループ事業会社の役員または従業員の地位にあること。その他の条件は、当社と被付与者との間で締結する「新株引受権付与契約」に定める。	同左	同左
対象勤務期間 (注) 2	付与日から権利確定日まで	同左	同左
権利行使期間	平成20年6月27日から 平成30年6月26日まで	平成21年7月1日から 平成31年6月30日まで	平成21年8月26日から 平成31年8月25日まで

(注) 1 ストック・オプション数は株式数に換算して記載しております。

2 付与日から2年経過時点で付与数の一定割合の権利行使が可能となり、その後1年毎に段階的に権利行使割合が増加し、4年経過時点で付与数全ての権利行使が可能となります。ただし、付与日から2年経過時点、またその後1年毎の期間においても、「新株予約権（引受権）付与契約」に規定される一定の場合においては、権利行使が認められます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数について、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年8月10日	平成18年2月27日	平成18年4月24日
権利確定前(株)			
前事業年度末	5,816	26,621	16,493
付与	—	—	—
失効	30	120	2
権利確定	5,786	26,501	5,495
未確定残	—	—	10,996
権利確定後(株)			
前事業年度末	6,113	27,364	5,728
権利確定	5,786	26,501	5,495
権利行使	—	—	—
失効	109	121	3
未行使残	11,790	53,744	11,220

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年8月30日	平成18年12月11日	平成19年4月19日
権利確定前(株)			
前事業年度末	111	1,523	2,540
付与	—	—	—
失効	—	81	6
権利確定	36	473	1,299
未確定残	75	969	1,235
権利確定後(株)			
前事業年度末	39	546	—
権利確定	36	473	1,299
権利行使	—	—	—
失効	—	34	4
未行使残	75	985	1,295

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月26日	平成21年6月30日	平成21年8月25日
権利確定前（株）			
前事業年度末	28,934	—	—
付与	—	6,155	50
失効	105	380	—
権利確定	—	—	—
未確定残	28,829	5,775	50
権利確定後（株）			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年8月10日	平成18年2月27日	平成18年4月24日
権利行使価格（円）	50,000	75,000	85,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年8月30日	平成18年12月11日	平成19年4月19日
権利行使価格（円）	85,000	85,000	120,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年6月26日	平成21年6月30日	平成21年8月25日
権利行使価格（円）	120,000	120,000	120,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当事業年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。また、本源的価値を算出するための基礎となった、算定期点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。

(4) ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 事業年度末における本源的価値の合計額	一百万円
② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	一百万円

(5) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果関係)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払固定資産税	130百万円
たな卸資産評価損	1,550百万円
未払費用	308百万円
貸倒引当金	1,471百万円
減価償却超過額	48百万円
一括償却資産	2百万円
その他	71百万円
繰越欠損金	43,444百万円
繰延税金資産計	47,024百万円
評価性引当額	△47,024百万円
繰延税金資産合計	一百万円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(退職給付関係)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は「確定拠出年金制度」を採用しております。

2 退職給付債務に関する事項

該当事項はありません。

3 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金支払額	119百万円
退職給付費用合計	119百万円

(企業結合等関係)

第6期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、平成22年3月30日開催の取締役会において、筆頭株主であるイー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」といいます。）との間で、株式交換（以下「本株式交換」）の方法による経営統合（以下「本経営統合」）を実施することを決議し、平成22年3月31日付でイー・アクセスとの間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」）を締結いたしました。本株式交換により、当社はイー・アクセスの完全子会社となります。

なお、本株式交換契約締結に関する詳細は、平成22年3月31日に公表した「イー・アクセスによるイー・モバイルの株式交換による完全子会社化のお知らせ」に記載のとおりであります。

(1) 株式交換の目的

当社及びイー・アクセスは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、本経営統合を実施することといたしました。

(2) 株式交換する会社の概要

① 株式交換する相手会社の名称

イー・アクセス株式会社

② 株式交換する相手会社の主な事業内容

ブロードバンド通信事業

(3) 株式交換の方法

イー・アクセスを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。

株式交換に係る割当ての内容

株式交換比率

イー・アクセス株式会社	当社
1	1.45

(4) 株式交換に伴う新株予約権に関する取扱い

当社が既に発行している新株予約権（ストック・オプション）については、各新株予約権の内容及び株式交換比率を踏まえ、基準時の新株予約権原簿に記載又は記録されている新株予約権者（但し、当社を除きます）に対し、その保有する各新株予約権に代わるイー・アクセスの新株予約権を交付いたします。但し、会社法第787条第1項第3号の規定に基づきその有する当社の新株予約権の買取を請求した当社の新株予約権者については、当該新株予約権者に代えて、当社が当該新株予約権の新株予約権者として記載又は記録されているものとみなします。

(5) 株式交換の日程

① 基本合意書締結日	平成21年12月7日
② 取締役会決議日（当社）	平成22年3月30日
③ 取締役会決議日（イー・アクセス）	平成22年3月31日
④ 株式交換契約締結日	平成22年3月31日
⑤ 株式交換承認定時株主総会開催日 (イー・アクセス)	平成22年6月下旬（予定）
⑥ 株式交換承認定時株主総会及び種類 株主総会開催日（当社）	平成22年6月下旬（予定）
⑦ 第三者割当による募集株式の発行（当社）	平成22年6月下旬（予定）
⑧ 本株式交換の効力発生日	平成22年7月1日（予定）

(6) 株式交換後の親会社となる会社の商号、事業内容、本店所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額及び総資産の額（平成22年3月31日時点）

① 商号	イー・アクセス株式会社
② 事業内容	電気通信事業
③ 本店所在地	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号 新日鉄ビル
④ 代表者の氏名	代表取締役社長 深田 浩仁
⑤ 資本金の額	18,392百万円
⑥ 純資産の額	56,895百万円
⑦ 総資産の額	130,584百万円

関連当事者情報

第6期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
						役員の兼任等	事業上の関係
主要株主	ジーエス・ティーケー・ホールディングス・スリー合同会社	東京都港区	(資本金) 1	投資業	(被所有) 直接 35.7	有	プライベート・エクイティ・ファンド、役員の兼務等

取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
株式の担保提供（注3）	14,399	—	—

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	
						役員の兼任等	事業上の関係
その他の関係会社	イー・アクセス株式会社	東京都港区	(資本金) 18,392	ブロードバンド通信事業	(被所有) 直接 38.3	有	モバイル・ブロードバンド通信事業における業務提携、役員の兼務等

取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
無線通信設備の購入（注1）	19,611	設備関係未払金 長期設備関係未払金	2,282 9,271
端末機の購入（注1）	11,496	買掛金	1,154
伝送サービス等の購入（注1）	5,751	未払金	840
株式の担保提供（注2）	50,016	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 無線通信設備、端末機及び伝送サービス等の購入にあたっては、市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 当社の金融機関とのコミットメントラインに対して、当社の保有する主要資産の担保提供に加えて、同社の保有する全ての当社株式について担保権が設定されております。取引金額は同社への株式発行価額であります。
- (注3) 当社の金融機関とのコミットメントラインに対して、当社の保有する主要資産の担保提供に加えて、同社の保有する全ての当社株式について担保権が設定されております。取引金額は同社への株式発行価額であります。

## (1 株当たり情報)

項目	第6期事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 株当たり純資産額	△140,649円79銭
1 株当たり当期純損失 (△)	△24,507円30銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益 については、1 株当たり当期純損失で あるため記載しておりません。	

(注) 算定上の基礎

## 1 1 株当たり純資産額

項目	第6期事業年度末 (平成22年3月31日)
貸借対照表上の純資産の部の合計額	27,484百万円
普通株式に係る純資産額	△85,374百万円
差額の主要な内訳	
優先株式の払込金額	112,859百万円
普通株式の発行済株式数	607,000株
普通株式の自己株式数	一株
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	607,000株

## 2 1 株当たり当期純損失

項目	第6期事業年度末 (平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純損失 (△)	△14,876百万円
普通株主に帰属しない金額	一
普通株式に係る当期純損失 (△)	△14,876百万円
普通株式の期中平均株式数	607,000株
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後 1 株当たり当期純利益の算定に 含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (ストック・オプション) 127,038株

(重要な後発事象)

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

(第三者割当増資)

当社は平成22年3月30日開催の取締役会において、第三者割当増資（発行価額の総額30,000百万円）を行うことを決議いたしました。また、平成22年5月11日開催の取締役会において、当該第三者割当増資の発行価額の総額を30,000百万円から45,000百万円へ増額する決議をいたしました。当該決議を経て実施された第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

(1) 発行株式数	普通株式 409,092株
(2) 発行価額	1株につき110,000円
(3) 発行価額の総額	45,000百万円
(4) 資本組入額	22,500百万円
(5) 割当先	イー・アクセス株式会社他
(6) 増資資金の使途	資本充実
(7) 第三者割当増資承認定時株主総会 及び種類株主総会開催日	平成22年6月25日
(8) 払込期日	平成22年6月30日

(株式交換)

当社は、平成22年3月31日開催の取締役会において、筆頭株主であるイー・アクセスとの間で、株式交換の方法による経営統合を実施することを決議し、同日付でイー・アクセスとの間で株式交換契約を締結いたしました（平成22年5月12日付で株式交換契約の変更に関する覚書を締結）。また、その後同契約は平成22年6月25日開催の当社定時株主総会及び種類別株主総会の承認並びに平成22年6月24日開催のイー・アクセス定時株主総会を経て、平成22年7月1日を効力発生日として、本株式交換を実施しております。

1 株式交換の内容

当社を株式交換完全子会社、イー・アクセスを株式交換完全親会社

2 株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

3 株式交換の方法

当社の普通株式又は各種の優先株式1株に対して、イー・アクセスの普通株式1.45株を割当交付

4 取引の目的

当社及びイー・アクセスは、両社から生み出される利益を源泉として効率的なグループ投資を可能とすること、両社の意思決定を一本化し事業環境の変化に対して積極的かつ迅速に対応することなど、一体となったグループ経営が両社の企業価値を早期に高める上で最善の選択であるとの認識を有するに至り、株式交換の方法により本経営統合を実施することといたしました。

第6期事業年度  
(自 平成21年4月1日  
至 平成22年3月31日)

(親会社との合併)

当社は、平成23年2月24日開催の取締役会において、イー・アクセスを存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併に関する合併契約書を締結することを決議し、同日付でイー・アクセスとの間で合併契約書を締結いたしました。また、その後同契約に基づき平成23年3月31日に本合併の効力が発生いたしました。

1 合併の目的

ブロードバンド市場において固定通信とモバイル通信の融合を図り、モバイル事業の成長を加速させるという当社グループの理念のもと、平成22年7月1日に、イー・アクセスを完全親会社、当社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。その後、イー・アクセス及び当社を取り巻く事業環境の変化、とりわけ移動体通信事業におけるデータ通信サービスの高速化、サービスの多様化を含む事業者間競争の活発化に対応するためには、グループとして、より一層の経営の効率化及び迅速化を推し進める必要があると考え、イー・アクセスが当社を吸収合併いたしました。

2 合併の概要

(1) 合併期日

平成23年3月31日

(2) 合併方法

イー・アクセスを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併を行っております。イー・アクセスにおいては会社法第796条第3項（簡易合併）により、また、当社においては同法第784条第1項（略式合併）により、株主総会の承認を得ずに合併を行っております。

(3) 合併に際して発行する株式及び割当

イー・アクセスは、当社の全株式を保有しているため、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。

(4) 権利義務の承継

当社は合併期日における一切の資産、負債及び権利義務をイー・アクセスに引き継いでおります。

⑤ 附属明細表

有価証券明細表

該当事項はありません。

有形固定資産等明細表

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	1,055	115	4	1,166	342	151	825
構築物	12,942	2,849	—	15,791	897	489	14,894
無線通信設備	107,661	22,078	111	129,630	31,465	12,551	98,165
機械設備	2,152	531	0	2,683	1,010	525	1,673
工具、器具及び備品	3,925	193	6	4,112	2,871	872	1,241
建設仮勘定	2,952	18,930	16,067	5,815	—	—	5,815
有形固定資産計	130,687	44,697	16,187	159,197	36,585	14,589	122,613
無形固定資産							
商標権	10	—	—	10	2	1	8
施設利用権	3,760	9,907	—	13,667	376	306	13,290
ソフトウェア	34,466	14,536	—	49,001	15,724	7,953	33,278
ソフトウェア仮勘定	35	12,237	10,109	2,163	—	—	2,163
無形固定資産計	38,271	36,679	10,109	64,841	16,102	8,260	48,739
長期前払費用	3,241	217	1,385	2,072	—	—	2,072

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

(有形固定資産)

無線通信設備	データ及び音声サービスの提供に関わるもの	22,078百万円
--------	----------------------	-----------

建設仮勘定	データ及び音声サービスの提供に関わるもの	18,930百万円
-------	----------------------	-----------

(無形固定資産)

ソフトウェア	データ及び音声サービスの提供に関わるもの	14,536百万円
--------	----------------------	-----------

ソフトウェア仮勘定	データ及び音声サービスの提供に関わるもの	12,237百万円
-----------	----------------------	-----------

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

(有形固定資産)

無線通信設備	無線基地局の廃局による減少	89百万円
--------	---------------	-------

社債明細表

該当事項はありません。

借入金等明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	20,000	20,000	2.84	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	54,986	2.92	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）	169,980	144,964	2.92	平成23年～平成25年
その他有利子負債				
割賦未払金	4,769	9,226		—
割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く）	17,444	14,957		平成23年～平成26年
計	212,193	244,133	—	—

(注) 1 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金、割賦未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	54,986	89,978	—	—
割賦未払金	7,658	5,372	1,927	—

引当金明細表

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,382	3,614	759	623	3,614

(注) 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替によるものです。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 資産の部

イ 現金及び預金

区分		金額（百万円）
現金		1
預金	当座預金	1,161
	普通預金	41,131
	郵便貯金	31
	別段預金	57
	定期預金	4,700
計		47,079
合計		47,080

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
個人顧客	7,324
ソフトバンクモバイル株式会社	5,521
S M B C ファイナンスサービス株式会社	2,003
K D D I 株式会社	1,768
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1,474
その他	12,173
合計	30,263

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\begin{array}{r} (A)+(D) \\ \hline 2 \\ \hline (B) \\ \hline 365 \end{array}$
10,880	96,279	76,883	30,263	71.7	78.0

(注) 1. 当期発生高には消費税等が含まれております。

2. 「当期発生高」には、イー・モバイル株式会社との合併に伴う引継ぎ額21,830百万円が含まれております。

ハ 商品

区分	金額（百万円）
モバイル端末	2,090
合計	2,090

二 貯蔵品

区分	金額（百万円）
モバイル端末	11
販促物貯蔵品	51
合計	62

ホ 未収入金

相手先	金額（百万円）
個人顧客	32,162
日本エリクソン株式会社	2,211
オリックス株式会社	2,148
大明株式会社	22
株式会社コミューチュア	13
その他	28
合計	36,584

② 負債の部

イ 買掛金

相手先	金額（百万円）
Huawei Technologies Japan K.K	927
NECアクセステクニカ株式会社	353
HTC Corporation	172
KDDI株式会社	64
アップルジャパン株式会社	32
その他	243
合計	1,791

ロ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社みずほ銀行	1,200
株式会社三井住友銀行	133
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	2,878
シンジケートローン（注）	16,500
合計	20,712

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店、クレディ・アグリコル銀行東京支店、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行、ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店を主幹事行とする、合計21金融機関（上記主幹事行を含む）からの協調融資によるものであります。

ハ 1年内償還予定の社債

区分	金額（百万円）
第2回無担保社債	9,000
第3回無担保社債（銀行保証付私募債）	990
第4回無担保社債（銀行保証付私募債）	858
第6回無担保社債（銀行保証付私募債）	200
2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	3,000
合計	14,048

二 社債

区分	金額（百万円）
第3回無担保社債（銀行保証付私募債）	525
第4回無担保社債（銀行保証付私募債）	855
第5回無担保社債	200
第6回無担保社債（銀行保証付私募債）	200
2016年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	10,860
合計	12,640

ホ 長期借入金

相手先	金額（百万円）
株式会社みずほ銀行	5,700
株式会社三井住友銀行	633
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	19,817
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,015
シンジケートローン	148,500
合計	177,665

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行、アイエヌジーバンクエヌ・ヴィ東京支店、クレディ・アグリコル銀行東京支店、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行、ユービーエス・エイ・ジー（銀行）東京支店を主幹事行とする、合計21金融機関（上記主幹事行を含む）からの協調融資によるものであります。

(3) 【その他】

当社との合併により消滅したイー・モバイル株式会社の合併期日前日現在における貸借対照表及び第6期事業年度の翌日から合併期日前日までの損益計算書は次の通りであります。

① 貸借対照表

(単位：百万円)

平成23年3月30日

資産の部

流動資産

現金及び預金	28,461
売掛金	24,766
商品	2,090
貯蔵品	51
前払費用	2,985
未収入金	36,736
その他	784
貸倒引当金	△3,510
流動資産合計	92,363

固定資産

有形固定資産

建物	1,196
減価償却累計額	△476
建物（純額）	721
構築物	17,270
減価償却累計額	△1,463
構築物（純額）	15,807
機械設備	2,851
減価償却累計額	△1,369
機械設備（純額）	1,483
無線通信設備	158,716
減価償却累計額	△46,558
無線通信設備（純額）	112,158
工具、器具及び備品	4,176
減価償却累計額	△3,356
工具、器具及び備品（純額）	820
建設仮勘定	3,601
有形固定資産合計	134,590

無形固定資産

商標権	7
施設利用権	13,882
ソフトウエア	29,584
ソフトウエア仮勘定	2,914
無形固定資産合計	46,387

投資その他の資産

長期前払費用	4,904
長期未収入金	12,011
破産更正債権等	99
その他	995
貸倒引当金	△190
投資その他の資産合計	17,819
固定資産合計	198,795
資産合計	291,158

平成23年3月30日

## 負債の部

## 流動負債

買掛金	1,917
1年内返済予定の長期借入金	16,500
未払金	10,455
設備関係未払金	11,119
割賦未払金	12,437
未払費用	4,100
未払法人税等	227
未払消費税等	590
前受金	49
預り金	80
資産除去債務	19
流動負債合計	<u>57,493</u>

## 固定負債

長期借入金	148,500
長期設備関係未払金	13,546
長期割賦未払金	9,472
資産除去債務	271
固定負債合計	<u>171,789</u>
負債合計	<u>229,281</u>

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	94,254
資本剰余金	
資本準備金	93,954
資本剰余金合計	<u>93,954</u>

## 利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△126,332
利益剰余金合計	<u>△126,332</u>
株主資本合計	<u>61,877</u>
純資産合計	<u>61,877</u>
負債純資産合計	<u>291,158</u>

## ② 損益計算書

(単位：百万円)

自 平成22年4月1日  
 至 平成23年3月30日

売上高	142,637
売上原価	63,140
売上総利益	79,496
販売費及び一般管理費	
広告宣伝費	303
販売促進費	55,828
貸倒引当金繰入額	2,207
給料及び手当	4,402
賃借料	1,174
業務委託費	4,531
減価償却費	4,457
その他	3,961
販売費及び一般管理費合計	76,863
営業利益	2,633
営業外収益	
受取利息	23
償却債権取立益	19
その他	8
営業外収益合計	50
営業外費用	
支払利息	6,935
支払手数料	1,322
その他	181
営業外費用合計	8,437
経常損失（△）	△5,754
特別損失	
固定資産除却損	2,078
長期前払費用償却	2,552
災害による損失	77
資産除去債務会計基準適用に伴う影響額	83
その他	32
特別損失合計	4,822
税引前当期純損失（△）	△10,576
法人税、住民税及び事業税	31
法人税等合計	31
当期純損失（△）	△10,608

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日 (注)
1単元の株式数	—
株式の名義書換え	普通株式については該当事項はありません。以下の記述は第1種優先株式に関するものです。 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
買取手数料	—
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 <a href="http://www.eaccess.net/">http://www.eaccess.net/</a>
株主に対する特典	平成23年3月31日現在の株主に対し、イー・モバイルのモバイル通信サービスを別表に記載する株主優待キャンペーン特別価格にて提供

(注) 当社では、会社法第459条第1項、定款第43条第2項の規定に基づき、取締役会の決議により、一事業年度につき2回まで、9月30日及び3月31日以外の日を基準日と定めて、剰余金の配当をすることができます。

別表：

株主優待キャンペーン内容：

平成23年6月25日（土）～平成23年7月24日（日）のキャンペーン期間中に、新規ご契約または機種変更を、イー・モバイルホームページ内「株主優待サイト」よりお申し込みいただくと、下記のイー・モバイル通信サービスを特別価格にてご提供させていただきます（株主様ご本人名義にて新規ご契約、機種変更、各1回線のお申し込みに限らせていただきます）。

キャンペーン特典：

ご優待特典①	ご優待特典②	ご優待特典③
購入時お支払い額 0円	契約事務手数料 無料 ※新規ご契約の場合	月額料金最大1ヶ月 無料*1

機種変更とは：

現在イー・モバイルをご契約中の方が、新たにデータカード（データ通信端末）、又は携帯電話、スマートフォンのみを購入することを「機種変更」といいます。現在ご利用の端末に差し込まれているEM chip（USIMカード）を新しい端末に差し替えることでご利用いただけます。

※現在のご契約において長期契約割引を適用している場合、機種変更に際し契約解除料が発生します。

※ご契約者本人以外のお申し込みは受け付けられません。

※「データ通信サービス」をご契約の方が、携帯電話/スマートフォンに機種変更することはできません。また、「電話サービス」をご契約の方が、データカード（データ通信端末）に機種変更することもできません。

	対象端末	対象料金サービス	月額料金	購入時お支払い額
Pocket WiFi	Pocket WiFi (GP01)	EMOBILE G4 データプラン (にねんS) *2	3,880円	オンラインストア価格 9,980円 → 0円
スマートフォン	HTC Aria(TM) (S31HT)	スマートプランライト (シンプルにねん) *2 + 通話定額オプション	1,980円～ (基本使用料580円～ + 通話定額オプション1,400円 *3)	オンラインストア価格 29,620円 → 0円
	Pocket WiFi S (S31HW)	スマートプランライト (ベーシックにねん得割) *2 + 通話定額オプション	1,680円～ (基本使用料280円～ + 通話定額オプション1,400円 *3)	オンラインストア価格 19,800円 → 0円

（価格はすべて消費税込み）

\*1 通話定額オプションを除く有料オプションサービス使用料、及びユニバーサル料（7.35円/月）は、無料対象となりません。また、通話定額オプションの無料通話分を超過した通話は有料となります。

\*2 2年間の契約継続が必要です。「にねんS」は契約期間中にご契約を解除又は契約種別の変更をされた場合、その経過期間に応じて、「シンプルにねん」は契約期間中にご契約を解除又は契約種別の変更された場合、契約解除料がかかります。「にねん得割」は更新月以外の契約期間中にご契約を解除または契約種別の変更された場合は、契約解除料がかかります。

\*3 本キャンペーン料金適用は、通話定額オプションへの加入が条件となります。

※ 最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。なお、通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。

※ スマートフォンの自動通信について

スマートフォンは最新のソフトウェアやアプリケーションを確認するための通信、データの同期をするための通信など、一部自動的に通信を行う仕様となっております。

データを自動で同期することで常に最新のデータを確認したり、より便利にご利用いただくことができますが、自動で通信が行われた場合もデータ通信料が発生します。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	(第11期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成22年6月25日 関東財務局長に提出。
(3) 確認書		(1) の有価証券報告書に係る確認書であります。	平成22年6月25日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 及び第4号に基づく臨時報告書であります。	平成22年7月2日 関東財務局長に提出。
(5) 自己株券買付状況 報告書	(報告期間)	自 平成22年6月1日 至 平成22年6月30日	平成22年7月15日 関東財務局長に提出。
(6) 自己株券買付状況 報告書	(報告期間)	自 平成22年7月1日 至 平成22年7月31日	平成22年8月4日 関東財務局長に提出。
(7) 四半期報告書	(第12期第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 関東財務局長に提出。
(8) 確認書		(7) の四半期報告書に係る確認書であります。	平成22年8月12日 関東財務局長に提出。
(9) 自己株券買付状況 報告書	(報告期間)	自 平成22年8月1日 至 平成22年8月31日	平成22年9月7日 関東財務局長に提出。
(10) 自己株券買付状況 報告書	(報告期間)	自 平成22年9月1日 至 平成22年9月30日	平成22年10月7日 関東財務局長に提出。
(11) 自己株券買付状況 報告書	(報告期間)	自 平成22年10月1日 至 平成22年10月31日	平成22年11月5日 関東財務局長に提出。
(12) 四半期報告書	(第12期第2四半期)	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	平成22年11月11日 関東財務局長に提出。
(13) 確認書		(12) の四半期報告書に係る確認書であります。	平成22年11月11日 関東財務局長に提出。
(14) 四半期報告書	(第12期第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月9日 関東財務局長に提出。
(15) 確認書		(14) の四半期報告書に係る確認書であります。	平成23年2月9日 関東財務局長に提出。
(16) 臨時報告書		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号 の3の規定に基づく臨時報告書であります。	平成23年2月24日 関東財務局長に提出。
(17) 臨時報告書		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号 の規定に基づく臨時報告書であります。	平成23年3月31日 関東財務局長に提出。
(18) 臨時報告書		企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号 の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基 づく臨時報告書であります。	平成23年6月24日 関東財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

イー・アクセス株式会社

取締役会 御中

## あづさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 林 茂 夫 

指 定 社 員 公認会計士 森 俊哉 

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

企業結合等関係の注記に記載されているとおり、会社は、平成22年3月31日に、会社を株式交換完全親会社、持分法適用関連会社であるイー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結している。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、イー・モバイル株式会社が予定する第三者割当増資のうち170億円の引受を決議している。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・アクセス株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・アクセス株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

#### 以 上

---

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月27日

イー・アクセス株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林茂夫   
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山秀明   
業務執行社員

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は翌事業年度より報告セグメントの区分を変更している。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・アクセス株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・アクセス株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

イー・アクセス株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 小 林 茂 夫 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 森 俊哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。  
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

企業結合等関係の注記に記載されているとおり、会社は、平成22年3月31日に、会社を株式交換完全親会社、関連会社であるイー・モバイル株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結している。また、重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年5月12日開催の取締役会において、イー・モバイル株式会社が予定する第三者割当増資のうち170億円の引受を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月27日

イー・アクセス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林茂夫   
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山秀明   
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・アクセス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・アクセス株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年4月1日に米ドル建普通社債及びユーロ建普通社債をそれぞれ発行している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成23年 6月27日

イー・アクセス株式会社

取締役会 御中

## 有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小林 茂夫 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小山 秀明 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・モバイル株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・モバイル株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月31日付でイー・アクセス株式会社と合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

※1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 6月27日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 健生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項なし
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長千本偉生は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高の3分の2以上を占める当社並びに金額的及び質的影響の大きいイー・モバイル株式会社を「重要な事業拠点」とした。なお、前連結会計年度末日時点において持分法適用関連会社であり評価範囲に含めていたイー・モバイル株式会社を、平成22年7月1日付で連結子会社とした後、平成23年3月31日付で吸収合併している。そのため当事業年度末日時点において当社の連結子会社はなくなったものの、実質的な評価範囲は前連結会計年度末日より変更はない。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価範囲とした。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、評価及び見積を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし

## 5 【特記事項】

該当事項なし

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2 第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 6月27日
【会社名】	イー・アクセス株式会社
【英訳名】	eAccess Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 千本 健生
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目10番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長 千本 偉生は、当社の第12期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。